

第二編 古代・中世編

第一章 奈良時代以前

武庫
猪名部
【日本書紀】 卷第十 応神天皇三十一年八月 『新訂國史大系』第一卷
增補國史大系
當時、新羅調使共宿武庫、爰於新羅停忽失火、即引之及于聚船、而多船見焚、由是責新羅人、新羅王聞之、讐然大驚、乃責能匠者、是猪名部等之始祖也

阿知使主
武庫
【日本書紀】 卷第十 応神天皇四十一年二月 『新訂國史大系』第一卷
增補國史大系
是月、阿知使主等自吳至筑紫、時曾形大神有乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也、既而率其三婦女以至津國、及于武庫、而天皇崩之不及、即獻于大鷦鷯尊、是女人等之後、今吳衣縫、蚊屋衣縫是也

菟餓野
【日本書紀】 卷第十一 仁德天皇三十八年七月 『新訂國史大系』第一卷
增補國史大系
天皇与皇后居高台而避暑、時每夜自菟餓野有聞鹿鳴、其声寥亮而悲之、共起可憐之情、及月

猪名
佐伯部

尽以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、当是夕而鹿不鳴、其何由焉、明日猪名県佐伯部献苞苴、天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也、对言、牡鹿也、問之、何処鹿也、曰、菟餓野、時天皇以為、是苞苴者必其鳴鹿也、因語皇后曰、朕比有懷抱、聞鹿声而慰之、今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、即當鳴鹿、其人雖不知朕之愛以適逢彌獲、猶不得已而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、乃令有司移郷于安芸淳田、此今淳田佐伯部之祖也

来狭狭村

【日本書紀】 卷第十四 雄略天皇十七年三月 『新訂国史大系』第一卷 増補国史大系
詔土師連等使進盛朝夕御膳清器者、於是、土師連祖吾等仍進撰津国来狭狭村、山背国内村、俯見村、伊勢国藤形村及丹波、但馬、因幡私民部、名曰贊土師部

武庫行宮

【日本書紀】 卷第廿五 孝德天皇大化三年(六四七)十二月 『新訂国史大系』第一卷 増補国史大系
十二月晦、天皇還自温湯、而停武庫行宮武庫地名也、是日、灾皇太子宮、時人大驚恠

撰津職

【日本書紀】 卷第廿九 天武天皇六年(六七七)十月十四日 『新訂国史大系』第一卷 増補国史大系
冬十月庚寅朔癸卯、内小錦上河辺臣百枝為民部卿、内大錦下丹比公麻呂為撰津職大夫

〈後注〉

本条において、行政組織としての撰津職が初見するものである。撰津職という行政組織の成立時期を明確にすることは問題が残るが、天武朝には他の特別行政組織たる京職(左右京職)もみえ同様に成立していたと考えてよいであろう。

撰津職の職掌については養老職員令より考えてみたい。

撰津職帶津國

大夫一人、亮一人、大進一人、少進二人、大属一人、少属二人、史生三人、使部卅人、直丁二人

撰津職の長官である大夫の職掌は、他の諸國の長官たる守とほぼ同じであるが、國守の職掌には城牧・烽候などがあげられているのに対して、撰津職の大夫の職掌には市場の監督・度量計器・道橋・港や水上の関所・舟具などの検校があげられている。

こうした規定からのみ考えてみるならば、撰津職の大夫は難波津や難波市を管理する点に特色をもつ行政組織と考えてよいであろう。このことは撰津とは、津を管理するとの意味であり、その津とは具体的には難波津であったことによる。尚、撰津職は他の國と同様な機能をも持っていたことはいうまでもない。

武庫海

【日本書紀】 卷第卅 持統天皇三年(六八九)八月十六日 『新訂国史大系』第一卷 増補国史大系
丙申、禁断漁獵於撰津国武庫海一千歩内、紀伊国阿提郡那耆野二万頃、伊賀国伊賀郡身野二万頃、置守護人、准河内国大島郡高脚海

〈後注〉

撰津国武庫海一千歩内、紀伊国阿提郡那耆野二万頃、伊賀国伊賀郡身野二万頃に守護人をおいて、漁獵を禁断

したというのが本条の内容である。
武庫海一千歩というのが如何なる範囲を示しているのかについては、①吉田東伍氏『大日本地名辞書』による
と、武庫川鳴尾崎より兵庫津輪田崎に至る曲浦としている②『西宮市史』第一卷四三三頁は広田社の前面で、
いわゆる平安時代の浜南宮の前面の御前浜と称される地点であろうとしている。海一千歩という表記が正確な面
積を示しているのかどうか若干問題である事と、広田神社と武庫海一千歩を直接結びつけなければならぬ必
然性があるのか、こうした疑問点が存在していることより、ここでは武庫一帯の海という程度に考えておきた
。

凡河内忌寸
石麻呂

【続日本紀】

卷第三

文武天皇慶雲三年（七〇六）十月十二日

『新訂国史大系』第二卷
増補国史大系

冬十月壬午、遷宮、撰津国造從七位上凡河内忌寸石麻呂、山背国造外從八位上山背忌寸品遲、
從八位上難波忌寸濱足、從七位下三宅忌寸大目、合四人各進位一階

〈後注〉

撰津国造從七位上凡河内忌寸石麻呂は「新国造」「律令国造」と称されるもので大化前代の国造とは異なり、
特に神祇關係のことを掌る撰津国の国造氏であったと考えられる。

第二章 奈良時代

【撰津国風土記逸文】

『新訂国史大系』第八卷・『日本古典文学大系』
増補国史大系

撰津国風土記曰、有馬郡、又有塩之原山、此山近在塩湯、此辺因以為名、久牟知川、右因山
為名、山本名功地山、昔、難波長樂豊前宮御宇天皇世、為車駕幸湯泉、作行宮於湯泉之、于
時、採材木於久牟知山、其材木美麗、於是勅云、此山有功之山、因号功地山、俗人弥誤曰久牟
知山、又曰、始得見塩湯等云々、土人云、不知時世之号名、但知嶋大臣時耳

功地山
材木

【法隆寺伽藍縁起并流記資財帳】

天平十九年（七四七）二月十一日

『大日本古文书』
第二卷

（前略）

合水田參佰玖拾陸町參段式佰拾壹步參尺陸寸

（中略）

近江国栗太郡式拾壹町柒段壹佰肆拾肆步

更浦郡
「延喜民部式」
卷二十一「倭名
類聚抄」には讚
良郡とみえる。
菟原郡

戊午年は
五九八年

大倭国肆拾玖町壹段伍拾柒步參尺陸寸

平群郡六町九段二百一歩三尺六寸
添上郡二町一段二百十六歩

河内国捌拾柒町陸段壹佰捌拾柒步

志貴郡一町 洪川郡卅六町二段百八十七歩
更浦郡卅町 和泉郡卅五町九段

撰津国菟原郡參拾壹町陸段貳佰捌拾捌步

播磨国揖保郡貳佰壹拾玖町壹段捌拾貳步

右、播磨田、小治大宮御宇 天皇戊午年四月十五日、請上宮聖徳法王乎、令講法華勝鬘等

経而、布施奉地五十万代、即納賜之中、十万九千五百六十一束二把代

成町二百十九町一段八十二歩

〈後注〉

なお、この史料の後半部に、次のような記載がみえる。

合池陸塘

菟原郡宇治郷

大倭国平群郡寺辺三塘 河内国和泉郡經郷六塘
撰津国菟原郡宇治郷一塘 播磨国揖保郡佐山池一塘

この記載にみられる撰津国菟原郡宇治郷が現在のどこに比定されるかについては不明である。撰津国八部郡に宇治郷がみられるので、その誤りかとも思う。ただし、『行基年譜』には「船息院・尼院、已上二院同国菟原郡宇治郷」とみえ、同資財帳と『行基年譜』との間には郷名に関する限り何らかの関係があったのではないだろうか。

【正倉院文書】

『大日本古文书』 第五卷

検仲麻呂田村家物使請経文

(正集四十四)

検仲麻呂
田村家物使

検仲麻呂田村家物使

合経三百五十八卷大尼延證宣

右、依大臣禪師今月六日宣、附散位正八位上上村主馬養、令奉請於東太寺如件

葦屋倉人嶋麿

天平神護元年五月九日 内豎従八位上勲七等葦屋倉人嶋麿

【続日本紀】

卷第廿六

天平神護元年(七六五)正月七日

『新訂国史大系』第二卷
増補国史大系

葦屋村主刀自女

己亥、(中略)外従五位上葦屋村主刀自女、長谷部公真子、壬生連子家主、従七位下藤野

真人虫女、无位藤原朝臣伊久治、(中略)従六位下若桜部朝臣伊毛並従五位下(後略)

〈後注〉

外従五位上葦屋村主刀自女が女性であるかどうかについて、単に「女」が名前につくからといって女性であるとは決定できないが、本条において授位された人物で他の史料より女性である事の確認できる人物が多くみられるので、女性と考えてよいであろう。

また、この葦屋村主刀自女が撰津国菟原郡の女性であるとの明記はないが、①『新撰姓氏録』撰津国諸蕃の部

に葦屋村主がみられる事。②葦屋との姓名と地名との関係。以上の二点よりこの葦屋村主刀自女は摂津国菟原郡出身の女性と考えられる。このような推定が妥当であるとすれば、この葦屋刀自女は如何なる女性であるのかとの問題が残る。
地方出身者の女性で位階を得ることができる一般的状況は、彼女が采女として中央へ出仕し、後宮の女官となる場合が考えられるのである。彼女もまた、そのような采女出身者と考えるてよいのではないだろうか。

【続日本紀】

卷第廿七

天平神護二年(七六六)九月十九日

『新訂国史大系』第二卷

壬申、(中略)摂津国武庫郡大領従六位上日下部宿禰浄方献錢百万、梶樽一千枚、授外従五位

下

武庫郡大領

〈後注〉

菟原郡の隣郡武庫郡の大領(郡司)従六位上日下部宿禰浄方が錢一〇〇万、杉材一〇〇〇枚を律令政府に献上して外従五位下を授けられる。このような郡司層は史料上菟原郡にはみえないが、存在していた事は推定される。彼らは天平十五年の墾田永代私有令を契機として、自己の墾田を獲得し、また一方、私出挙をして利益をあげ、不動産・動産を増加させて行ったと考えられる。

【続日本紀】

卷第廿九

神護景雲三年(七六九)六月七日

『新訂国史大系』第二卷

癸卯、摂津国菟原郡人正八位下倉人水守等十八人賜姓大和連、播磨国明石郡人外従八位下海直

菟原郡人
倉人水守

溝長等十九人大和赤石連

〈後注〉

菟原郡の人で正八位下という位を持つ倉人水守を頂点とする十九人に大和連姓が授けられた。倉人氏については、新撰姓氏録の中に、摂津国諸蕃として、「藏人、石占忌寸同祖、阿智王之後也」とみえていて、この藏人と倉人は同一氏族と考えてよいであろう。また、彼ら倉人は渡来系氏族と考えられる。

【万葉集】

卷七ノ二四一

日本古典文学大系 『万葉集』卷第七

武庫河

水尾急嘉

赤駒

足何久激

沾祁流鴨

武庫河の水脈を早みか赤駒の

足掻く激に濡れにけるかも

第三章 平安時代

【日本後紀】

卷第十三

延曆二十四年（八〇五）十一月二十日

『新訂國史大系』第三卷

乙酉、遷撰津國治於江頭、許之

【日本後紀】

卷第十七

大同三年（八〇八）七月四日

『新訂國史大系』第三卷

畝野牧

甲申、（中略）廢撰津國河辺郡畝野牧、為牧馬逸出損害民稼

【類聚國史】

卷第廿五

大同四年（八〇九）十一月五日

『新訂國史大系』第五卷

為奈等野

丁未、遣右近衛中將從四位下藤原朝臣真夏、左馬頭從四位下藤原朝臣真雄、左少弁從五位上田口朝臣息繼、左近衛少將從五位下藤原朝臣真本等、於撰津國豊嶋為奈等野、及平城旧都、占太上天皇宮地

【日本後紀】 卷第廿一 弘仁二年（八一二）三月十八日
壬子、停撰津国川辺郡楳戸十烟、豊嶋郡二烟、為平民

『新訂国史大系』第三卷
増補国史大系

【日本後紀】 卷第廿二 弘仁三年（八一三）十二月四日
戊子、撰津国河辺郡空地册町賜某親王諱今上

『新訂国史大系』第三卷
増補国史大系

【日本靈異記】

日本古典文学大系『日本靈異記』

贖蟹蝦命放生得現報緣 第八

蟹かえるの命を
あがいて放生し
現報を得る縁

置染臣鯛女者、奈良京富尼寺上座尼法邇之女也、道心純熟、初姪不犯、常懃採菜、一日不
闕、奉侍於行基大德、入山採菜、見之大蛇、飲乎大蝦、誂大蛇曰、是蝦免我、不免猶飲、亦
誂之曰、我作汝妻故、幸免吾、大蛇聞之、高捧頭而瞻女面、吐蝦而放、女、期蛇曰、自今日經七
日而來、然到期日、閉屋塞穴、豎身居內、誠如期來、以尾拍壁、女恐明日白於大德、大德住在生
馬山寺、而告之言、汝不得免、唯堅受戒、乃全受持三掃五戒、然還來、道不知老人、以大蟹而
逢、問之、誰老、乞、蟹免吾、老答、我撰津国兔原郡人、晝間邇麻呂、年七十八、而无子息、
活命无便、往於難波、偶此得蟹、但有期人故、汝不免、女脱衣贖、猶不免可、復脱裳贖、老乃

兔原郡人晝間邇
麻呂

免之、然蟹持、更返、勸請大德、咒願而放、大德歎言、貴哉善哉、彼八日之夜、又其蛇來、登
於屋頂、拔草而入、女悚慄焉、唯床前有跳爆之音、明日見之有一大蟹、而彼大蛇条然段切、乃
知、贖放蟹報恩矣、并受戒之力也、欲知虛實、問于耆老姓名遂无、定委、耆是聖化也、斯奇異
之事也

【住吉大社司解】

『平安遺文』第十卷 補遺 住吉神社所藏

（前略）

為奈山

一、河辺郡為奈山別名坂根山

四至限東為奈川并公田 限南公田
限西御子代国界山 限北公田并羽束国界

右杣山河領掌之由、同上解、但河辺・豊嶋兩郡内山惣号為奈山別号坂根山、昔大神誅土蜘蛛、宿寝坂

上、仍号坂寝山、山内有宇禰野、天皇遣采女、今採柏葉、因号采女山今謂宇禰野訛、御子代国今謂武庫国訛

為奈河

一、為奈河、木河津

右河等領掌縁同上解、但源流者從有馬郡・能勢国北方深山中出、東西兩河也、東川名久佐佐
川、流通多拔山中、西川名美度奴川、流通美奴賣乃山中、兩河俱南流逮于宇禰野、西南同流
合、名号為奈河、西辺有小野、当城辺山西方名曰軍野、昔大神率軍衆、為擊土蜘蛛御坐地也、因

号伊久佐野、河辺昔居山直阿我奈賀、因号阿我奈賀川、今謂為奈川就訛、大神現靈男神人賜、令流運宮城造作料材木、為行事賜、時斯川居女神欲成妻、亦西方近在武庫川居女神亦欲同思、而女神成寵愛之情、而為奈川女懷嫡妻之心、發嫉妬、取大石擲打武庫川妾神、并其川引取芹草、故為奈川無大石生芹草、武庫川有大石無芹草、兩河一流合注海、依神威為奈川于今不入不淨物、領掌木津川等此緣也

【太政官符案】

『平安遺文』 第一卷 三六 富田仙助氏所藏文書

在摂津国河辺郡十六条十二里十七条十八条、既在坪付券文

右、得大皇太后宮職今年十一月八日奏狀僞、件庄地、以去八月十一日故親子内親王乳母上毛野好子自手、於宮壳進既畢、為變領掌、即勘納地子物之間、以去十月五日庄司所進解狀云、件御庄田園檢田使悉収公、付徵租稅之責、將有収公煩、令運進地子物者、望請、被下宣旨、為不輸租田、無国郡之妨領掌、全令運進地子物也、大納言正二位藤原朝臣国人宣、奉勅、依請者、省宜承知、為彼宮不輸租田、事出自繪前、不得違越、符到奉行

〈後注〉

この文書には日付がしるされていないが、内容その他から『平安遺文』は弘仁三(八一二)年のものとして取られている。いまそれに従った。

【新撰姓氏録】

『新撰群書類従』 卷第四四八

撰津国諸蕃 起石占忌寸、盡荒々公、廿九氏

漢

石占忌寸

坂上大宿禰同祖、阿智王之後也

檜前忌寸

石占忌寸同祖、阿智王之後也

藏人

石占忌寸同祖、阿智王之後也

葦屋漢人

石占忌寸同祖、阿智王之後也

秦忌寸

大秦公宿禰同祖、功満王之後也

(中略)

百濟

三野造

百濟国人布須麻乃古意彌之後也

村主

葦屋村主同祖、意寶荷羅支王之後也

(中略)

和泉国諸蕃 起秦忌寸、盡日根造、廿氏

(中略)

葦屋村主

百濟国人意寶荷羅支王之後也

村主

葦屋村主同祖、大根使主之後也

阿保親王
波・原作渡、拋
上下文及御本改

【続日本後紀】

卷第十二

承和九年（九四二）十月二十二日

『新訂国史大系』第三卷
増補国史大系

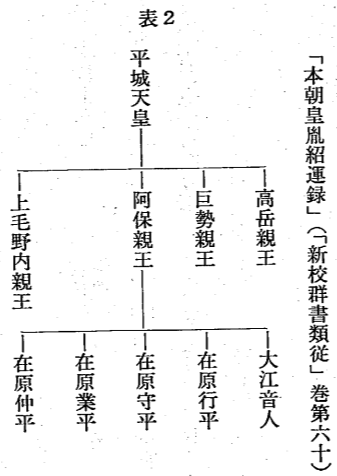
壬午、彈正尹三品阿保親王薨、遺從四位上藤原朝臣助、從四位下田口朝臣佐波主、從五位上藤原朝臣宗成、從五位下路真人永名等、監護喪事、葬日遣參議從四位上和氣朝臣真綱等、贈位曰、天皇大命^{良方}、阿保親王^{良方}、往者逆人結党天不善留事謀利、而乎親王乃至誠有天、白頭留依^依、伏罪天国家不亂^{奈里尔}、依此^依、伊都志賀參入坐^冠、冠位上賜^止、念行^支、而問^尔、不慮外尔、忽尔朕我朝廷乎置天罷坐^奴、聞食^{天奈}、驚賜^比、悔賜^比、哀賜^比、都^大、大坐、然毛治賜^比、授奉^止、所念之位止^為、毛^{天奈}、一品贈賜^比、治賜^布、又遺留^礼、親母^并、子^等、毛^殊、矜^治、賜^幸、罷坐留^道、間^波、平久幸久宇志呂毛輕久罷坐止詔不天皇我大命乎宣、親王者、皇統^彌、照^天、皇^之、孫、而天推^国、高^彦、天^皇、之、第一皇子也、母葛井氏焉、大同之季、天皇禪^国、於^皇、太^弟、遷^御、平^城、宮、弘^仁、元^年、太^上、天^皇、心^悔、而有入東之謀、親王坐此倉卒之變、出大宰員外帥、經十余年、至天長之初、特有恩詔、令得入京、稍歷治部兵部卿彈正尹、兼上野上總等太守、親王素性謙退、才兼文武、有膂力、妙絃歌、春秋五十一而薨也

〔後注〕

阿保親王は表1、表2のような経歴と系譜をもった人物であり、承和の変を密告し、事を未然に防いだことによつて追賞され一品を贈られた。また、「正史」を見る限りでは菅屋と阿保親王の関係は不明である。

表1

弘仁1.9.19 (任官)	→大宰権帥
天長10.3.6 (授位) 四品	→三品
10.8.10 阿保親王母氏葛井宿祢藤子	→從5位下
承和1.2.5 (任官)	→治部卿
1.3.20 (〃)	→上野太守
	治部卿如故
3.5.15 (〃)	→宮内卿
4.6.23 (〃)	→兼兵部卿
7.6.10 (〃)	→彈正尹
9.1.13 (〃)	→兼上總大守
	彈正尹如故
9.7.17 (上表)	
9.10.22 (薨)	



在原業平没

【三代実録】

卷第卅七

元慶四年（八八〇）五月二十八日

『新訂国史大系』第四卷
増補国史大系

廿八日辛巳、從四位上行右近衛權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒、業平者故四品阿保親王第五子、正三位行中納言行平之弟也、阿保親王娶桓武天皇女伊登内親王、生業平、天長三年親王上表曰、无品高岳親王之男女、先停王号、賜朝臣姓、臣之子息未預改姓、既為昆弟之子、寧異齒列之差、於是、詔仲平行平守平等、賜姓在原朝臣、業平体貌閑麗、放縱不拘、略無才学、善作倭歌、貞觀四年三月授從五位上、五年二月拜左兵衛佐、数年遷左近衛權少將、尋遷右馬頭、

累加至從四位下、元慶元年遷為右近衛權中將、明年兼相模權守、後遷兼美濃權守、卒時年五十六

兔原

【三代実録】 卷第卅九 仁和二年（八八六）八月四日
『新訂国史大系』第四卷 增補
四日庚戌、（中略）撰津国嶋上、嶋下、豊嶋、河辺、武庫、兔原、八部、能勢八箇郡官田四十七町一段百廿二步、給主計寮要劇并番上祈

〈後注〉

『類聚三代格』卷一五・諸司田事に、この時の太政官符を取める。

【三代実録】

卷第卅九

仁和二年（八八六）十月十九日

『新訂国史大系』第四卷 增補

十九日甲子、勅以山城国乙訓、紀伊、宇治郡官田卅二町五段二百廿七步、和泉国大島郡官田七町、撰津国嶋上、嶋下、河辺、武庫、兔原、八部、有馬郡官田五十二町八段三百一十一歩、賜典菜寮、為月料田

兔原郡

〈後注〉

『類聚三代格』卷一五・諸司田事に、この時の太政官符を取める。

【東大寺要録】

新記二十卷

筒井英俊編 『東大寺要録』卷第一〇 雜事章之餘

猪名庄敷 延喜二年十二月、東大寺与高陽院、相論撰津国水陸地、十三町四段六十四歩、任公驗許永東大寺

【延喜式】

卷第九

神祇 神名上

『新訂国史大系』第二六卷 增補

菟原郡三座

神名上宮中 京中 王畿内 東海道

菟原郡三座並

（中略）

河内国魂神社並 齋

大國主西神社並 齋

保久良神社

撰津国七十五座

大廿六座並 月次新嘗、就中十五座預相嘗祭

小卅九座並 宮

（中略）

八部郡三座並 齋

生田神社並 月次 長田神社並 月次 相嘗新嘗

（後略）

武庫郡四座並 齋

廣田神社並 月次 相嘗新嘗

伊和志豆神社並 月次 新嘗

名次神社並 齋

岡太神社

〈後注〉
撰津国菟原郡に「河内国魂神社」がみられることについて、吉田晶氏は『日本古代国家成立史論』において、凡河内直氏の本拠地が撰津国菟原郡にあったためであろうと推定されている。

【延喜式】 卷第二十八 兵部省 『新訂国史大系』第二六卷
増補国史大系

諸国駅伝馬

畿内

葦屋十二疋

山城国駅 山崎廿疋、

河内国駅 楠葉、槻木、津積、各七疋、

和泉国駅 日部、暖吹、各七疋、

撰津国駅 草野、須磨各十三疋、葦屋十二疋、

(後略)

【延喜式】

卷第二十二 民部上

『新訂国史大系』第二六卷
増補国史大系

畿内

(中略)

撰津国上管 住吉、百濟、東生、西成、嶋上、嶋下、豊嶋、河辺、武庫、兔原、八部、有馬、能勢、

(中略)

右為近国

【日本紀略】

天慶二年(九三九)十二月二十六日

『新訂国史大系』第二二卷
増補国史大系

撰津国須岐駅

廿六日壬戌、備前介子高、於撰津国須岐駅、為前伊予掾藤原純友、為海賊首、被圍、雖放矢合戦、隨兵員少、子高乞降、即縛子高、子高太郎為賊被斃了、又播磨介嶋田惟幹朝臣為件兵被虜掠

【貞信公記抄】

天慶二年(九三九)十二月二十六日

『大日本古記録』

(前略)

葦屋駅

廿六日、昨今左閤始除目儀、而今日称有所勞不被参入、仍議停、子高朝臣從者馳来云、子高於撰津国、為純友兵士虜云々、因之招公卿令定所行之事

(後略)

【純友追討記】

『群書類從』卷三六九

伊予掾藤原純友居住彼国為海賊之首、唯所受性狼戾為宗、不拘礼法多率人衆、常行南海山陽等国、濫吹為事、暴惡之類、聞彼威猛追從稍多、押取官物燒亡官舎、以之為其朝暮之勤、遥聞將門謀反之由、亦企乱逆漸擬上道、此比東西二京連夜放火、依之男送夜於屋上、女運水於庭中、

純友士卒交京洛所致也、於是備前介藤原高風聞其事、為奏聞其旨、天慶二年十二月下旬、相具妻子、自陸路上道、純友聞之將為害子高、令郎等文元等追及撰津国菟原郡須岐駅、同十二月廿六日壬戌寅剋、純友郎等放矢如雨、遂獲子高、即截耳割鼻、奪妻將去也、子息等為賊被殺畢、公家大驚、下固閑使於諸国、且於純友給教諭官符、兼預榮爵叙從五位下、而純友野心未改、猾賊弥倍、讚岐国与彼賊軍合戰大破、中矢死者数百人、介藤原国風軍敗、招警固使坂上敏基、窃逃向阿波国也、純友入国府放火烧亡、取公私財物也、介国風更向淡路国、注於具状飛駢言上、經二箇月招集武勇人、掃讚岐国相待官軍之到来、于時公家遣追討使、左近衛少将小野好古為長官、以源經基為次官、以右衛門尉藤原慶幸為判官、以右衛門志大藏春實為主典、即向播磨讚岐等二国、作二百余艘船、指賊地伊予国巖向、於是純友所儲船号千五百艘、官使未到以前、純友次将藤原恒利脱賊陣窃逃来着国風处、件恒利能知賊徒宿所隱家、并海陸兩道通塞案内者也、仍国風置為指南、副勇捍者合擊賊、大敗散如葉浮海上、且防陸路絶其使道、且追海上認其泊处、遭風波難共失賊所向、相求之間、賊徒到太宰府、更所儲軍士出壁防戰、為賊被敗、于時賊奪取太宰府累代財物、放火烧府畢、寇賊部内之間、官使好古引率武勇自陸地行向、慶幸春實等鼓棹自海上赴向筑前国博多津、賊即待戰、一挙欲決死生、春實戰酣裸袒乱髮、取短兵振呼入賊中、恒利遠方等亦相隨、遂入截得数多賊、賊陣更乘船戰之時、官軍入賊船着火燒船、凶党

遂破、悉就擒殺、所取得賊船八百余艘、中箭死傷者数百人、恐官軍威入海男女不可勝計、賊徒主伴相共各離散、或亡或降、分散如雲、純友乘扁舟逃歸伊予国、為警固使橋遠保被擒、次将等皆国々処々被捕、純友得捕禁固其身、於獄中死

右純友追討記扶桑略記所載也今以古事談校之矣

〔後注〕

伊予前司藤原純友は九三六年任国で乱を起し、瀬戸内海を暴掠し淡路・讚岐兩國府を襲い、ついで太宰府に迫つたが九四一年鎮定された。この間、備前介藤原高が、純友の京攻略の風聞を伝えんがため上洛するが、その途撰津国須岐駅において、純友の郎等に捕えられた。この乱と関東の平将門の乱とを承平天慶の乱という。須岐駅については、いずれも撰津国須岐駅とするが、「純友追討記」のみが撰津国菟原郡須岐駅と記している。古代の駅は、『延喜式』記載の葦屋駅であるが、果して、兩駅が同じ駅であったものか、またその所在についての一切が不明である。

【撰津国大計帳案】

『平安遺文』 第一〇卷 補四三

(前略)

菟原郡

菟原郡の課戸・
不課戸、課口・
不課口の数

管郷

合今年管戸肆佰參拾柒

戸佰肆拾柒 不合差課

戸貳佰玖拾 合差課

合今年管口萬伍仟陸佰玖拾伍

口萬參仟玖佰肆拾肆 不課

口仟柒佰伍拾壹 課

(後略)

〈後注〉

大計帳とは、農民に律令税であった調・庸などを負担させるために作成されたもので、調・庸を負担する農民を課口、負担しない農民を不課口として、それらの人数を記載したものである。

【撰津国正税帳案】

保安元年(一一二〇)

『平安遺文』第一〇卷 補四五

保安元年税帳注年年交替欠穀額拾肆萬伍仟玖
佰伍拾壹束伍把

(中略)

當年田租穀額

雜散

住吉神戶伍拾捌烟 租稻貳仟參佰貳拾束

〔(家カ)〕羅神戶捌烟 租稻參佰貳拾束

難波大神神戶 〇 〇 拾 〇

下比賣許神戶壹烟 租稻肆拾束

座摩神戶貳烟 租稻捌拾束

新屋神戶壹烟 租稻肆拾束

垂水神戶貳烟 租稻捌拾束

〈後注〉

正税帳とは、ふつう一国の財政に關しての收支決算を記載した報告書である。

廣田神戶伍拾烟 租稻貳仟肆拾束

名次神戶壹烟 租稻捌拾束

佐牙神戶玖烟 租稻參佰陸拾束

菟原社神戶捌烟 租稻參佰貳拾束

生田神戶肆拾肆烟 租稻仟柒佰陸拾束

長田神戶參拾貳烟 租稻仟貳佰捌拾束

大神社神戶參拾烟 租稻仟貳佰束

定納官稻伍萬玖仟柒佰參拾陸束壹把貳分

(後略)

【撰津国租帳】

『平安遺文』 第一〇卷 補四六

(前略)

菟原郡

菟原郡の輸租田・不輸租田、そして、それらの細目の田数

不輸租田伍拾壹町玖段參歩

神田貳町肆段參佰貳拾壹烟

寺田拾町〇段佰柒拾柒歩

船瀬功徳田捌段參佰肆拾歩

織寫田佰貳拾捌町貳段佰捌拾壹歩

左京深拾肆町壹段

右京伍拾肆町壹段佰捌拾壹歩

定田伍佰肆拾町伍段貳佰參拾柒歩

官田伍拾貳町肆段伍拾肆歩

地子田〇〇〇捌段〇〇〇拾肆

得度者田壹段佰捌拾歩

乘田貳町深段陸拾歩

租田肆佰捌拾壹町貳段貳佰肆拾參歩

位田參町伍段陸拾柒歩

郡司織田拾貳町

一身田拾貳町貳佰伍拾歩

壱田深拾町伍段參佰肆拾歩

口分田參佰捌拾參町參佰參歩

京戸田佰參町肆段伍拾柒歩

右京參拾陸町肆段貳佰捌拾伍歩

左京陸拾陸町玖段佰柒拾柒歩

土戸田貳佰深拾玖町深段貳佰肆拾

深歩

不堪佃肆拾捌町肆段肆拾捌歩

地子田貳段參佰拾貳歩

租田肆拾捌町壹段玖拾陸歩

堪佃佰參拾伍町深段拾伍歩

地子田貳町伍段貳佰捌拾捌歩

應輸地子稻佰捌束捌把深分陸毛

租田肆佰參拾參町壹段佰肆拾柒歩

例不堪田佰參町壹段參佰伍拾伍歩

(得田參佰貳拾玖町玖段貳佰伍拾貳歩力)

應輸租稻肆仟伍佰肆拾柒束玖把

深毛玖厘

雜散稻仟束

住吉神戸拾陸烟 租稻陸佰肆拾束

佐牙神戸玖烟 租稻參佰柒拾束

納官稻參仟伍佰肆拾柒束玖把捌分玖厘

(後略)

〔後注〕
租帳とは、一國に存在している水田の輸租・不輸租の別、さらに、それらの細目の田数が記載された帳簿である。

【撰津国出挙帳案】

『平安遺文』 卷一〇 補四七

(前略)

菟原郡の出挙額
およびその内訳

菟原郡肆萬仟貳佰肆拾束

減省雜稻萬仟貳佰束

公廨稻陸仟束

修理池溝新肆稻仟貳佰束

救急新稻肆仟束

見舉稻貳萬陸仟肆拾束
 正税稻萬肆仟貳佰肆拾束
 公廨稻參仟伍佰束
 大日寺新稻參仟束
 安祥寺新法華三昧堂佛供新仟伍佰束
 金輪寺新稻參佰束

〔後注〕

出挙帳とは、国衙財政の一つの財源として毎年おこなわれた出挙の細目およびその数量などを記載した帳簿である。

無動寺新伍佰束
 修理池溝伍佰束
 救急新仟束
 書生借貸新仟束
 天慶八年替欠糶糶新參仟束

〔後略〕

【撰津国調案】

『平安遺文』 第一〇卷 補四八

新屋神封戸壹烟 丁肆
 座摩神封戸貳烟 丁捌
 大依羅神封戸九
 大神封戸參拾烟 丁柒拾玖
 廣田神封戸伍拾壹烟 丁肆佰參拾玖

名鋤神封戸貳烟 丁陸
 佐方神封戸玖烟 丁
 菟原住吉神封戸捌烟 丁參拾玖、丁壹
 生田神封戸參拾肆 丁貳佰拾肆
 長田神封戸參拾貳烟 丁佰伍拾陸

菟原郡の課丁に賦課される調の細目

菟原郡

〔管轄〕

神社封戸捌烟 丁肆拾陸
 (中略)
 大帳定調丁
 惣除散調錢
 輸調乾元丁
 大帳後死丁
 免調錢
 例損戸丁
 大依羅神戸
 難波大神戸
 大神封戸

廣田神戸 丁
 生田神戸 丁
 長田神戸 丁
 菟原住吉神陸烟 丁
 定納官丁
 輸調乾元錢
 薦
 折薦 丁
 葉薦 丁
 木器貳佰物 丁
 陶器 丁
 鍛冶戸調丁
 輸錢
 (後略)

〔後注〕

調帳とは、調を負担する人数、調の品目などを記載した帳簿である。

撰津国大計帳案以下、撰津国調帳案までの五通の文書（大計帳は二通みられるので正確には六通）は、宮内庁書陵部所蔵の「中右記」の裏面に書き記されていたものである。これらには、いずれも作成年代が記されていないが、同時期のものと考えられる「撰津国正税帳案」に「保安元年税帳注年々交替欠」とみえることより保安年間のものと考えられている。「平安遺文」は保安元年（一一二〇）に収められているので、『平安遺文』に従った。

【倭名類聚鈔】

卷六

『日本古典全集』

撰津国第七十二

（中略）

兔原郡

賀美、葦原、布敷、津守、天城、

覚美、佐才、住吉

高山寺本には「葦原」は「葦屋」とみえる。

【曩祖阿保親王尊廟竹園之伝記】

若屋市打出南宮町 親王寺所蔵 （元禄四年）

曩祖阿保親王者、人王五十一代平城天皇第二皇子、母正五位下善良朝臣藤原藤原女也、桓武帝御宇延暦十二癸酉年誕生、平城帝御宇大同四己丑年九月十五日戊午授四品、淳和帝御宇天長四丁未年六月九日己亥為

上総太守、同十癸丑年三月六日癸巳叙三品、仁明帝御宇承和元甲寅年二月五日丙戌任治部卿、同年同月二十六日丁未為上野太守兼治部卿、同三丙辰年五月十五日癸丑移宮内卿、上野太守如元、同四丁巳年六月二十二日甲寅転兵部卿、太守猶如元、同九壬戌年正月十三日戊申再兼上総太守、自是擢任彈正尹為本官、男子有五人、嫡男備中介大枝朝臣本主、次男從五位下駿河守在原朝臣仲平、三男正三位權中納言在原朝臣行平、四男大膳大夫從四位下在原朝臣守平、五男從四位上右近衛權中將在原朝臣業平、女子者從四位上左近衛權中將藤原朝臣敏行妻女也、嫡孫參議從三位兼左衛門督大江朝臣音人、貞觀八丙戌年十月十五日改大枝姓為大江朝臣、自是当家連綿不絶、而承和九壬戌年七月十七日己酉阿保親王緘書上呈嵯峨大皇太后、太后喚藤原朝臣良房公於御前、密賜緘書以伝奏之、其詞曰、今月十日伴健岑來語云、嵯峨大上皇、今將登遐國家之乱在可待也、請奉皇子入東國、仍同二十五日遣春宮坊帶刀、伴宿禰健岑於隱岐國、遣但馬守橘朝臣逸勢於伊豆國、大納言藤原朝臣愛発、中納言藤原朝臣吉野、參議文室朝臣秋津等、解官出京、是嵯峨法皇今年七月十五日崩御、得此時淳和帝皇子春宮恒貞欲立世故也、恒貞終止春宮云々、阿保親王、同年十月二十二日壬午、於撰津国菟原郡蘆屋庄打出村薨御、天皇甚哀惜、遣從四位上藤原朝臣助、從四位下田口朝臣佐渡主、從五位下藤原朝臣宗成、從五位下路真人永名等、監護喪事、葬日遣參議從四位上和氣朝臣真綱等、贈位曰、天皇大命上良万阿保親王爾宣久往者逆人結党天不善留事謀利而乎親王乃至誠有天白顯爾 依此依伏罪天國家不乱奈爾 依此依伊都志賀參入坐率冠位上賜年念行支而間爾不慮外爾忽爾朕我朝廷乎置天罷坐奴聞念天奈 驚賜比悔賜比都々大坐然毛治賜授奉年止所念之位為毛 一品贈賜比治賜布又遣留禮親母并子等毛殊矜治賜幸罷坐留道間波平久幸久宇志呂毛輕久罷坐止詔不天皇我大命乎

宣布、親王素性謙退、才兼文武、有膂力、妙絃歌、御歳五十一而薨也、春秋今年今日当八百五十年忌、記此一巻、以奉納阿保親王古廟訖

元禄第四辛未曆孟冬後二日

長陽主人從四位下甲斐守大江朝臣綱元

〈後注〉

本伝記は奥書に書いてある如く、元禄四年のものであつて、六国史の記事をもとにして作成されたものである。本伝記によると、阿保親王は「撰津国菟原郡蘆屋庄打出村薨」と見え、阿保親王と芦屋との關係がみられるのである。

【阿保山親王寺縁起】

芦屋市打出南宮町
親王寺所蔵

撰津国菟原郡蘆屋庄打出村阿保山親王寺縁起

傳当寺の濫觴を尋るに、平城天皇^{十一代}第二皇子阿保親王の住給ひし旧地也、此親王と申奉るハ、具竹の世々に其名と、まれる在五中將業平朝臣の父みこにてわたらせ給ふ、延暦十二癸酉歲、御誕生ありて、御生長の後、謙退にして御才かしく、文武の道をかねそなへさせ給ふのみならず、糸竹のしらへも雲井をひゝかし、敷嶋のやまとうたにも入たゝせまはせは、世におもくかしつかれ給ふ、承和九年のころかとよ、嵯峨法皇かくれさせ給ふ折を得て、恒貞親王^{淳和帝皇子}近臣をかたらひ陰謀のくハたておはして、国家すてに乱れむとせしを、阿保親王至誠ありて申願し給ふによて、あしき輩をつみし四維に

承和二年親王
寺建立

退け、已に世も穩になりければ、帝の御おほへいと、他にことなり、しかあれと無常變易の世のことハりとして、同し年撰津国菟原郡蘆屋庄打出村にして、御年五十一の冬十月廿二日薨御し給ふ
藤原朝臣宗成、從五位下路真人永名等をつかハして、御葬の事つかさとりしむ、參議從四位上和氣朝臣真綱をして一品を贈らしめ給ふ、かくて承和十一年甲子年、親王のすませ給ふ地をあらためて寺院を建立し、阿保山親王寺と号す、本尊ハ彼親王の安置仏弥勒尊 御長二尺六寸
慈覚大師の彫刻也、御在世の内仏道に御帰依ましく、慈覚大師を尊敬のあまりこひうけ給ふ尊像となん、鎮守は春日大明神、和光の影あきらかに仏法守護せさせまします、そのかみは、境内東西三町、南北六町余、寺院百余坊、軒のいらか日にかゝやき、莊嚴美をつくせる道場にて、宝物等もかすくおほかりしかと、いつの比にかありけん、一時の灰尽となりてうせぬとなん、誠に常住壞空のことハりをしめし給ふ方便なるへし、されと本尊ハ、魔風の余烟にも犯され給ハす、今に他力の結縁をなし、利生あらたにたゝせ給ふ、さて、土地の風景たくひなし、先なたの塩やきいとまなみと詠せしあし屋のうらもいとちかう、をくしもとらぬ海人のいとなミ目の前に見えわたる、むかし業平朝臣、此ところにするよししてすみ給へる比、かれこれともなひて家の前の海のほとりに逍遙し、布引の滝にのほりなとしてかへるに、日くれぬれば、我すむかたの海士の漁火をみて

はるゝ夜のほしか河辺のほたるかも我すむかたの海人のたくひか

と詠し給へるよし伊勢物語に記せるもこのことなめり、又四季の景望とりく、也、春はかすみたつ磯山

さくら香にほひ、浦路すしき夏の夜は芦辺にすたく螢の影にもあまのたく火かとあやまたる、後京極撰政殿の御歌にも

いさり火のむかしの光ほの見えて蘆屋のさとにとふ螢かな

と詠せさせ給へるも、業平のむかしのおもかけをおほしいてたるなるへし、秋も夜寒になりゆくほと、あしやの里の海士衣襪打浪に声をかはして、よその寝さめをうらかなしめ、さてむこ山おろし冬寒る比、遊浪千鳥立さはき、あしのかれ葉に霜こほるさまなど、みるにつけ聞にしたかひあはれを催さすといふことなし、爰にあやしきことあり、遠近舟のかすおほくゆきかふに、此親王寺のまへをすくるときは、必帆をさけてのるに、あなひしらぬ遠津国の舟人帆をさけされは、其舟にあやまちありとなん、かの尊靈此地にとまりましくて物とかめし給へるにや、此寺のほとりに、東西堀をかまへ、其中に阿保親王の御廟あり、金銀の金具七宝の珠玉等今に出るとなん、又境内より一町西に、拾五間四方の塚有、俗に金塚といふ、是ハかねて未来をかみさせましくて、我なからむ後爰に蘭若を興立する人あるへし、後々又破壊修造の爲にとて、黄金瓦などそこはくこめをかせ給ふとなん、かたりつたふ、凡世々の帝の陵といへとも、数百歳の後は其跡いつことしらぬもおほかるに、あまたの星霜をへて彼親王の旧蹟、此道場にとまれること、誠に徳の至れる哉、奇なるかな、かつハ仏法擁護のちからなるへし、しかあれと、宝祚延長武運長久の御いのり且暮にをこたらず、退ては諸檀越の現当二世の願望みてん事をいのる、まして此靈仏の威力を加へハ、遠郷近里の道俗、猪名のは山に草かるおのこ、宿もさためぬ芦屋の海士にいたる迄、易行易修の功德をもて、彼国に導ひきたまはむといふ事しかり

〈後注〉

尚、阿保山親王寺縁起には奥書はみられないが、その成立年代は江戸時代のものと考えられよう。この縁起自体を作る上でもとになったのは、いうまでもなく、『六国史』と『伊勢物語』であろう。

六国史と「阿保親王竹園伝記」・「阿保山親王寺縁起」との関係、つまり、阿保親王と菅屋との関係については本編で述べている。

(A) 六国史、具体的には『日本後紀』、『続日本後紀』の記事で、表1と承和九年十月廿二日の葬伝。

(B) 『阿保親王竹園伝記』

(C) 『阿保山親王寺縁起』

この三者のうち、史料的に信頼がおけるものは、いうまでもなく、(A)である。

(B)は長州藩主毛利甲斐守綱元が元禄四年に寄進したもので、文末に、「今年今日当八百五十年忌、記此一

巻、以奉納阿保親王古廟訖」とみえる。

(C)は奥書もなく、明確にはいえないがこの時以前ということはなく、それ以後のものであろう。

【今昔物語】

卷一三

日本古典文学大系
『今昔物語集』

撰津国菟原僧慶日語第五

今昔、撰津国ニ慶日ト云フ僧有ケリ。幼ニシ比睿ノ山ニ登テ出家シテ、顕密ノ法文ヲ習フニ皆不暗ズ、亦、外典ヲモ吉ク知レリ。而ル間、道心盛ニ発テ、忽ニ本山ヲ去テ生国ニ行テ、菟原ト云フ所ニ籠居テ、方丈ノ庵室ヲ造テ、其ノ中ニシ日夜ニ法花経ヲ誦シ、三時ニ其ノ法ヲ修行シテ、其ノ暇ノ迫ニハ天台ノ止観ヲ学シケ。庵ノ内ニハ仏経ヨリ外ニ余ノ物无シ、三衣ヨ

リ外ニ亦着物无シ。亦、奄ノ辺ニ女人来ル事无シ、況ヤ、女人ヲ相見テ談ズル事有ラム。若シ、食物ヲ与ヘ衣服ヲ訪フ人有レバ、貧キ人ヲ尋ネ求テ与ヘテ、更ニ我ガ用ニ不充ズ。

而ル間、聖人ノ所ニ奇異ノ事時々有ケリ。雨降テ極テ暗キ夜、聖人奄ヲ出デ、廁ヘ行ク間ニ、奄ノ内ニ人无シト云ヘド前ニハ火ヲ持タル人有リ、後ニハ笠ヲ着タル人有リ。人、如此ク此レヲ見テ、誰人ナラ思テ、近ク寄テ見レバ、火モ无シ、笠モ无シ、聖人ノ共ニ人无クシテ独リ行ク。或ル時ニハ、傍馬ニ乗レル宿老ノ上達部ト思シキ人、聖人ノ奄ニ来ル。此ヲ誰人ト不知テシテ行テ見レバ、馬モ无シ、人モ无シ。此レ天神・冥道ノ守護ノ為ニ来給フトゾ、人疑ケル。

遂ニ聖人最後ニ臨テ、身ニ病无クシ、只独リ奄ノ内ニシ、西ニ向テ音ヲ高クシ、法花經ヲ誦ス。後ニハ、其ノ定印ヲ結テ定ニ入ルガ如クシ命絶リ。然レド近辺ノ人、死タリ云フ事ヲ不知ズシ聞ニ、奄ノ内ニ百千ノ人ノ音有テ、聖人ヲ恋悲テ哭キ合ヘル音有リ。近隣ノ人等、此レヲ聞テ驚キ恠ムデ、奄ニ行テ見レバ、人一人无シ。聖人ハ定印ヲ結テ死テ有リ、奄ノ内ニ馥キ香満テリ。聖人ノ例ニ非ズ経ヲ高声ニ誦シ合セテ、奄ノ内ニ多ノ人ノ哭キ悲シム音ノ聞ハ、護法ノ聖人ヲ惜ムデ悲シビ哭キ給ヤ、トゾ人疑ル。聖人ノ死ヌル時ニハ空ニ樂ノ音有ケリ。然レバ、疑ヒ无ク極樂ニ往生ル人ト語リ伝ヘタトヤ。

あしやの里

【伊勢物語】

『新校群書類従』 卷第三〇七

昔男。津の国むばらのこほりあしやの里にしろよしありて。いきてすみけり。むかしのうたに。

蘆のやの灘の塩焼いとまなみつけの小櫛もさゝてきにけり

とよめるは。この里をよめるなり。こゝをなんあし屋のなだとはいひけり。此男なま宮つかへしければ。それをたより。あふのすけどもあつまりきにけり。この男のあにもあふのかみなりけり。その家の海のほとりにあそびありきて。いざこの山のうへにありといふぬのびきのたき見にのぼらんといひて。のぼりてみるに。そのたき物よりことなり。たかさ廿丈ばかり。ひろさ五丈余ばかりある石のおもてに。しろききぬにいしをつゝみたらんやうになん有りける。さる滝のかみに。わらふだばかりにてさし出たるいしあり。その石のうへにはしりかゝる水。せうかうじばかりのおほきさにてこほれおつ。そこなる人にうたよます。このあふのかみまづよむ。

我世をはけふかあすかたまつかひの涙の滝とれいつれ勝れり

つきにあるじよむ。

ぬき乱る人こそ有らぬ白玉のまなくもちるか袖のせはきに

とよめりければ。かたへの人わらふにや有けむ。この歌をよみてやみけり。かへりくるみちと

をく。うせにし宮内卿もとよしが家のまへすぐるに日くれぬ。やどりのかたを見れば。あまのいさりする火おほくみるに、このあるじのおとこよむ。

はるゝ夜の星か河辺の螢かも我すむかたの螢の焼火か

とよみて。みなかへりきぬ。そのよみなみの風ふきて。なごりのなみいとたかし。つとめてその家のめのこどもいでて。うきみるの浪によせられたるをひろひて。いゑにもとてきぬ。女がたより。そのみるをたかつきにもりて。かしはおほひて出したり。そのかしはにかくかけり。

わたつ海のかさしにさすと祝ふも、君か為には惜まざりけり

るなか人の歌にては。あまれりやたらずや。

〈後注〉

伊勢物語の成立過程・成立年代そして、作者については古來諸説があつて明確ではないが、業平の自撰私家集である業平歌集を根幹として業平に關係深い在原氏一族によつて編集され、業平の歿後、六〇〜九〇年間に成立したとする説が有力であるといえよう。

したがつて、伊勢物語の記述の中で地理的な事柄などは事実とみてよいであろう。また、業平が芦屋里に住んでいたという部分についての記述については嚴密な意味で事実とみるには、まだ多くの問題が残っているが、一つの歌物語の伝承として伝えていて、まったく事実無根のものとすることはできないであろう。

【大和物語】

百四十七

日本古典文学大系『竹取物語・伊勢物語・大和物語』

昔津の国にすむ女ありけり。それをよばふ男二人なむありける。一人はその国にすむ男、姓はむばらになむありける。いま一人は和泉の国の人になむありける。姓はちぬとなむいひける。かくてその男ども、年・齡・顔容貌・人のほど、たゞ同じばかりなむありける。心ざしのまさらむにこそはあはれとおもふに、心ざしの程だにたゞおなじやうなり。暮るればもろともに来あひぬ。物をこそすれば、たゞ同じやうにをこそす。いづれまされりといふべくもあらず。女思ひわづらひぬ。この人の心ざしのをろかならば、いづれにもあふまじけれど、これもかれも月日を経て家の門に立ちて、よろづに心ざしをみえければしわびぬ。これよりもかれよりも、同じやうにをこそする物どもとりもいれねど、いろいろにもちて立てり。親ありて、^(女の思)「かくみぐるしく歳月を経て、人のなげきをいたづらにおふもいとをし。一人ひとりにあひなば、いま一人が思ひは絶えなむ」といふに、女「こゝにも、さ思ふに、人の心ざしの同じやうなるになむ思ひわづらひぬ。さらばいかゞすべき」といふに、当時、生田の川のつらに、女平張をうちておにけり。かゝれば、そのよばひ人どもを呼びにやりて、親のいふやう、^(女の思)「たれもみ心ざしの同じやうなれば、この幼き者なむ思ひわづらひにて待(る)。今日いかにまれこの事をさだめてむ。あるは遠き所よりいまする人あり。あるはこゝながらそのいたづきかぎりなし。これもか

れもかれもいとをしきわざなり」といふ時に、いとかしこくよろこびあへり。「申さむと思ふ給ふるやうは、この川に浮きて待(る)水鳥を射たまへ。それをいあてたまへらむ人にたてまつらむ」といふ時に、「いとよきことなり」といひて、射るほどに、一人は頭のかたを射つ。今一人は尾の方を射つ。当時いづれといふべくもあらぬに、女思(ひ)わづらひて、

すみわびぬわが身投げてむ津の国の生田の川は名のみなりけり

とよみて、この平張はかほにのぞきてしたりければ、づぶりとおちいりぬ。親あはてさはぎのゝしるほどに、このよばふ男二人やがおなじ所におちいりぬ。一人は足をとらへ、いま一人は手をとらへて死にけり。当時、親いみじく騒ぎてとりあげて、なきのゝしりて葬りす。男どもの親来にけり。この女の塚のかたはらに、又塚どもつくりて、ほりうづむ時に、津の国の男の親いふやう、「おなじくくの男をこそ、おなじ所にはせぬ。異国の人の、いかでかこの国の土をばをかすべき」といひてさまたぐる時に、和泉のかたの親、和泉のくにの土を舟にはこびてこゝにもてきてなむ遂に埋みてける。されば女の墓をなかにて左右になむ男の塚どもいままあなる。(中略)かの塚の名をば、処女塚とぞいひける。(後略)

処女塚

第四章 鎌倉時代

【僧良信田地売券】

嘉禄元年(一二二五)

『大日本古文書』家わけ十七
大徳寺文書第三卷

あしや先生(すたよ)

「船江すいもん売券船江あしや先生か裏新」(船長書)

謹辞 売渡進永作手私領田地事

合佰捌拾歩者 宛直能米参解

在撰津国武庫西条船江村内伍条拾伍里参坪内末申角也

右件田地元者、僧良信相伝私領田也、而今依有直要用、藤原重綱限永年所売渡進明白也、仍為

後代証文、相具本証文二通、所沽却進如件

嘉禄元年十一月四日

才次
乙西 売人僧良信(花押)

敬尊、播磨國法
花山一乘寺に赴
く途、葦屋莊民
に善薩戒を授け、
葦屋五郎左衛門
尉重仲・七郎左
衛門尉重清の家
に泊る

【金剛仏子觀尊感身学正記】 弘安八年（一二八五）
七月廿三日。播州法花山僧徒。此兩三年。捧所々殺生禁断之起請文。差宿老四五人。勸請及七
ケ度故。去年冬比。衆僧評定。今年春比。可赴之由約束畢。而依天王寺執務故。相違畢。彼山
僧愁惱。不便無極之処。今夏末比。亦差使者来。哀彼懇志切。今日進発。即著淀津也。廿四
日。著海崎。廿五日。著葦屋五郎左衛門尉重仲之家。廿六日。於当莊。百三十九人授善薩戒。
夕方。著七郎左衛門尉重清之家。廿七日。著明石。

『西大寺觀尊伝集集成』
奈良国立文化財研究所史料二

【兵庫関合戦悪行輩交名注進状案】

正和四年（一二三三）

内閣文庫所藏
撰津国古文書

注進 正和四年十一月廿三日於兵庫関所対兩御使致合戦輩等交名注文事

合

兵庫関襲撃に打
出の悪党、後藤
右衛門尉、有熊
右衛門尉、清左
衛門尉の三名加
わる

治部卿律師良慶 成林房因幡（百吉）大宮閉籠之時、蒙
宣旨者也、都賀河住

宝蔵坊伊賀堅者 勝蔵坊大進

元者号西城坊大輔房弁承、
依為悪党、蒙宣旨者也

西谷浄定坊信乃堅者弁承同

妙法院門徒播磨注記懐玄
成実坊同宿、弁承舎兄也

福智院尾張坊

師注記都賀河住

東塔西谷摩尼坊少輔阿闍梨頼甚

同谷勝蔵坊讚岐房彦勝 頼甚舎弟

北谷大宝坊少輔坊玄賀

南谷戒前坊師注記定尊

同坊肥前注記親覚

東谷円宗坊弁坊都賀河住

同坊宰相阿闍梨永玄

同坊大輔房祐實

同南谷極楽坊侍従注記教惠

同坊播磨注記良縁

西塔北乘明房遠江堅者堯玄

同上総阿闍梨貞祐

彦太郎左衛門尉細曹住

同舎弟兵衛大郎同

ゆはらの□かふりの住

□納言房河原崎住

市熊次郎賀嶋住

童子八郎飯米住

儀又大郎同

石熊匂当西宮住

摩尼王同

同舎弟熊夜又同

阿古法師同 大徳同

生福同 愛得次郎兵庫住

掃部丞同

馬四郎同

堅物同 大蔵丞同

五郎大郎同 小六郎同 大夫大郎同
 左近次郎同 阿波入道同 番阿同
 □大郎同 得次郎同 又五郎同
 藤大郎入道同 木工入道同 五郎三郎輪田庄住
 ふこの平次兵庫住 とか四郎同 三郎大郎同
 正願法師同 進士入道同 公文弥次郎同
 同下人弥三郎同 島本 初熊大郎同 同舍弟御房三郎同
 藥師堂前 又三郎同 小四郎馬允同 越前房都賀河 記代
 越前房 目錢取手 ミナツシ 南 兵庫住 三郎大郎同
 平五郎同 藤大郎同 江口又大郎同
 左近次郎同 竹王大郎同 石王次郎同
 五郎下津住 橘次定 孫大郎イモアライ
 □次郎下津住 藤内次郎子息同 観音四郎水垂
 後藤右衛門尉打出 有熊右衛門尉同 清左衛門尉同
 乙次郎賀崎住 九郎大郎今市住 松次郎尼崎住
 打出

松熊三郎入道同 中五郎同 熊松右衛門尉同
 同子息同 宮王四郎入道同 江三同
 石見房同 石見房西村重原住 刑部次郎西村住
 右、此外雖有悪党等数輩、不知名字之間、隨見及且注進如件
 正和四年十一月 日

箕面市勝尾寺所藏
勝尾寺文書

【沙弥法一田地寄進状】

元亨元年（一二三二）

（端裏書）
「勝尾寺寄進状」

敬白 立願事

葦屋庄地頭職
 右意趣者、為当山勝尾寺観音御宝前、依有千部法華転読之志以法（密カ）知行、撰津国葦屋庄地頭職
 名田畑上田参町（所当注文 別紙在之）限永代所奉寄進也、然者於供養者、且依年記且隨転読所可延供養也、仍
 為夫婦現世安穩後生善所一切衆生平等利益所奉寄進也、寺僧中成慇懃之思有御祈禱之忠勤者尤
 所望也、仍所奉寄進如件 敬白

元亨元年五月四日

沙弥法一（花押）

荒木田氏女（花押）

後醍醐天皇隠岐
遷幸の途、芦屋
を通過

【増鏡】

卷第十六

元弘二年（一二三二）三月七日条

日本古典文学大系

『増鏡』

（前略）おなじ日、やがて妙法院の座主尊澄法親王（も）も、讃岐国へおはします。先帝は今日津の国毘陽の宿といふ所に著かせ給て、夕づく夜ほのかにをかしきを、ながめおはします。

命あればこやの軒ばの月も見つ又いかならん行末の空

葦屋の松原

毘陽より出でさせ給て、武庫川・神崎・難波・住吉など過ぎさせ給（と）て、御心のうちに思はずちあるべし。広田の宮のわたりにても、御輿とどめて、拝みたてまつらせ給。葦屋の松原・雀の松（雀の松）・布引の滝など御覧じやらるゝも、「ふるき」御幸ども思し出でらる。生田の里をば訪はで過ぎさせ給ぬめり。湊川の宿に著かせ給へるに、中務の宮は、「こ」やの宿にをはします程、間近く聞きたてまつらせ給も、いみじうあはれに悲し。（後略）

【異本伯耆卷】

元弘二年（一二三二）

『統群書類従』卷第五七四
第二十輯 合戦部

（前略）元弘二年三月七日先皇奉遷隠岐国。同八日一宮尊良親王ハ土佐国畑へ奉流。佐々木三郎判官時信路次ノ御警固ニ参ル。其夜ハ撰津国打出ノ浜ニト、マリラセ給フ。御供ニ参リシ二条中納言為明。明日妙法院ノ宮讃州へ御下向有ヘシ。此宿ニコソ御旅宿アランスラント思ヒアリテ。

尊良親王土佐国
に尊澄法親王讃
岐に配流の途、
打出浜に泊る

打出ノ浜

イトセメテ浮人ヤリノ道ナカラ同シヤトリト聞ソ嬉シキ
ト書付ケリ。同八日妙法院二品尊澄法親王ハ讃岐国へ奉配流。路次ノ御警固ニハ長井左近大夫將監高広守護シ奉ル。是亦打出ノ浜ノ昨日一宮ノ御宿リアリシ旅宿ニ其夜ハ留メ奉ル。昨日為明ノ書付シ歌御覧アリテ。同御歌ヲ書付サセ玉フ。
末マテモ同シヤトリノ道ナラハ我イキウシト思ハマシカハ

【太山寺衆徒注進状】

元弘三年（一二三三）

神戸市太山寺所蔵
太山寺文書

一見了（花押）

注進

依陽大塔二品親王 令旨、播磨国大山寺衆徒等自去潤二月十五日致合戦忠抽御祈禱実事
一当寺長日不断薬師如来供養法
一撰州小平野兵庫島合戦後二月十五日、初度
一同廿三日尼崎合戦手負実名
時教大輔
一同廿四日同国坂部村合戦打死刑部次郎安重
実名
一摩耶山合戦三月 打死兵衛三郎友重
実名

赤松則村、太山
寺衆徒を率いて
兵庫・尼崎間で
六波羅の兵と戦
い摩耶山城に籠
る

一 京都合戦同十二日打死大夫房源真大将実名 肥後有慶
 同日手負民部重輝兵部実名 少輔丁源 丹後心善
 一 摩耶山城于今警固
 右、今年二月廿一日忝賜 令旨之間、自赤松城始於所々致度々合戦畢、仍注進如件
 元弘三年五月十日
 進上 御奉行所

【後藤基景軍忠状】

元弘三年（一二三三）

東京大学史料編纂所蔵 後藤文書影写本

一見了 花押（赤松四心）

葦屋三郎兵衛尉 赤松四心に属して、竹田河原で戦う

播磨国安田郷中村郷并曾我部郷三ヶ郷公文後藤八郎基景申

右基景去三月廿八日馳参山崎烈御著到、同四月三日於西七条致合戦之時、中間孫六男令討死畢、同孫五郎所被疵也、次同八日竹田河原合戦之時、捨身命致軍忠者也、是等次第、撰津国多田院御家人槻並近藤兵衛尉・同国住人葦屋三郎兵衛尉并寺田馬四郎・位部肥後阿闍梨等、於同所致合戦之間、所令見知也、右御尋不可有其隠、早賜御一見之状、預 恩賞欲施弓箭之面目矣仍言上如件
 元弘三年五月 日

第五章 南北朝・室町時代

【太平記】

卷第十七

延元元年（一二三六）

日本古典文学大系 『太平記』二

楠木正成、足利尊氏と打出・西宮浜に戦い勝つ

（前略）將軍湊河ニ著給ケレバ、機ヲ失ツル軍勢共、又色ヲ直シテ、方々ヨリ馳参リケル間、無程其勢二十万騎ニ成ニケリ。此勢ニテ頓テ責上リ給ハ、又官軍京ニハタマルマジカリシヲ、湊河ノ宿ニ、其事トナク三日迄逗留有ケル間、宇都宮五百余騎道ヨリ引返シテ、官軍ニ属シ、八幡ニ被置タル武田式部大輔モ、堪カネテ降人ニ成ヌ。其外此彼ニ隠レ居タリシ兵共、義貞ニ属ケル間、官軍弥大勢ニ成テ、龍虎ノ勢ヲ振ヘリ。二月五日頼家卿・義貞朝臣、十万余騎ニテ都ヲ立テ、其日撰津国ノ芥川ニソ被著ケル。將軍此由ヲ聞給テ、「サラバ行向テ合戦ヲ致セ。」トテ、將軍ノ舍弟左馬頭ニ、十六万騎ヲ差副テ、京都ヘゾ被上ケル。
 サル程ニ兩家ノ軍勢、二月六日ノ巳刻ニ、端ナク豊島河原ニテゾ行合ケル。互ニ旗ノ手ヲ下シテ、東西ニ陣ヲ張り、南北ニ旅ヲ屯ス。奥州国司先ニタビ逢テ、軍利アラズ、引退テ息ヲ繼

バ、宇都宮入替テ、一面目ニ備ント攻戦フ。其勢二百余騎被討テ引退ケバ、脇屋右衛門佐二千余騎ニテ入替タリ。敵ニハ仁木・細川・高・畠山、先日ノ恥ヲ雪メント命ヲ棄テ戦フ。官軍ニハ江田・大館・里見・鳥山、是ヲ被破テハ何クヘカ可引ト、身ヲ無者ニ成テゾ防ギケル。サレバ互ニ死ヲ輕ゼシカドモ、遂ニ雌雄ヲ不決シテ、其日ハ戦ヒ暮テケリ。

爰ニ楠判官正成、殿馳ニテ下リケルガ、合戦ノ体ヲ見テ、面ヨリハ不懸、神崎ヨリ打廻テ、浜ノ南ヨリゾ寄タリケル。左馬頭ノ兵、終日ノ軍ニ戦クタビレタル上、敵ニ後ヲツ、マレジト思ケレバ、一戦モセデ、兵庫ヲ指テ引退ク。義貞頓テ追懸テ、西宮ニ著給ヘバ、直義ハ猶相支テ、湊河ニ陣ヲ被取ケル。同七日ノ朝ナギニ、遙ノ澳ヲ見渡セバ、大船五百余艘、順風ニ帆ヲ揚テ東ヲ指テ馳タリ。何方ニ属勢ニカト見ル処ニ、二百余艘ハ、楫ヲ直シテ兵庫ノ島ヘ漕入ル。三百余艘ハ帆ヲツキテ、西宮ヘゾ漕寄セケル。是ハ大伴・厚東・大内介ガ、將軍方ヘ上リケルト、伊予ノ土居・得能ガ、御所方ヘ参リケルト漕連テ、昨日迄ハ同湊ニ泊リタリシガ、今日ハ両方ヘ引分テ、心々ニ著タリケル。荒手ノ大勢両方ヘ著ニケレバ、互ニ兵ヲ進メテ、小清水ノ辺ニ羽向合。將軍方ハ目ニ余ル程ノ大勢ナリケレドモ、日比ノ兵、荒手ニセサセントテ、軍ヲセズ。厚東・大伴ハ、又強ニ我等許ガ大事ニ非ズト思ケレバ、サシモ勇メル気色モナシ。官軍方ハ雙ベテ可云程モナキ小勢ナリケレドモ、元來ノ兵ハ、是人ノ大事ニ非ズ、我身ノ上ノ

打出宿

安否ト思ヒ、荒手ノ土居・得能ハ、今日ノ合戦無云甲斐シテハ、河野ノ名ヲ可失ト、機ヲトキ心ヲ励セリ。サレバ兩陣未闘ハザル前ニ安危ノ端機ニ顯レテ、勝負ノ色暗ニ見タリ。サレドモ荒手ノ驗シナレバ、大伴・厚東・大内ガ勢三千余騎、一番ニ旗ヲ進メタリ。土居・得能後ヘツト懸抽テ、左馬頭ノ引ヘ給ヘル打出宿ノ西ノ端ヘ懸通り、「葉武者共ニ目ナ懸ソ、大将ニ組メ。」ト下知シテ、風ノ如クニ散シ雲ノ如クニ集テ、呼ヒテ懸入、々々テハ戦ヒ、戦フテハ懸抽ケ、千騎ガ一騎ニ成迄モ、引ナト互ニ恥メテ面モ不振闘ヒケル間、左馬頭叶ハジトヤ被思ケン、又兵庫ヲ指シテ引給フ。千度百般戦ヘドモ、御方ノ軍勢ノ軍シタル有様、見ルニ可叶トモ覺ザリケレバ、將軍モ早退屈ノ体見ヘ給ケル処ヘ、大伴参テ、「今ノ如クニテハ何トシテモ御合戦ヨカルベシトモ覺候ハズ。幸ニ船共數候ヘバ、只先筑紫ヘ御開キ候ヘカシ。小式筑後入道御方ニテ候ナレバ、九国ノ勢多ク属進セ候ハミ、頓テ大軍ヲ動テ京都ヲ被責候ハンニ、何程ノ事カ候ベキ。」ト申ケレバ、將軍ゲニモトヤ思食ケン、懸テ大伴ガ舟ニゾ乗給ヒケル。諸軍勢是ヲ見テ、「スハヤ將軍コソ御舟ニ被召テ落サセ給ヘ。」トノ、メキ立テ、取物モ取不敢、乗ヲクレジトアハテ騒グ。舟ハ僅ニ三百余艘也。乗ントスル人ハ二十万騎ニ余レリ。一艘ニ二千人許コミ乗ケル間、大船一艘乗沈メテ、一人モ不殘失ニケリ。自余ノ舟共是ヲ見テ、サノミハ人ヲ乗セジト纒ヲ解テ差出ス。乘殿レタル兵共、物具衣裳ヲ脱捨テ、遙ノ澳ニ游出デ、舟ニ取著ントス

レバ、太刀・長刀ニテ切殺シ、櫓カイニテ打落ス。乗得ズシテ渚ニ帰ル者ハ、徒ニ自害ヲシテ
磯越ス波ニ漂ヘリ。尊氏卿ハ福原ノ京ヲサヘ被追落テ、長汀ノ月ニ心ヲ傷シメ、曲浦ノ波ニ袖
ヲ濡シテ、心ヅクシニ漂泊シ給ヘバ、義貞朝臣ハ、百戦ノ功ヲ高シテ、数万ノ降人ヲ召具シ、
天下ノ士卒ニ將トシテ花ノ都ニ歸給フ。(後略)

【高橋彦六茂宗軍忠状】

建武三年(二三三六)

『大日本史料』第六編之二
彰考館本 多田院文書

撰津国多田院御家人高橋彦六茂宗申軍忠事

右去年建武二十一月廿五日、馳參三州矢作河、属于足利上総五郎入道殿御手、致合戦、同廿七
日渡河、致散々戦、抽軍忠訖、同十二月遠江国国府・上野・駿州手越河原・菅根山御合戦、致
忠節者也、自其路次御供令勤仕、当年建武二正月江州勢田・宇治・京都・打出・西宮御合戦仁竭
軍忠、將又自鎮西御帰洛後者、撰津国吹田・河内国洞手向御供仕、致合戦忠訖、同廿七日宇治
路木幡御合戦致忠、同晦日、竹田河原御合戦之時、分捕二人仕、致拔群忠畢、同七月二十三
日、醍醐寺御合戦仁御供仕、責落御敵、燒數箇所城擲、致軍忠、同八月二十二日、山科御発向
之間、御供仕、於四宮河原合戦抽忠節、同二十三日、御敵阿弥陀峯仁取陣間、同日馳向新日吉
致合戦軍忠、同二十五日御合戦之時、搦手山科御向之間、御供仕、合戦至極、同日於祇園門

前、御敵行合致散々戦訖、同九月十四日、宇治御向之間、御供仕、当役所令勤仕候畢、所詮茂
宗御合戦、每度於御前、抽拔群軍忠之条、御見知之者、^(上願方)為下賜御証判、恐々言上如件

建武二年 月 日

【豊前藏人直貞軍忠状】

建武三年(二三三六)

『大日本史料』第六編之三
入江文書

目安

豊前藏人三郎直貞法師^{法名}正盛 申軍忠条々

打出山之戰場

一今年^{建武}三月十一日、於撰津国打出山之戰場、總領^{大友}御方 同一族等相共致合戦、若党弥太郎^{右足}
切疵^{右足} 藤三郎^{右足} 被疵之条、大炊四郎^大以下一族等見及訖

一同年六月六日、馳向西塔口、若党兵衛三郎^{右肘} 六郎^{右膝} 右衛門次郎^{右足用} 中間次郎^{右肘} 太郎^{右肩}
各所被疵也

一同十三日、西塔千束峯合戦、中間又次郎^{右目下被射} 同十八日、十九、廿日三箇日、攻上於西
塔南中尾、日夜抽戦功、十八日、中間又六^{左肩} 孫三郎^{右肘} 廿日、若党草地七郎^{右膝} 各被疵訖
一同月晦、於吉田河原之軍陣、愚息五郎三郎直幸、兩度懸先追落御敵、若党野依平六、分取頸
一訖

一凡自六月五日、及同廿日、昼夜不離戰場、抽勤原之上、去正月京都合戰之時、正曇父子三人、每度懸先、自身各被疵、親類若党等、討死手負、既及廿余人之間、於兵庫島、被経御注進訖、加之、將軍家鎮西御下向之時、云在国云御上落、不退令祇候、度々合戰、每度致拔群戰功之条、総領御存知之上者、任傍例、且賜御一見状、且欲預注進、仍目安如件

建武三年八月 日 承候畢 沙弥(花押)

【和田助康軍忠状】

延元元年(一三三六)

『大日本史料』第六編之三
真乘院文書

和泉国御家人和田左近将監助康申

右助康、去年^{建武}十一月廿八日、馳參京都属御手、自宇治令參東坂本、同十六日、罷向西坂本、同廿七日致合戰、同廿八日致合戰之刻、若党藤内兵衛尉助俊被討畢、同晦日致鴨河原内野之合戰、同二月十日十一日、罷向打出豊島河原、致合戰忠節候畢、就中於去々年飯盛城合戰、自最初十一月十八日付御到著、同廿日、廿二日、廿六日致合戰、同十二月一日合戰、若党新三郎明宗被射殺畢、同十二日、助康舍弟仲次助秀被疵、同晦日、中間源内被疵之条、無其隠之上者、且預御注進浴恩賞、且賜御証判、欲致奉公忠節矣、粗目安言上如件

延元々年三月 日

打出豊島河原の合戰

被相加合戰之条、無相違候(楠木正成)(花押)

【梅松論】

建武三年(一三三六)

『群書類從』卷第三七一
第十三輯 合戰部

(前略) 去程に先度御教書を以て給る周防の守護大内豊前守。長門の守護厚東入道^(武美)兩人兵船五百艘。当津に^(兵庫)参じたりければ。此荒手を以て都へ責登るべしとて二月十日。兵庫を御立有ける所に。宮方にも楠大夫判官正成和泉河内兩國の守護として撰津の国宮浜にて馳合て。追つ返しつ終日戦て兩陣相支ふる処に。夜に入て如何おもひけむ。正成没落す。翌日十一日。細川の人々大将として周防長門の勢を相隨て責上る間。義貞は同国瀬川の河原にて懸合て爰を限に責戦ける程に。細川阿波守和氏の舍弟源藏人頼春は深手を負給けり。合戦在にしそむして、兩陣を取て相支へ。人馬の息をぞつがせける。(後略)

西宮浜

【藤原兼宗軍忠状案】

建武三年(一三三六)

『大日本史料』第六編之三
萩藩閩録

石見国周布郷総領地頭御神本彦次郎藤原兼宗申軍忠事

今月十日、於西宮浜手、抽随分軍忠間、自身被疵^{切頭被}畢、并若党川井十郎家保令打死者也、此等次第御檢知上者、賜御証判、可備向後亀鏡候、此旨可有御披露候、恐惶謹言

西宮浜手

建武三年二月 日

藤原兼宗狀

御奉行所 御判

裏在判

【足利直義感狀】

觀應二年（一三五二）

『大日本史料』第六編之十四
阿蘇文書

左兵衛佐下向之間、參御方致忠節候條、殊以神妙也、爰師冬去月十七日、於甲州須沢被討取畢、師直・師泰令没落于丹州、自播磨路擬令上洛之處、畠山左近大夫將監・石塔中務大輔・小笠原遠江守等、於打出浜誅戮數百人士卒、遂掃湊川了、不日馳參、可致軍忠、若又有九州難儀事者、随彼下知、可抽忠勤之狀如件

打出合戰

觀應二年二月十九日

（花押）

阿曾大宮司殿

【相知秀軍忠狀】

觀應二年（一三五二）

『大日本史料』第六編之十三
松浦文書

松浦相知治部左衛門尉秀謹言上

欲早為將來龜鏡賜御判、伝弓箭面目於子孫間事

打出合戰

右去年十月廿八日、令中国御共、致夙夜奉公之忠、同十二月卅日、自備州福岡御入洛御共仕、今年正月十五日合戰之時懸入最前、自三条川原迄于法勝寺後抽軍功、御敵切落條、同所合戰之輩長岡九郎、三村出羽權守以下、大略存知之間無其隱、隨而其夜二条京極御座、仍登京極面惣門築地之上致警固、同十六日丹波御共仕、自其播磨書写坂本并滝野御共仕畢、將又兵庫入御、二月十七日打出合戰之時、諸人雖御前引退、於秀者不奉離聊上方、賜御甲令湊川之城御共之段、為御目前之間、何人相並可申子細哉、次同十九日夜、皆人改没落、不去御前片時之條、清撰御著到眼前也、隨而同廿六日自兵庫御共、至于廿七日御京著御共仕、于今在京之上者、預恩賞條無子細者歟、然早任実正賜御判、備末代龜鏡、弥為致無二忠節言上如件

觀應二年七月

【岡本良巴軍忠狀】

觀應二年（一三五二）

『大日本史料』第六編之十三
岡本文書

（花押）

岡本郷房良巴謹申

右良巴致年來奉公之上、去年十月廿八日、備州御下向御共仕、路次之間抽奉公忠節、今年正月十五日、於二条川原致忠、同二月三日、播州滝野光明寺合戰、次同十七日、撰津国打出合戰御

打出合戰

共仕者也、於湊川城雖令人多没落、不奉離上致夙夜奉公之条、被知食之上、清撰之著到明鏡之上者、下賜御判、為備面目、恐々言上如件

觀応二年三月 日

【伊丹宗義軍忠狀】

觀応二年（一三五二）

『大日本史料』第六編之十四
北河原森本文書

伊丹左衛門四郎宗義申軍忠事

去年十一月廿一日、令馳參河内国石河御陣、屬當御手、令發向撰津国神崎、今年正月一日、致合戰、追落当国守護代河江右衛門太郎入道円道畢、同正月十六日、自御上洛以來、丹波・播磨兩國抽忠節、同二月十七日、於撰津国打出浜、致合戰忠節畢、然早賜御証判、為備向後龜鏡、粗言上如件

打出浜合戰

觀応二年三月二日

一見了（島山國造）
（花押）

【田代顯綱軍忠狀】

觀応二年（一三五二）

『大日本史料』第六編之十四
田代文書

田代豊前三郎顯綱申軍忠事

右自石河御陣、至天王寺柴島丹州播州御共仕、去月十七日、撰津国打出浜御合戰之時、於大將

打出浜御合戰

御目之前、致種々之戰功畢、且此条神保次郎左衛門尉・土屋五郎左衛門尉・二宮左衛門太郎等見及候畢、然早賜御証判、可備向後之龜鏡候、以此旨可有御披露候、恐謹惶言

觀応二年三月 日

顯綱狀

御奉行所 承了（島山國造）
（花押）

【田代了賢軍忠狀】

觀応二年（一三五二）

『大日本史料』第六編之十四
田代文書

田代豊前又次郎入道了賢申軍忠事

右東条之凶徒等為御對、治御大將去貞和五年八月、自河州石河御發向之時、了賢奉屬御手、於御陣日夜之御用心致忠節訖、就中去年十一月廿一日、錦小路殿石河御入部之時、了賢參最前懸御目、其後可致軍忠預御教書、日夜御用心致忠功畢、又同十二月七日、井山城可警固之由、自御大將賜御教書之間、彼至警固之刻、自同月廿一日、石河天王寺御發向之時、了賢井山城雖令勤仕、於孫子次郎四郎利綱相副若党令進之尼崎・柴島・山崎、京都御上洛令御共申畢、并丹州・播州・撰州・打出合戰致忠節之条、神保次郎左衛門尉・二宮左衛門太郎・成田九郎五郎入道此人々見及畢、如此云致合戰忠節、云井山城警固忠勞、以兩方忠功異于他之上者、早賜御判、為備後証龜鏡、粗言上如件

打出合戰

觀應二年四月 日

承了(皇山國連)
(花押)

【某言上状】

觀應二年(二三五一)

『大日本史料』第六編之十四
田代文書

建武四年三月、当所住人入道丸井上村彦三郎入道・殿木兵衛入道今者、死去・子息心淨・同舍弟兵衛次郎入道等、打入当条、致押妨狼籍間、就訴申、同五年閏七月廿四日、被成御奉書、同八月卅日、被停止彼等押妨、被沙汰付下地於地頭畢、且此条御使之請文明鏡、謹備進之、然以先度遵行之下地之内、如此令押妨之条、言語道断之所行也、就中彼彦三郎入道々照者、為粟飯原下総守之家人之間、乍令隱居致監妨、又心淨子息高四郎者、被召仕、当守護代、以權威、至押妨、同殿木兵衛三郎者、為山口治左衛門・今度撰津国打出浜合戰以後、平明没落之時、同逃歸于当国泉州、乍隱居致如此之惡行之条、争無誠御沙汰哉、然早仰御使、被停止彼等押妨、於下地者、不日被打渡之、至其身等者、為被召行重科、粗言上如件

觀應二季四月 日

【田代頭綱言上状】

觀應二年(二三五一)

東京大学史料編纂所蔵
田代文書影写本

田代豊前三郎頭綱謹言上

打出浜合戰
欲早云当御手云先々方々、数ヶ度軍忠、依異于他、預度々御注進上、今度又最前馳参御方、令拝領御教書、而於丹州・播州・撰津国主打出浜合戰、随分致軍忠上者、悉賜御注進、預勲功賞、弥成弓箭勇、向後殊抽無二戰功間事

副進

二通 御教書觀應元年十一月三日、師直・師泰誅伐事
同年同月廿八日、可致軍忠之由事

一通 大將軍畠山殿御一見状於打出致合戰之由事

二通 御感御教書

二通 細川奥州御注進状自身被疵之由事

一卷 諸大將御一見状自身手負或若党討死
或生捕分捕出之事

打出浜合戰
右於頭綱軍忠者、自令拝領去建武二年十一月二日御教書、以來去年觀應元年十一月廿一日御所石川御入之由、於江州三宅郷承及之間、同月廿五日、馳参石河御陣、最前懸御目、則可致軍忠之由、賜御教書之間、致日夜警固訖、而十二月廿一日自石川天王寺御発向御共奉仕訖、其後丹州・播州・撰津国於打出浜合戰、以下致軍忠之条、神保次郎左衛門尉・土屋五郎左衛門尉・二宮左衛

門大郎等、為同所合戰之間、令存知者也、且御大將畠山修理權大夫殿御一見狀明鏡也、凡雖為頭綱不背之身去(以下亡逸) 分明

【広嶺長種軍忠状】 観応二年(一三五二)

『大日本史料』第六編之十四 広峰文書

播磨国御家人広嶺五郎次郎長種申

右当国滝野城責之時致忠節、同二月十四日令退散御敵、同打出浜合戰所致忠節也、此条長浜五郎左衛門尉・岡左衛門尉令見知畢、然早賜御証判、為後証備、言上如件

観応二年正月晦日

(石塔頼房) 源 義詮 ○頼義除ハ傍任ニシテ承了 花押ヲ脱セラルナラン

打出浜合戦

【広峰頼長軍忠状】 観応二年(一三五二)

『大日本史料』第六編之十四 西行雜録

播磨国広峯弥三郎頼長申軍忠支

右、今年正月晦日、馳参当国滝野城致忠節、同二月十四日、令退散御敵等之間、翌日御立当城、同十七日、撰州国打出浜御合戰致忠節、御上洛御共仕訖、此条長浜五郎左衛門尉・岡左衛門尉、令存知畢、然早為後証賜御判、弥為奉公之忠、仍言上如件

打出浜御合戦

観応二年三月

承了(花押)

【観応二年日記】 観応二年(一三五二)

『大日本史料』第六編之十四

二月十八日、將軍兵庫ニ到着、於雀松原合戦之休、正以見知之由早馬到来云々、將軍勢二千余騎云々、兵庫ニ取陣云々、錦禪勢者西宮・雀松原・打出等取陣云々、今日終日合戦、將軍方勢内五百騎許、殊以進出テ及合戦、其内或合降参八幡方、或及打死之間、彼五百騎勢雖一人不帰將軍方、希代大合戦也云々

打出

將軍方、希代大合戦也云々

【建武三年以来記】 観応二年(一三五二)

『大日本史料』第六編之十四

打出浜合戦 二月十七日、於兵庫打出浜合戦

【金剛寺古記】 正平五年(一三五〇)

『大阪府史蹟名勝天然紀』『大日本史料』念物調査報告書第六輯 第六編之十四

正平五年十一月、足利殿弟左馬助入道義直与足利殿執事師康、不快故、義直入道、賀那ノ帝ニ加体、同六年正月十五日、執事師直京中ヲ追落、播磨国赤松城引籠、同二月十七日、撰津打出

打出

西ノ宮ニテ、執事与義直入道殿軍兵安房次郎、石堂殿等、合戦シテ兩方多討死、執事兵庫ノ赤松カ城引籠、出家成降人、同廿六日、降参上洛処ヲ雀松原ニテ執事兄弟等皆討致之、子息、打手杉原、三条入道殿執事也、父ノ杉原ヲ去々々年執事也故

【東寺王代記】

觀応二年（一三五二） 『大日本史料』第六編之十四

打出宿辺合戦

二。觀 二月十七日、將軍率大勢自播磨國責上、畠山石堂為左衛督入道手、馳向于撰津國打出
辺合戦、將軍方打負、軍勢成散々了、其後以和談儀、師直・師泰遂出家、將軍相共帰洛之處、
二月廿七日、於撰津國榎河辺、上杉養子馳向誅師直・師泰以下輩了、豆州出家後為師直被誅、
師直出家後（上杉ヲ）被害、因果相感尤以可怖

【異本長者補任】

觀応二年（一三五二） 『大日本史料』第六編之十四

当年騷動次第事

（中略）

打出宿辺合戦

二月十七日、於撰津國打出宿辺兩方合戦、左兵衛入道手畠山石堂以下打勝了

【園太曆】

觀応二年（一三五二）

『大日本史料』第六編之十四

二月十八日天晴、彼是日、將軍責上起兵庫、於雀松原辺合戦、八幡勢頗被追越歟、仍軍勢差下
云々、又及晚將軍引退之由云々、彼是不信受事也
將軍引退兵庫事
十九日天陰、今日或曰、一昨日將軍責上、仍合戦、兩方損命者数百人、逐將軍不利、引帰兵庫
云々
師直手者逃上、合戦之趣語事
廿日天陰、入夜光元申云、師直手者、密々有逃上事、謁或者、語云、十七日合戦之後、十八日
又有合戦、兩方又多殞命者、又師直股受矢、又師泰内申被射歟、鎧胸流血以外失力体也云々

【太平記】

卷第廿九

觀応二年（一三五二）

『日本古典文学大系』『太平記』三

（前略）同十七日夜、將軍執事ノ勢二万余騎御影浜ニ押寄、追手搦手二手ニ分ラル。「軍ハ追
手ヨリ始テ戦半ナラン時、搦手ノ浜ノ南ヨリ押寄テ、敵ヲ中ニ取籠ヨ。」ト被下知ケル。葉師
寺次郎左衛門公義ハ、今度ノ戦如何様大勢ヲ憑テ御方為損ジヌト思ヒケレバ、弥吾大事ト氣ヲ
勵シケルニヤ、自余ノ勢ニ紛レシト、絹三幅ヲ長サ五尺ニ縫合セテ、兩方ニ赤キ手ヲ著タル旌
ヲゾ差タリケル。一族ノ手勢二百余騎雀松原ノ木陰ニ控テ、追手ノ軍今ヤ始マルト待処ニ、兼
テノ相圖ナレバ、河津左衛門氏明・高橋中務英光、大揆一族ノ六千余騎、畠山ガ陣へ押寄テ時

ヲ作ル。畠山ガ兵静リ返テ、態ト時ノ声ヲモ不合、此ノ藪陰、彼コノ木陰ニ立隠テ、差攻引攻散々ニ射ケルニ、面ニ立ツ寄手数百人、馬ヨリ真倒ニ射落サレケレバ、後陣ハヒキ足ニ成テ不進得。河津左衛門是ヲ見テ、「矢軍許ニテハ叶マジキゾ、抜テ蒐レ。」ト下知シテ、弓ヲバ藪ヘカラリト投棄テ、三尺七寸ノ太刀ヲ抜テ、敵ノ群リタル中ヘ会尺モナク懸入ント、一段高キ岸ノ上ヘ懸上ケル処ニ、十方ヨリ鎌ヲ汰テ射ケル矢ニ、馬ノ平頸草ワキ、弓手ノ小カイナ、右ノ膝口、四所マデ篋深ニ射ラレテ、馬ハ小ヒザヲ折テドウト臥ス。乗手ハ朱ニ成テ下立タリ。是ヲ見テ畠山ガ二百余騎喚テ蒐リケレバ、跡ニ磬タル寄手ノ大勢共荒手ヲ入替テ戦ハントモセズ、手負ヲ助ケン共セズ。鞭ニ鐙ヲ合セテ一度ニハツトゾ引タリケル。石堂右馬頭ガ陣ハ、是ヨリ十余町ヲ隔テタレバ、未御方ノ打勝タルヲモ不知、「打出ノ浜ニ旌ノ三流見ヘタルハ、敵カ御方カ見テ帰レ。」ト云レケレバ、原三郎左衛門義実只一騎、馳向テ是ヲ見ニ、三幅ノ小旗ニ赤キ手ヲ兩方ニ著タリ。サテハ敵也ト見課テ馳帰ケルガ、徒ニ馬ノ足ヲ疲カサジトヤ思ケン、扇ヲ拳テ御方ノ勢ヲサシ招キ、「浜ノ南ニ磬ヘタル勢ハ敵ニテ候ゾ。而モ追手ノ軍ハ御方打勝タリト見ヘ候。早懸ラセ給ヘ。」ト、声ヲ拳テゾ呼リケル。元ヨリ氣早ナル石堂・上杉ノ兵共是ヲ聞テ何かハ少シモ可思惟。七百余騎ノ兵共、馬ノ轡ヲ并ベテ喚テ懸ケルニ、薬師寺ガ迹ニ扣タル執事兄弟ノ大勢共、未矢ノ一ヲモ不被射懸、捨鞭ヲ打テゾ逃タリケル。梶原孫六・同彈正

打出ノ浜

忠二人ハ追手ノ勢ノ中ニ有テ、心ナラズ御方ニ被引立六七町落タリケルガ、後代ノ名ヲヤ恥タリケン、只二騎引返シテ大勢ノ中ヘ懸入ル。暫ガ程ハ二人一所ニテ戦ケルガ、後ニハ別々ニ成テ、只命ヲ限リトゾ戦ケル。孫六ハ敵三騎切テ落シテ、裏ヘツト懸抜タルニ、続ク御方モナク、又見トガムル敵モ無リケレバ、紛レテ助カラント思テ、笠符ヲ取テ袖ノ下ニ収メ、西宮ヘ打通テ、夜ニ入ケレバ、小船ニ乗テ將軍ノ陣ヘゾ参リケル。彈正忠ハ偏ニ敵ニ紛レモセズ、懸入テハ戦ヒク、七八度マデ馬烟ヲ立テ戦ケルガ、藤田小次郎ト猪股彈正左衛門ト、二騎ニ被取籠討レニケリ。後ニ、「アハレ剛ノ者ヤ、誰ト云者ヤラン。名字ヲ知バヤ。」トテ是ヲ見ルニ、梅花ヲ一枝折テ簾ノ上ニ著タリ。サテハ元暦ノ古、一谷ノ合戦ニ、二度ノ懸シテ名ヲ揚シ梶原平三景時ガ、其末ニテゾ有ラント、名ノラデ名ヲゾ被知ケル。薬師寺二郎左衛門公義ハ御方ノ追手搦手二万余騎、崩レ懸テ引共少モ不騒、二百五十騎ノ勢ニテ、石堂・上杉ガ七百余騎ノ勢ヲ山際マデマクリ付テ、続ク御方ヲ待処ニ、一騎モ扣タル兵ナケレバ、又浪打際ニ扣テ居タルニ、石堂・畠山ガ大勢共、「手著タル旌ハ薬師寺ト見ルゾ、一人モ余スナ。」トテ追懸タリ。公義ガ二百五十騎、敵後ニ近付バ、一度ニ馬ヲ屹ト引返シテ戦ヒ、敵先ヲ遮レバ、一同ニワツト喚テ懸破リ、打出浜ノ東ヨリ御景濱ノ松原マデ、十六度迄返シテ戦ケルニ、或ハ討レ或ハ敵ニ被懸散、一所ニ磬タル勢トテハ、彈正左衛門義冬・勘解由左衛門義治、已上六騎ニ成ニケリ。

打出浜

兵共暫馬ノ息ヲ継セテ傍ヲ屹ト見タルニ、輪違ノ笠符著タル武者一騎、馬ヲ白砂ニ馳通シテ、敵七騎ニ被取籠タリ。彈正左衛門義冬是ヲ見テ、「是ハ松田左近將監ト覚ル。目前ニテ討ル、御方ヲ不助云事ヤアルベキ。」トテ、六騎拔連テ懸レバ、七騎ノ敵引退テ松田ハ命ヲ助テダリ。松田・薬師寺七騎ニ成テ暫シ扣タル処ニ、彼等手ノ者共彼方ヨリ馳付テ、又百騎許ニ成ケレバ、石堂・島山先懸シテ兵ヲ三町許追返シタルニ、敵モ勇氣ヤ疲レケン、其後ヨリハ不追ケレバ、軍ハ此ニテ止ニケリ。薬師寺ハ鎧ニ立処ノ矢少シ折懸テ湊川ヘ馳帰タレバ、敵ノ旌ヲダニモ不見シテ引返シツルニ、二万余騎ノ兵共、勇氣ヲ失、落方ヲ求テ、只泥ニ酔タル魚ノ小水ニイキツクニ異ラズ。(後略)

【森本基長軍忠状写】

文和二年(一二三三)

内閣文庫所藏楓軒文書纂
北河原森本文書影写本

伊丹杜本左衛門次郎基長申軍忠事

打出浜

右去年十一月三日馳參打出浜、其後楯籠神呪寺御陣、致夙夜警固、同廿四日伊丹瓦合戦之時、致軍忠□□畢、此条楯籠三郎左衛門尉同所合戦之間、所令存知□□又当年正月十一日御敵押寄伊丹城之時、致散々□□□追返御敵畢、将又三月廿三日吹田合戦之時、馳向高□□抽戦功、同廿四日、神崎・尼崎御発向之間、屬御手当□□警固之処、五月十六日渡辺夜討之時、進一陣

追退□□爪御敵、焼落同楯籠畢、如此至于今、抽軍功之上者□□御証判、為備向後亀鏡、粗言上如件

文和二年六月 日

承了 (土城頼康)
花押影

【道行ふり】

応安四年(一二三二)

『群書類從』卷第三三三
第十一輯 物語部

(前略) きさらぎ廿日の夜ふかく。かすみつゝ山のはちかき月かげに。中なる川うちわたすほど。袖のしづくいと所せきたびの衣の。あさ立そむるだに。かくしほれぬるに。まいて行すゑの八重のしほちのかいのしづく。思ひしられたり。其日は山崎につきぬ。こゝは常にめなれし所なれど。このたびの名残にや。とならぬ草木の色もいと物かなし。つこの国のあきた川にいたりぬるにも。ちりの身のゆくすゑいかゞと覚つかなし。せ川小屋野などいふところの下すども。ものみ待るとて。思ふ事なくいそがはしからぬけしきも。今はうらやましくおほゆ。

かく計り苦しからずは蘆火たくこやの中にも世をや尽さん

川づらにそひて。木ふかく物ふりたる山あり。鳥居たゞり。そのあたりの人に尋待れば。これは昔足姫の。もろこしの三の国したがへたまひ帰りたまひける時。この山によるひかぶとなど

今川貞世九州に
赴く途、打出の
浜・芦屋の里を
過ぐ

埋み給けるより。やがて武庫の山と申となん。

このたびも荒き波ちのさはりなく猶吹をくれむこの山風

古集にも入江のす鳥などよみ待るとぞ。

むこの浦の入江のす鳥いかにしてたつ跡にしも留る心ぞ

うちではま
蘆屋のさと

うちではま打すぐれば。ざいご中將の。わがすむかたといひけん蘆屋のさとなりぬ。それよりこなたに磯きはちかき松かけに。玉垣神さびて鳥居などたてる所あり。北野の宮の。此ところこにやうかうしたまひてよりのち。御影のまつ原と申なるべし。(後略)

【長蘆寺宗算跡諸方出挙方証文目録】 永徳二年(一三八二)

『大日本古文書』家わけ一
七 大徳寺文書第三卷

〔正文算庵主 諸方出挙方証文目六永徳二年壬戌二月十二日〕

諸方出挙証文目六事

合米算庵主跡

小松領家

六斗

五和利^(巻) 応安五年四月十四日

とはまの円実 ゑもん二郎

三斗

六和利 応安六年三月十七日

同人

五斗

六和利 応安六年三月十七日

小松右馬二郎

四斗

五和利 応安四年六月十四日

浄心

二石八斗

応安七年十一月六日

錢五百文

智浄房

三斗

五和利 康安二年三月十二日

善徳房

六斗

五和利 延文三年十二月廿七日

四郎 与代

二斗

六和利 貞治三年十二月廿八日

西念

小松

あしやのき二郎

五斗 二和利 応安元年七月二日

まんとうのかち入道 (庄公文) しゃうくもん

一石 五和利 応安八年二月廿八日

新在家の法師太郎 福善母口入

二斗 六和利 永和元年十二月廿六日

(戸屋) あしやのき二郎

一石三斗五升 五和利 貞治五年十二月十七日

なるをの右馬二郎

一石六斗 六和利 延文三年戊二月十九日

四郎三郎

三斗 六和利 貞治五年十二月廿四日

小松侍従

宗海

四斗 四和利 延文四年六月八日

とんせんかいもうとむこ二郎太郎

五斗 六和利 文和五年二月廿三日

あしやの藤八

あしやの藤八

四斗 六和利 貞治四年三月十四日

くほの右馬二郎入道 五郎四郎円宗

一石 六和利 応安七年二月七日

野田領家山田殿

三石 五和利 応安七年五月廿一日

僧慶雅法泉房

一斗五升 五和利 文和二年癸巳四月十七日

松村智円房

一石 五和利 応安三年二月十八日

五郎二郎

二斗 六和利 応安六年五月九日

(長洲) 今なかつの孫二郎殿かくらい入道

二斗 六和利 康安二年三月廿二日

善性房 别当

二斗六升八合 五和利 曆応二年十一月十三日
西原 常道

一斗五升 六和利 永和三年七月十二日
なるをの宗三郎

三斗 六和利 康安三年五月廿三日
浄心野田刑部入道

五斗 六和利 応安七年正月廿九日
とたとの

三石号有限利分 永和三年卯月三日
法師大郎しんし

三斗 六和利 康安四年二月十四日
たなへの実善かおは

三斗 六和利 貞治五年五月十日
小松侍従

二斗 五和利 応安七年三月十日

西原 常道

一石 六和利 永和三年十二月廿一日
とはまの右馬二郎

五斗 六和利 永和四年二月十九日
孫六

二斗 五和利 観応二年十二月卅日
西宮野間殿

一石 三和利 永和二年後七月十六日
野田浄心 道円平八

五斗 五和利 応安七年五月十一日
行忍房

一石二升 六和利 延文五年二月十五日
なるをの下司

三斗 五和利 永徳元年五月十四日
津都別所番頭連署

一石 六和利 応安七年四月廿九日

野間範定

二石 六和利 貞治六年正月十八日

小松領家 百姓三人口入 けうゑん

五斗 六和利 応安四年七月八日

野田行法

一石 五和利 永和二年十二月廿四日

野田しん五郎

一斗八升 五和利 貞治五年十二月十四日

福山殿 代官刑部三郎

一石七斗八升 五和利 永徳元年五月七日

行道

拾七石二斗九合二夕八才 応安七年十二月十七日

覚妙

六斗 六和利 応安七年十二月十一日

大光寺 宗和

三斗 (利脱カ) 六和利 永徳元年三月廿日

しんしゃうとの

二石 五和利 永和四年二月廿五日

野間殿範定

一石五斗 応安六年八月十日

小松四郎二郎

三斗 六和利 永和四年三月十四日

岡殿

五斗 応安二年四月廿八日

松原 西脇殿

二石 五和利 永和三年二月六日

いまなかつの宗念

五斗 五和利 延文三年卯月十二日

なるをのまつせう(庄司)しか女房

二斗 応安三年二月廿五日
別当しやうしん

三斗 永和二年四月廿六日
八松五郎

六斗八升 五和利 応安七年十二月廿九日
うおさき(魚)の教法房

一石 六和利 応安三年四月廿二日
野田名主のふつき

二斗 五和利 応安七年五月五日
御代官右近允 引田所当米

一石三斗七合 六和利 康暦元年壬卯月十一日
野田地頭代官むねつく

一石 六和利 応安元年三月廿四日
たたきのしゆきやう房 藤内二郎

三斗 五和利 応安二年五月九日

あらき(修)のしうりけん(校)けう(校)

一石四斗 六和利 応安五年十二月 日
八松源三 口入西宮刑部

一石 六和利 応安七年二月十一日
岡殿母(儀)義尼公

五斗 五和利 応安四年十二月廿五日
小松岡殿

五斗 五和利 応安三年十二月廿九日
とはまの馬殿

五斗 六和利 永和三年十二月十九日
とはまの彦五郎 心蓮

五斗 五和利 応安五年正月十七日
蓮花寺三郎すへつき

七斗二升六合 五和利 永和二年卯月廿五日
ひめ石女 口入すけつ女

四斗 六和利 観応元年十二月七日
ひげ藤三介

一斗五升 六和利 応安元年十二月廿六日
藤大郎介

五斗 六和利 永和四年二月十五日
乙若殿 次郎

三石五斗 五和利 康安元年六月十五日
つとの別所法師太郎

一石 五和利 永和二年四月十四日
とはまの左近

三斗 五和利 康暦二年十一月六日
とたとの

三石 有限利分云 永和三年二月 日
同人

二石五斗 有限利分云 永和元年六月 日
又一貫文同人

蓮花寺三郎すけつき

七斗二升六合 五和利 永和二年卯月廿五日

小松西念

二斗 五和利 応安四年六月廿一日

あしやのせうほう

一石 六和利 延文二年十二月十日

しおん房

二斗 六和利 貞治二年壬正月十六日

しんしゃうとの

一石 五和利 応安七年三月十四日

のと分

二石 五和利 貞治四年六月七日

已上八十三石九斗九升

宗清(花押)
宗得(花押)

永徳二年戊壬二月十二日誌之

宗通(花押)
宗仙(花押)
宗久(花押)

【北野社領諸国所々目録】

文明五年(一四七三)

〔北野誌〕・〔莊園志料〕
記載史料による

葦屋庄

- 一 撰津国富田鶴銅瀬
- 一 同国葦屋庄
- 一 同国石井庄
- 一 同国得位時枝庄
- 一 同国榎並庄上東西半分下東西二円
- 一 同国郡戸莊
- 一 同国熊野田領家

【北野社家引付】

長享二年(一四八八)

〔大日本史料〕
第八編之二十六

十月十一日、雨降、(中略)自徳岩庵、三郎左衛門方へ折幣納由申、并徳岩庵へ遣折幣同懸點今

蘆屋庄

日来也、仍三郎左衛門尉方へ拾貫文請取遣之、四貫文折紙錢に引之、残六貫文可来也

請取申撰州蘆屋庄神用事

合拾貫文者 重五貫文請取乙取替也、折幣錢納也、同宗祐方へも百疋納也

右且所請取之状如件

長享貳年十月十一日

禪豫判

薬師寺三郎左衛門殿

使畑与三也、自小畠方、禅椿時懷幣米也(後略)

【北野社家引付】

長享三年(一四八九)

〔本日本史料〕
第八編之二十六

六月五日 天氣快晴也

北野社領蘆屋庄
算用状

(中略)

- 一 社領撰州蘆屋庄并得位 時枝算用状出之
- 注進蘆屋庄領家并徳位 時枝御算用状事
- 合長享貳年
- 一 蘆屋庄

都合分米參拾五石六斗五升指出面、毎年同先
(磯以下同也)
堪加參石壹斗貳升斗代隨分已年ヨリ開出
(舎)并參拾八石七斗七升内

九石七斗五升四合 当損免

參石六斗 法応寺(性)米 毎年同

四石 地下引物 同前

壹石 井料 同前

壹石 政所給 同前

壹石三斗 職事給

貳石四合壹勺 スミ・コモ 庄立用

以上貳拾貳石六斗五升八合壹勺

殘拾五石壹斗一升一合八勺内

四石貳升五合 四分一

定殘拾壹石八升七合

米代七貫八百十五文 和市石別七百五十文

一 同庄毎月夫錢月別壹貫八百文

正月分 壹貫三百五十文但除定四分一 六百七拾五文同利平至十月五文字

二月分 壹貫三百五十文 六百七文同利同前

三月分 壹貫三百五十文 五百四十文同利同前

四月分 壹貫三百五十文 四百七十三文同前

五月文御免

六月分 壹貫三百五十文 三百卅八文同前

七月分 壹貫三百五十文 貳百七十文同前

八月文 壹貫三百五十文 貳百二十文同前

九月分 壹貫三百五十文

十月文 壹貫三百五十文

十一月文 壹貫三百五十文

十二月文 壹貫三百五十文

以上拾七貫九百十六文

(後略)

【忠富王記】

明應五年（一四九六）

宮内庁書陵部所藏

（明應五年正月）

神祇伯家領葦屋 十四日、西宮吉書一通預所・同神郷一通・葦屋一通共以薬師寺安芸守許へ付、扇一本代十疋安芸二遣、藤岡孫右衛門一本五疋、次恒富一通、前田兵庫助在京之間、付扇一本五疋、使雜色与二郎・虎福二人、先諸代官折紙取テ下向、田原五郎兵衛二扇五疋、次難波北内一通、當時代官小寺因幡守扇一本代五疋等持下之

十七日（中略）

一吉書使上洛、西宮分米二斗・料足二百文、恒富分米二斗・料足二百文、蘆屋分米二斗・錢二百文、米壹斗難波北内分

（明應七年七月）

西宮・打出村爭論 一日、（虫）帶^{（恒）}宮与打出村之事、^{（恒）}國人伊丹兵庫助依調法、去月廿七日属無為注進珍重々々、仍代官薬師寺安芸守依申、彼伊丹兵庫方へ遣愚状了、為褒謝也

（中略）

西宮・打出争論落着 六日、於加地方朝飯種々奔走驚耳目者也、次自西宮平田弥二郎上洛、棟別・西宮打出等事落居之由物語了

（明應十年正月）

五日、（中略）次吉書下、西宮神郷等衛門男、恒富・難波・葦屋等小二郎男扇一本安芸守、一本田原五郎兵衛、一本藤岡、一本前田、一本難波

十四日、（中略）次西宮吉書万石二斗・四十疋・神郷四十疋沙汰云々（單問也）垣富・難波・葦屋分等也一吉書祝物社司注進、西宮二斗二十疋、神郷二斗廿疋、恒富壹斗廿疋、難波壹斗、葦屋二斗廿疋

（文龜三年正月）

蘆屋卜三郎 十四日、吉書、西宮神郷・蘆屋卜三郎四郎、垣富（恒）・難波新座雜色

太元法御修法結願之、惣庄廿疋・米二斗、神郷廿疋・米二斗・蘆屋廿疋・米二斗、垣富（恒）廿疋・米壹斗、難波米壹斗

【伯家五代記】

文龜三年（一五〇三）

宮内庁書陵部所藏

（文龜三年正月）

蘆屋卜三郎四郎 十四日、吉書西宮神郷蘆屋卜三郎四郎・恒富・難波新座雜色、太元御修法結願也

【撰津国寺社本所領并奉公方知行等目錄】

撰津国寺社本所領并奉公方知行等

十五世紀末

内閣文庫所藏

- 一 相国寺領 中庄 不知行
- 一 大智院領 花枝 当知行
- 一 雲頂院領 昆陽寺庄西方 但代官職押領
- 一 同院領 中条枝筒内分 此内三名当知行 其外不知行
- 一 同雲沢軒領 昆陽寺内加地子 不知行
- 一 同富春軒領 都賀庄内下司公文名并摩耶山別当職同宝泉寺領田畠散在等 不知行
- 一 大徳院領 橋御園地頭職并散在 当知行
- 一 宝幢寺領 吹田庄倉職 当知行
- 一 同寺領 五箇庄并多田庄内阿古谷 不知行
- 一 等持院領 瓦林散在 不知行
- 一 宝篋院領 木工庄 当知行
- 一 養徳院領 住吉郡五ヶ庄内散在 不知行
- 一 南禅寺双桂庵領 兵庫上庄内末弘名田畠 不知行

- 一 同瑞雲庵領 山田内小橋分
- 一 雲居庵領 杭瀬庄 不知行
- 一 嵯峨明白庵領 能勢郡見性寺分并怒田孫太郎跡等 不知行
- 一 同善祥寺領 中島内宮原南方 不知行
- 一 建仁寺領 利倉庄領家職 不知行
- 一 同大統庵嘉隱軒領 耳原庄 不知行
- 一 清住院領 浜田庄一円号妙王同蓬川橋賃并持地院念仏寺等 不知行
- 一 同院領 顕性寺 喜法寺 当知行
- 一 同靈泉院領 照覚寺 当知行
- 一 同広燈庵聯燈軒領 芥河觀惠寺并散在 不知行
- 一 祥雲院領 住吉田畠散在 当知行
- 一 東福寺領 頭陀寺 不知行
- 一 同海蔵院領 武庫郡弘井庄西宮報国寺 不知行
- 一 伏見大光明寺領 葦屋庄 不知行
- 一 北山靈鷲寺領 久代村 当知行

葦屋庄

- 一 梅津長福寺領 松林寺同寺領 不知行
- 一 八坂法觀寺領 樋口村 不知行
- 一 清水坂宝福寺領 土室庄并末寺自得庵領所々散在等 不知行
- 一 大歛喜寺領 安井殿敷地 不知行
- 一 大祥院領 奈佐原庄 不知行
- 一 報慈院領 西五百住 当知行
- 一 御室領 音羽村泉原村福井庄宿庄五百住等 不知行
- 一 実相院門跡領 正木庄 当知行
- 一 浄土寺門跡領 橘御園本役 不知行
- 一 南都尊勝院領 椋橋庄 不知行
- 一 蓮華王院領 小屋上分米并野間村時友名 当知行
- 一 高野金剛三昧院領 小真庄 不知行
- 一 春日社領 六車郷菅井村熊野田村 不知行
- 一 吉田社領 牧内岸部勝路村 不知行
- 一 北野宮寺領 榎並上庄四分寺地頭職号高瀬 同庄下東方地頭号今養寺并郡戸庄地頭職 不知行

- 菟原庄
- 一 関白家領 行恒名并大原庄仲牧 不知行
 - 一 一条左大将家領 福原庄 年貢難洪云々 次当庄検断人足同公文職等 不知行
 - 一 九条関白家領 輪田庄 不知行
 - 一 三条侍從中納言家領 院御庄内溝杭 鮎河戸伏富松庄 不知行
 - 一 烏丸家領 神内関 菟原庄内武者春名同細見孫左衛門尉跡等 不知行
 - 一 松木兵部卿家領 高槻内藤大納言位田 不知行
 - 一 宮務雅久宿禰知行分 能勢郡探銅所東郷西郷并天王本役 同津久波保本役 不知行
 - 一 高尾張守師為知行分 井戸庄内須磨関 当知行 但違乱有之
 - 一 竹藤右京進親清知行分 泉部庄下司職并生田社職等 不知行

第六章 戦国時代

【応仁後記】

永正七年（二五二〇）

『改定史籍集覽』
第三冊

河原林正頼、細川高国に属し、芦屋庄の上の鷹尾城にたてこもり、細川澄元方の細川尚春と芦屋河原・鷹尾城に戦う

四国勢攻上撰州合戦事付前公方御逝去事

（永正七年）同七月十三日京方ノ兵深井へ押寄せ軽々敷ク合戦ヲ始ケルニ、澄元勢ノ横合ニ駈立ラレテ京方

悉打負、同国堺ノ庄へ引退ク、勝ニ乗テ澄元勢ハ中島辺迄攻入タリ、撰州兵庫ノ津へハ細川淡路守成春兵船ヲ着ケ、押上ツテ難波ノ庄マテ攻上レハ、高国方ノ勇士河原林対馬守正頼、同国芦屋ノ庄ノ上ナル鷹尾ノ城ニ籠籠テ是ヲ防キ留ントス、淡州ノ軍勢等此城ヲ攻落サントテ深井ノ庄ニ陣取タリ、正頼此由ヲ京都へ注進シタリケレハ、高国馬廻柳本宗雄・其子波多野孫左衛門・能勢因幡守・荒木大藏少輔長監等三十余頭ノ人数ヲ遣シ、河原林ヲ援ハレケルニ、此勢七月廿六日蘆屋ノ原ニテ淡路勢ト取合、既ニ軍始リケレハ鷹尾ノ城ニ籠居タル河原林是ニ氣ヲ得テ払テ切テ出テ横合ニ突崩セハ、淡州勢悉ク切立ラレテ数百人討取ラレ、漸々退陣シテ日ヲ送

リ居タル処ニ、播州ノ赤松勢約束ヲ不変打立テ同八月初ツカタ撰州へ攻上ル、大軍防キ難キガ故ニ京勢当所ヲ引払テヌケクニ掃落シケレハ、同キ八日九日播磨淡路ノ大軍鷹尾ノ城ヲ取巻息ヲモ不継セ攻ケル程ニ、流石ニ剛ナル河原林モ二日目ノ合戦ニ精力尽果テ、同十日ノ夜ニ紛レテ城ヲ出テ落行ケリ、播州勢ハ手合セノ軍ニ打勝テ其レヨリ同国伊丹ノ城ヲ攻居タリ

【公方面將記】

永正八年(一五一一)

『続々群書類從』
第四 史伝部

蘆屋辺合戦

撰州蘆屋辺合戦事付先公方御逝去事

細河右京大夫澄元・三好筑前守ハ播州へ落行、赤松ヲカタラヒ、播磨勢ヲ從へ、其他四国ノ軍兵并ニ細河右馬頭政賢・同名和泉守護畠山総州・遊佐河内守ヲ相催シ、和泉国へ攻上、深井ニ陣取居給ヒケル、管領高国是ヲ聞テ先五百余騎撰州へ差下、此勢万代庄ニ陣取ケルガ、四国勢モカ、ラズ、互ニ日数ヲ送りケルニ、七月十三日京方多勢ニテ深井へ押寄せケレバ、澄元勢ニ横合ヲ懸ラレテ、京方打負、過半討死シ、相残ル軍兵堺津へ引退ク、澄元勝ニ乗テ中島迄攻寄タリ、細河淡路守ハ兵庫へ押渡リ、難波迄攻上ル、高国方ノ河原林對馬守正頼、同国蘆屋庄ノ上鷹尾城ニ楯籠レルヲ、淡州ノ軍勢是ヲ攻ヨトテ、深井ニ陣ヲ取ケレバ、河原林驚テ此由注進シケル程ニ、管領高国ハ此注進ヲ聞ヤ否ヤ、馬廻柳本宗雄・其子波多野孫左衛門・能勢因幡守

河原林正頼蘆屋庄の上鷹尾城にたてこもる

蘆屋の原合戦

鷹尾城落城

・荒木大藏ヲ始、三十余頭撰州へ差下シ、同七月廿六日蘆屋ノ原ニテ合戦ス、鷹尾城ニ籠リシ勢是ニ氣ヲ得、切テ出、横合ニ懸リケレバ、淡州ノ軍兵数百人討死シテ、京勢難ナク軍ニ打勝悦居ケル処ニ、播州ノ赤松勢約束ヲ不差出勢シテ、同年八月八日九日鷹尾城ヲ攻ラルル、岸岨トモ不謂シテ堀ヲ埋ミ、喚キ叫ンデ息ヲモ不継攻ケレバ、サシモ武キ河原林、二日目ノ合戦ニ悉ク打負、同十日夜ニ紛レテ城ヲ出テ落行ケリ、赤松勢ハ手合ノ軍ニ打勝テ、ソレヨリ伊丹城ヲ攻ル、河内撰津ノ御敵トモニ二手ニ成テ、京都へ攻入ベキノ由注進頻也ケレバ、管領高国モ大内義興モ京都ニハタマリ不得、頓テ將軍ノ御供申シ、丹波国へ落行ケリ、此時先公方義澄卿御上洛有ベシトテ、播州ヲ御立アリ、江州ニ着セ給テ、岡山城ニ入ラセ給ヒ、近日御帰京アルベシト有シ処ニ、御不例頻ニ重ラセ給ヒ、永正八年八月十四日終ニ此城ニテ御逝去有ケリ、御歳三十二歳、哀ナリシ事トモ也、御追号ヲ奉テ法住院殿トゾ申ケル

【細川両家記】

永正八年(一五一一)

『群書類從』卷第三八〇
第十三輯 合戦部

一去る間澄元より猶三好筑前守之長無念に思ひ。都へ望をなさるゝ。然処に永正八年辛未七月に澄元武略をめぐらし、赤松殿を御たのみ有て播磨勢を催し給ふ。先軍の大將には御一門右馬頭政賢。同和泉守護殿。此外山中遠江守。諸牢人立られたり。又畠山上総介より遊佐河内守等

を立られたり。先和泉の国へ切入給ふ。此由高国聞召。追討せよとて摂津国勢を差下さる。然に澄元方の諸勢は和泉のふか井に陣を取。高国方の諸勢は同万代庄と云所に陣取。同七月十三日にふか井へをしよせ合戦有。京の高国壹万余騎。阿波方は。城中には無勢にて籠内の鳥とかや。もれて出べきやうなれば。思ひ切面もふらず切かかる。高国方の衆切まけて大将分皆々討死する。雑兵以下三百余人死するなり。残る勢は和泉の堺へ漸々逃入なり。然ばその日に澄元方欠郡中島まできり上る。去間淡路守殿は摂津国兵庫口へ渡り灘へ上り給ふ。こゝに高国方の兵河原林対馬守正頼は摂州蘆屋庄の上鷹尾城に楯籠。淡路守殿この城を責べしとて灘深井と云所に陣取給ふ。此由正頼より京高国へ注進申。高国聞召。今度は馬廻り柳本又次郎入道宗雄子息波多野孫右衛門・能勢因幡守・荒木大藏等始て三十余頭差下さる。此人々思ひ切て同七月廿六日に蘆屋河原にて合戦あり。又鷹尾より河原林手を合て戦ひけるに。京高国方討勝て淡路衆首百余り討取て。京勢は則明る廿七日に上落して比由申上られければ。高国聞召。御感をななか申計なし。去間播磨衆は此合戦の事を聞。思案に及ばれけれども。一度約束の上は八月の初頃播磨国を立て。同八日九日に鷹尾城を取巻。さかしき谷。高き岸ともいはず責られける間。城の内にもここをせんと、戦ひければ。その日も暮て寄手も麓へ引。しかれ共。城の中に此分ならば叶はじと思ひ。同十日の夜半に城あけにけり。播磨勢は悦て則伊丹の城へ取懸け

蘆屋庄の上鷹尾城

蘆屋河原合戦

澄元方、鷹尾城を攻む

る。

【瓦林正頼記】

永正八年(一五二一)

『統群書類従』卷第五八

合戦部

(前略) 去間彼下郡ノ大名ト前ニ聞ヘシハ瓦林対馬守平正頼ト申セシ人ノ事ソカシ、彼正頼ハ豊島里ニ常ノ宿所ハ在ナカラ、城ナクテハ叶フマシトテ、四里計西ニ武庫山ノ尾崎難太ノ内鷹ノ尾ヲ城郭ニソ構ラレケル、ナタノ五郷ハ、本ハ本所領ニテ、守護代ニモ随カワス、侍数七八百人モアリテ、自然ト勢揃スル時ハ、三四千人モアル在所也、彼鷹尾城アラハ定テ六ヶ布事アナントテ、ナダノ内ノ本城ト西宮トハ、多年中不和ニテ度々取合ケルカ、俄ニ中直リケル、是ハ同心シテ彼城ヲサミセムカタメ也ト、正頼ヤカテ心得、憎企ナリケレトモ、面ニハミヘヌ事ナレハ、ヲツトヲサセテ成敗セハヤト思ワレケル処ニ、ナダ五郷ノ内ニ正頼カ同名足高ノナニカシ、并ニ下村ト云者ヲ先トシテ、澄元ヒイキノ者多ク有、先彼兩人ヲ地下トシテ討テ可参ト、下知ヲ高国ヨリ被成ケレトモ、地下人恐テ、此在所ニハ居ス候トテ難渋シケル間、永正八年五月一日ノフケウニ、鷹尾ノ城ヨリ究竟ノ手柄ノ衆廿余人、一里計アル在所へ打コシ、彼足高ヲ討取、宿所ニ火ヲカケテノキケル処ニ、本城ノ者トモ起リ合テ、城ト討手ノ間ヲシキリ、討手ヲ取巻ニ討ントセシヲ、一人当千ノ者トモ也ケレハ散々ニ戦テ結局敵多ク討取、一人モ不討レ、城ヘシツノト入ニケル、サレハ御下知ノ下リケルニ、地下ヨリ難渋スルサヘ曲事ナルニ、剩

鷹尾城

瓦林正頼、鷹尾山に城郭を構ふる

鷹尾の城

彼討手に取掛ル事ハ、一向御敵ニテコソアリケル、其科へ、其後鷹尾城ニ外堀ヲホレハ、用水ヲハ樋ニテカクヘシト正頼申処ニ、本城衆ウケコワス、剩五郷ノ衆ヲ催シ、二十人計鷹尾城へ五月六日ニ取カケ、ル、兼日、正頼舎弟吹田又五郎・瓦林四郎次郎・与力ニ齋藤新五郎・富松彦三郎・稲津小五郎・鈴木与次郎ヲ初トシテ、其外可然侍數十人堅メケル中ニ、別シテ此廿二人申合、神水ヲ飲、同心ニ合戦スヘキ契約ヲソ結ケル、彼与ノ中ノ証人ニ宿老一人入テ可然トテ、麻田入道宗円ヲソ被入ケル、カクテ廿三人ノ人々申合セシ事ナレハ敵三千人計ノ中ニ、本城衆三百人ハ、取分城近ク攻寄テ居タル処へ、廿三人ノ人々面モフラス一目ニ切テ入ケレハ、河島浜兄弟同西坐福庵トテ、ス、トキ悪僧ノアリケルヲ先トシテ、廿余人討取ケレハ、残者トモハ蜘蛛子ヲチラスカコトクニソ逃タリケル、是ヲ見テ二十人計ノ寄手トモ、皆足ヲモタメスシテ、本城ヲ追コシト本城ニ打入、家々ヲ破却シテ、寺庵サヘ七十余ケ処マテ打コホチテソ引タリケル、其後ハ手次ヲ覚テ、我々計ニテハ思ヒヨラスシテ、当國中ノ浪人并ニ淡路守入道以久ヲ相語、同六月六日、又猛勢ニテソ取カケ、ル、爰ニヨキツカイヲ守テ、城ヨリ一度ニ切テ出ケレハ、寄手多討レテ皆々、逃散ケル、カ、リケル処ニ、畠山上総介義英・遊佐河内入道因宗ヲ大将トシテ、吉野ヨリ打テ出ケリ、先年澄元ニ付シ馬廻^{衆カ}氏、并ニ細川右馬助政賢・和泉上守護刑部大輔・打田新左衛門尉ヲ先トシテ、七八千ノ軍兵ト撰津国衆上下郡ノ旁池田・伊丹・三

宅・茨木・安威・福井・太田・入江・高槻ヲ首トシテ二万余人ト、同七月十三日、和泉国深井ニテ合戦アリケルニ、御方余リニ大勢ニテ調義相違シケルニヤ、国衆ノ軍敗テ大略討死シテケリ、サレハ小敵ヲハソレト云ハ爰可成、尾州ノ手ニハ遊佐筑前守被討ケル、去間、大和・河内・和泉モ敵随^(二號カ)ヒケレハ、京都へ攻上ルヘキニソ定リケル、サレハ此刻、彼ナタノ衆又力ヲ得テ、淡路守入道以久モ、先日ノ耻辱ヲ雪メントテ、猛勢ヲ率シテ、七月廿六日ニ、又鷹尾ヘソ取懸ケル、此企前日ヨリ風聞アリケレハ、此度ハ難義至極可為トテ、御合力ノ事京都へ被申ケル、京ヨリ安富民部丞宗綱・斎藤三郎右衛門尉元隆・柳本入道宗雄・波多野孫右衛門尉元清・波々^{伯カ}自部三郎右衛門尉盛幸・宇都二郎左衛門尉元朝・能勢因幡守頼豊・富田又三郎吉春・井上又五郎国就・井上中務丞正朝、都合二三千ニテソ下サレケル、正頼ハ山ノ手ヲ堅メ、京衆ハ浜ノ手ニアイテ責戦、^{マクツ、マクラレツ、逐ッオワレツ}寄手二百余人討レケレハ、又取テ返テ逃ケルカ、余リニ追ハレテ、淡路入道ハ有馬郡湯山マテソ逃ラレケルトカヤ、去程ニ澄元ノ舎兄備中ノ守護細川九郎^(三時)ハ、播州赤松二^(後村)郎カ為ニハ姉嫁也、赤松ヲヒラニ頼ル由コンセツニ被申ケル間、侍ノ縁ニ成ハ、カ、ル大事ノ時、互ニ可合カト云事ニコソアレ、サラハ打立トテ、先一家ニハ七条・伊豆・有馬・宇野・柏原・真島・上月・有田・広岡・別所・得、平侍ニハ明石・依藤・小寺兄弟・堀・喜多野・櫛橋・薬師寺・阿保等ヲ初トシテ二万人ニ及、同八月ノ初、両度マテ取掛、鷹尾城ヲ息ヲモサセス

責タリケル、サレ共手柄ノ者共ニテ・精兵ココヲ専ト射ケル間、手負三千人ニソ及ヒケル、又重テ十一日ニ大責可有聞ヘケレハ、詰テハ猛勢ノ事ナレハ責破ナハ一人モ助^カルヘカラスカケルモカ

引モ折ニヨルトテ、十日ノ夜城ニ籠タル由ニテ、潜ニ落テ伊丹ノ城ニ加リケル、城ヲハ敵入テ米錢雜具トモ思様ニ取テ、後ニ火ヲコソカケタリケル、播州ノ猛勢又伊丹ヘ取カケタリ、色々ツクロヒノ子細アリテ、サノミニキツクハ攻サリケル、正頼ハ手勢ヲハ伊丹ニ残シ置、

涯分ノ合戦可仕トテ、自身ハ小者一人ニテ、忍テ丹波国多紀郡波多野城ニソ籠ケル

去程ニ、其比近江^{无州}・ヨリ義澄將軍奉公ノ衆、本郷三上ヲ先トシテ、九里カ弟竹内モ一方ノ大将ト

シタ猛勢ニテ上洛ス、河内ヨリハ遊佐入道因宗ヲ大将トシテ、大和々泉河内三ヶ国ノ勢、又細川

右馬助政賢・和泉上守護刑部大輔猛勢ニテ上洛シ、營国ヨリハ三宅出羽守入江九郎兵衛・尉山中

新石衛門尉其外諸浪人数千人上洛ス、播州ノ猛勢モ統イテ上ルヘキ由聞ヘケレハ、両京兆談合

有テ、畠山修理太夫奉公衆御供^{申カ}・同八月十六日、將軍京都ヲ御取ノキ丹後国上吉ト云所ニソ御

坐^{有ケルカ}・十六日夕方ニハ、ハヤ敵数万入都京ニ入テ落人ノ跡トモ少々ハ焼払、或ハ入替リ壞取リ、

地下ヲハ堅ク成敗ヲ加ヘケル、是ハ先難人ニハ取セシテ以後我々カ手ニ入レンカタメノ計事

トソ聞ヘケル、カクテ先暫ク安堵ノ思ニ任セシムル処ニ、同廿三日丹波ヨリ両京兆衆取テ返シ、

長坂ニ陣ヲ取、廿四日ニハ京攻ト聞ヘケレハ、京都ニ打入タル衆悉申合、二三万ノ勢紫野ノ寺

ノ門前ニ一勢、其外ハ船岡山ニ構ヘ、魚鱗鶴翼ノ陣ヲ張テソ相待ケル、両京兆ノ士卒、同廿四日午刻面モフラス一目ニ切テ掛リケレハ、両陣トモニ一タマリモナク崩ニケレハ、逃々ウタレタル者二千余人トソキコヘシ、疵ヲ被ル者ハ数ヲモ不知、殊ニ大将右馬助政賢誓願寺ノ辺マテ取テ遁ケルカ、羅漢ノ橋ノ上ニテ討レヌ、一方ノ脇大将山中新左衛門尉モ水落ノ辺ニテ父子トモニ討レニケリ、和泉ノ守護ハ落ラレス、遊佐入道因宗・赤沢孫次郎・荻野弥十郎等ヲ始トシテ生捕数十人皆腹ヲソ切タリケル、トテモ捨ル命ヲ舟岡山ニテ討死アルナラハイカニヨカリナントソ沙汰シケル、船岡山ニテ討死ハ三上三郎・本郷宮内少輔・松田豊前守・竹内、扱澄元ノ馬廻ニハ井上孫次郎・与利四郎兵衛・保積八郎等也、中ニモ三上三郎ハ大内家子問田ノ何カシト引組互ニ討死^{シテケリイカメシキ事也去程ニカ}、扱京都静謐シケレハ、將軍モ御帰洛^{アリ然レハ上一人ヨリ下カニ至ルマテ喜}、播州ノ猛勢モ京都治リケレハ、皆播州ヘ引返ス、自ラ当国モ無為ニ成ニケリ、其後色々ノ扱ヒトモ有テ、播州ト京ト和陸ニ成トハ申セトモ、底ニハ無由断其外四国モ大略御敵也、当国ニ可然城無テハ不可叶トテ、国守ハ上郡芥川ノ北ニ当リ可然大山ノ有ケルヲ城郭ニソ構ヘ^{ルカ}、昼夜朝暮五百人三百人ノ人夫普請更ニ止時ナシ、正頼モ又鷹尾城ヲモ構ヘ、又其東一里隔テ西宮ヨリ八町北ニ小清水トテ小山ノアルヲ家城ニ拵ヘ、日夜只此營計也、毎日五十人百人人シテ堀ヲホリ壁ヲヌリ土居ヲツキ矢倉ヲ上ケレハ、鍛冶番匠壁塗大鋸引更ニヒマコソナカリ

河原林正頼、鷹尾城を構える

ケリ、加之透隙ニハ連歌ヲ興行シテ月次モアリケリ、夜々ハ古文ヲ学ヒ道ヲ尋ケレハ実ニ文武
 二道ヨ嗜ム人ニテソ有ケル、殊連歌ハ長処ニテ近比宗祇法師カ撰ケル新撰兔玖波集ノ作者ニ
 モ入ニケリ、彼鷹尾城ニハ与力鈴木与次郎ヲ城掛トシテ其外可然カ・士卒守之、小清水ノ頂本城ニハ
 軒ヲ雙テ作り広ケテ元カ正頼常ノ居所トス、外城ニハ子息六郎四郎春綱ヲ始トシテ、同名与力被官
 棟ヲ雙テ居住ス、其外居余タル家人トモハ大略西宮ニ居ス、凡目ヲ驚ス風情当国ニハ雙少キ大
 名也、去間ナタ五郷内澄元ヒイキノ者トモハ皆浪人ニテ、或阿州ニ下向シ、或淡州・播州辺ニ徘徊
 シケル中ニ、河島兵庫助ハ播州ニ有ケルカ正頼ノ与力ヲ縁ニ取テ降参スヘキ由ヲ連々言入ケ
 ル間、正頼返事ニハ誠ノ降参ノ望アラハ、河島カ一族ニテモアレ又浪人ニテモ可然者ヲ討取首
 ナント持参セハ許容スヘシト有リ、兵庫助申事ニハ尤ニテ候、乍去他国ニテ左様ノ事仕テハ路
 次ニテモイカヤウノ事モ可有間、先御免サレタニ候テ其方ニ安堵仕候者連々ニ調法ヲ以可致忠
 節由アリケレハ、是モ尤道理也トテ喚寄ラレケリ、兵庫助ヲハ鷹尾城ニヨカレ本知ノ外ニ又扶持
 ヲソ加ヘケル、子息松若トテ十六歳ニ成ケルカ容顔見ニクカラス、心又タクヒナシ、剩歌道ヲ
 モ心ニカケ、レハ心ヲヒク人ソ多カリケル、是ヲ正頼膝モトニテソツカヒケル、去程ニ彼兵
 庫助力進退ヲ見ニ万ニ心ナキ体トモ見ヘタル普請ナント有ニモ自身手ヲオロス事モ無テ、下人
 トモニ申付不祥々々ニソシケル、又彼約諾シタル題目ナニトモ無沙汰シテ年月ヲ送りケリ、結

句ハ敵ヘ内証通カナントスル由風聞シケレハ、所詮彼人ヲハ生害サスヘシトテ既ニ談合ニ及ケレハ、
 此内談ヲ子息松若ニハ聞セシトテ、其夜態ト外城ヘコソ出サレケル、松若大利根成者ナレハ、
 凡推量ヲメクラシ此子細ヲ父ニ知セテ落サハヤト思テ鷹尾ヘ行ケルカ、一人行ナラハ人ノ不審
 モアルヘシイカ、セントヲモヒシ処ニ、今参ノ若党ニ山中ト云者アリ、彼者ニ松若カ云ケルハ鷹尾
 城ヲハ未見玉シイサ、セ玉ヘ我等モ用事有テ只今行也ト云ハ、山中ハ子細ヲハ不知、則若衆カ・同道ス
 ヘキトアルモ心ヨセナリ、又鷹尾城・麓モ聞及テ見度クモ存スレハ則領掌シテ同道シケリ鷹尾ノ城ノカニ松若カ姉ノ比丘尼有ケルカ庵ヲ持テ住シケルアリ、山
 中ヲ此庵ヘ内同道シ茶ナシトノマセシハラク待給ヘトテ、松若一人城ニ上リテ父ヲ尋ヌレハ、今
 朝ハヤ払暁ニ正頼方ヨリ鈴木ニ被申付ケル間、兵庫助ハ、ヤキコメラレテ生害スヘキ計也、或
 人此松若ヲ見付テ如此ノ儀アリ御身トモ通レカタシ、何方ヘモ一先落給ヘトイヒケレハ、サ
 ラハ早我推量違ワサリケリ、父ハ生害ニ究リ我ヲモ見ノカシ御カ・アラハトテ上ノ山路ヲ分テ落
 ニケリ、山中ハ今ヤノト待ケレトモ松若ハ不來、城ノ事ハ一向不知案内ナレハ一人小清水ヘソ
 歸ケル、此由正頼聞付テ、擬ハ此者同道シテ松若ヲモ落シタリ、近比ノ曲事ナリトテヤカテ生
 害ヲセラレケルコソカ・不便ナル次第也、去間松若ハ上ノ山ノ森ノ木陰ニ暫忍テ居タリケルカ、麓ノ
 ムシヨニ烟ノ立ケルヲ見テ、サテハ早親ハ生害セラレテ是ハ一定彼ノ葬火ノ烟ナリト思ヒケ
 レハ、念仏暫ク申テ涙ヲ流シツ、ツクノト案スルニイツクマテカ落行ヘキ、父ノ供シテ生涯

ヲ果シ死出ノ山三途ノ川ヲモ同シクコサンコソ侍ノ本意可成ケレト思返シ、今西將監ト云伯母
聳ノ宿所へ走入、親ニテ候者ハ殿ヨリ早生害サセラレ候、我ハ何クマテモ一先ヲチハヤト存シ
鷹尾ノ上武庫山ノ奥マテ分入シカトモ、父カ生害ヲ見捨テ何ク迄カ可遁ト思返テ参タリ、殿へ
モ此由被申入如何様ニモ生害サセラレ候ヘシト申ケル、是ヲ聞ケル老少男女アワレケナケナ
ル人カナトテ皆袖ヲヌラシテケリ、伯母聳ノ事ナレハ不便ニ思フ事カキリナシ、イカ様ニモ
シテスカシ落ハヤト思ヘトモ皆人早知タル事ナレハ隠レ有間敷、然ハ我生害ニ及ヘケレハ力不
及、縄ヲカケ正頼ニソ申ケル、松若申事ニハ、発起シテ参ヨリ何クヘカ取ノクヘキ縄ヲハツシ
テ刀ヲ賜リ候ヘ尋常ニ腹ヲ可仕候ト申ケレハ、ソレモコトワリナレ共一注進之間也、其後ハ兎
モ角モ心ニ可任ト云フ、サテ正頼ハ此申ヲ聞不便サカキリナシ思ワレケレバ、今一度是ヘツレ
テ可来トアル、則ナワツケナカラ本城ヘソ上リケル、近比ケナケノ振舞神妙也、此者ノ事ハ差
当テトカモナシ、助ハヤト思ヒテ内談アリケル処ニ、或人ノ異見ニ弱年^{ナカ}・カラ是程ノ所存アル
ナレハ、助ケヲカレテハ後悔アラント申間、実ニ毒ノ虫ヲハ脳ヲワリテスイヌケトテ又生害ニ
ソ定リケルコソムサンナレ、サラハ西宮ノ六湛寺トテ会下寺ノ有ケルニ遣シテ生害サスヘシト
テツレテ行ケルヲ、見ル人皆涙ヲ流シテソ惜ミアヘル、無程六湛寺ニ行着テ松若申ケルハ、縄ヲ
免シ暫イトマヲ給リ候へ、一人ノ母ノ許ヘ一筆遣シ度由申間、則硯料紙ヲアタヘケレハ、心静ニ

文ヲソ書タリケル

サテモく親ニテ候人不忠ノ由風聞有ニヨツテ今朝生害サセラレ候、ワレくモ定メテウ
タレマイラセント思ヒテ一マツ落候ヘトモ、何クニ候トモ何カシコソヤノ生害ノ砌ヲ見捨テ
逃タルモノヨト人ニ指ヲサ、レテハ生カヒモナク何ノ面目アリテカ浮世ニモナカラヘ候ヘキ、
所詮親ノ供ヲ致シ同生害ヲ果スヘシト思ヒ返テ参候上ハ相カマヘテ聊モ御歎キハ有間布候、
サリナカラ親ニテ候者ノ名残ト申我々モ唯今生害仕候ヘハサソ不便ニ思召候ハスラン、是ノミ
心ニカ、リテヨミチノ障トモ可成候、何ヨリモ念仏ヲヨクく御申候テ御吊ヒニ可預候

先立テ消行露ノ命ヨリ残ルハ、ソノ歎ヲソ思フ

又奥ノ御庵トテ正頼ノ姉ノ比丘尼ノアリケルカ、天性慈悲ノ深キ人ニテ上下ノ人ニ目カケラレ
ケリ、殊ニ此松若幼少ヨリ不便ニ思ワレ別テ等閑モ無リケレハ、是ヘモ一筆書テ参セケリ、言
葉ハ大略カハラサリケレハ記ニ及ハス、但奥ニ我等カ老母一人残留リテサソ歎キ候ハスラン、
是ノミ不便ニ存、心ニ掛リ我等ノ目ヲ被^{掛カ}下候ト思メシテ、自然ノ時ハ御音信ニモ預リ候ハ、草
ノカケニテモ忝思ヒ参ラスヘク候トテ

は、木々の露の恵を頼哉身はあらしの、草のかけにも

カヤウニ二通ノ文書置テ儘ニ伝ヘテ給ルヘシトテサシ出ケリ、此砌ニテハ万ホウキヤクスヘキ

事ナルニ、カヤウニ心静ニ文ヲ書、歌ナントヲヨミケルハ世ニスクレテケナケ成者ニテソアリケル、アワレ助置テ自然ノ用ニ立ハヤトテ惜マヌ人ハ無リケリ、六湛寺衆僧達モアワレ浮世哉、命ニ潜ル事ナラハ我々モノ潜コソセメトテ皆衣ノ袖ヲソシホリケル、扱六湛寺ノ庭ニ敷皮ヲシキケレハムスト居直^{リカ}・辞世ニ云

父ニ我ツカフ願モ三瀬川トモニ越ヘキ道ノウレシサ

トテ、頸ヲノヘテソ居タリケル、切テハ渋谷ノ彦二郎ト云者也、太刀引ソハメテ後ヘ寄ケルカ、イカニモ太刀ノアテ所不覚トテ涙ヲ流シテアキレテソ居タリケル、松若申ケルハ何トテヲクレ給ヘル^{人々カ}・ソヤ、サノミニ物ナ思ワセラレソトクトコソ申ケレ、サテアルヘキニアラサレハ袖ヲオサヘツ、邪見ノ劔ヲ振トソ見ヘシ、花ノヤウナル松若カ頸ハ前ニソヲチタリケル、見物ノ貴賤一度ニワツトサケヒケリアワレト云モヲロカ也、サテ渋谷彦二郎是ヲ幸ヒノ善知識菩提ノ縁ト思ヒ葬送以後ヤカテモトヒ切、靈仏靈社ニ參詣シテ松若カ跡ヲソ弔ヒケル、アワレニヤサシキ事トソ聞ヘシ、サテ彼老母ノ方ヘノ文ヲ遣ハシケレハ、母ハ此文ヲ見テ天ニ仰キ地ニ伏テリウテイコカレテナケケルハ実ニ理トソ聞ヘシ、其日ヤカテ髪ヲソリヲトシヲコナイスマシテ兩人ノ跡ヲソ弔ヒケル、今一ノ文ヲモ御庵ヘツタヘ申ケレハ、御覽シテ^{中々カ}・ナケカル、ル事申ハカリハ無リケリ、此事カネテ夢程モシリタリセハ涯分コヒウケテ出家ニモナシ置ヘキモノヲ

ト、シウシヤウアリケレトモ今ハカイコソ無リケレ、彼最後ノ言・葉モ哀ナリトテ老母ノ行ヒテ居タリケル処ヘ常々ハ音信アワレミヲタレケレハ、松若ハ草ノ陰ニテモサソウケ喜フラムト有カタクソ覚ヘケルトナン(後略)

【陰徳太平記】

永正八年(一五二二)

『大日本史料』
第九編之三

和泉国毛須深井合戦、付摂州豊島山崎両所合戦、并義澄将軍薨去之事

(前略) 夫ヨリ細川政賢ハ、摂州中島ニ陣ヲヨセ、細川和泉守ハ同国脇ノ浜ヘ渡海シテ、河原林対馬守正頼ガ蘆屋ノ庄上鷹屋^尾ノ城ニ籠リタルヲ攻ントテ、灘・吹飯ニ屯ヲ張テ、日夜ヲ不分相戦フ、カクテ数日ヲ送ル処ニ、従京都細川典厩尹賢・大内義興ヲ大将ニテ、高国ノ旗本勢柳本宗雄・波多野孫右衛門・能勢因幡守・荒木大藏大輔ヲ始、摂丹二州ノ軍兵、同廿六日、灘郷雀松原御影宿ニ馳著テ、蘆屋川原ニテ会戦フ、是ヲ見テ、鷹屋^尾城中ヨリモ打テ出、終ニ和泉守カ陣ヲ突崩シ、頸百有余級討取、心地好ト悦テ、頓テ京都ヘ上リケリ、カクトハシラデ赤松下野守義村ハ、澄元ニ頼マレ、和泉守ニ力ヲ戮セント、八月上旬、播州御著ノ館ヲ打立テ、加古川ニテ勢揃エシテ、大倉谷迄上テ、爰ニテ和泉守敗走スト聞ケレトモ、斯テ引返スヘキニ非レバ、同月五日、兵庫浦ニ著、夫ヨリ河原林カ城ヲ落シテ、遅参ノ恥ヲ雪ニト、摂州西宮・若王ノ諸

河原正頼、蘆屋
庄の上鷹尾城に
こもる

蘆屋河原合戦

所ニ陣ヲトリ、同九日、鷹屋^(尾)へ押寄、稠ク攻ケレバ、河原林其夜退城シテ、伊丹城へ入ケルヲ、透間ヲアラセス押寄、四面ヲ困ンテ攻動カス(後略)

【実隆公記】

永正八年(二五一二)

『実隆公記』卷五下

十三日^(七月)酉晴、(中略)抑撰州合戦敗北、沼内^(河カ)同前、仍京中錯乱、言語道断也、其間事難述筆端矣

廿七日^(乙)霽、及晩雨濺、於三位局權賞、各携兆子、盃酌及午後者也、抑撰州合戦昨日得勝利、尤珍重々々、自前太相国有此告、又雅業王来談、同前、^(本)「平之基也、歡喜々々」

十一日^(己)雨降、雖旬無通拜之間、不及行水、念誦而已、見昭大徳齋食如例、冷垂相来臨、被携太刀、数刻談雜事、丸七郎左衛門、宗碩法師等来、撰州灘城一昨夜引退之、河原林同宿于伊丹城云々、世上安危難知之、如何々々

十二日^(庚)寅及晩霽、(中略)尾張守入道下山已著陣、河内国所々焼亡、撰州亦得力云々、京中安全之基歟、珍重、長塩者昨夜引陣出京云々

十四日^(壬)辰晴、惠教坊齋食如例、撰州之儀無正鉢之間、京都於今無頼云々

灘城

【後法成寺尚通公記】

永正八年(二五一二)

『大日本史料』第九編之三

七月十四日^(戊)晴、玄、清、宗碩来、撰州御方陣破、六七百人打死云々、言語道断也、河内同前也、大和古市打入云々

^(前書)「京中物谷山申遣是、聖門衆少々来」

^(宋書)「於撰州兵庫合戦、京都太平事」

廿七日^(乙)亥、晴、夕立、於撰州兵庫合戦、淡路衆千人計打トルト云々、京都太平珍重事、頸少々到来

【拾介記】

永正八年(二五一二)

『大日本史料』第九編之三

七月十三日、(中略)今日敵右馬頭与撰州衆合戦

^(細川尚書)

廿三日、南方敵淡路守撰州兵庫島灘辺徘徊之間、細川遣柳本、波多野馬回衆、長塩以下、

廿六日、合戦間、淡路守衆、灘衆二三百人被打、首百計上云々、敵右馬助衆在中島辺云々、其

外島山上^(難英)総衆出頭也、

廿七日、京勢自撰州開陣、

芦屋城

【細川澄元書状】

大阪市末吉勘四郎旧蔵
末吉文書

去七月十三日、於泉州家原合戦、打太刀被疵、同廿三日、撰劔芦屋城江詰寄、責落外城之時、
抽粉骨之由、尤御神妙候、弥可励戦功事肝要候、謹言

十二月十四日

澄元(花押)

瓦林新五郎とのへ

【那智籠】

永正十三年(一五一六)

京都市
北野神社所蔵

那智籠下

永正十三年正月六日北野会所乃坊主興行に

(中略)

河原林対馬守新
城

有馬よりまかりいて、芦屋のなたにして河原林
対馬守新城にて

あさもよひ昨日の山かうすかすみ

おなし所にて

あわち山春やおしま朝かすみ

(後略)

【続南行雜録】

永正十六年(一五一九)

『続々群書類従』
第三 史伝部

二条寺主家記抜萃

(中略)

十六年、從四国六郎殿上洛、撰州へ細川右京大夫下向、自阿波上洛衆ハ、神呪寺鷲林寺陣取、
川原林城者從京方モツテ日々夜々及合戦ト云へり、自他無勝負(後略)

【細川両家記】

永正十六(一五一九)十七年(一五二〇)

『群書類従』卷第三八〇
十三輯 合戦部

(前略)然ば澄元。四国・淡路・播磨を催して。三好筑前守之長御供にて兵庫浦へ着。灘へ上
り給ふ。高国方河原林対馬守。今度は越水の城に楯籠。まづ此城を責よとて。壱万余騎にて取
巻給ふ。澄元は神呪寺の南の。鐘の尾山と云山に陣取給ふ。三好・海部・久米・川村・香川・
安富・広田・中村・西宮・蓮華畑に陣取。毎日合戦あり。(中略)去間高国は丹波・山城・撰
津国相触させられて。同十一月廿一日都を立せ給ひ。同十二月二日池田城へ着給ふ。越水の城
の後巻のために。小屋野間九十九町。高木・河原林・武庫・寺部・水堂・浜田・大島・新田・
武庫川のかた。上から下迄陣を取つゞけ。折々合戦させられたり。年くれければ永正十七年庚
辰成也。正月十日に高国より諸陣に相触させられて。二万余騎にて打出。諸口にて合戦終日に

有。高国方丹波の守護代内藤備前守火花をちらし合戦させ。切負て二百人計討せて引にけり。阿波衆も百人許討死す。双方手負数しらず。又高国方摂津国の住人伊丹兵庫助国扶は中村口へ取懸。木戸逆茂木を切落し内へこみ入。申の時より酉の終りまで合戦し。伊丹衆討勝て阿波衆の首五十余討取。勝時つくり取入たり。又同日に城のうちより追手の木戸をひらき。我等当国大島住人雀部与一郎・同弟次郎太郎と名乗。高国のため又は家のために命おしからず。敵方誰も寄合給へとよば、ければ。澄元方田井藏人と名乗。よせ合切あふたり。雀部切勝て藏人が首討取。雀部兄弟も痛手負。城の中へ入けり。四五日して死したり。対馬守初て上下共におしまぬ人はなかりけり。城の中日月を送る程に退屈して。同二月三日夜半に対馬守。安部の蔵人と談合して城をあけられければ。若槻伊豆は老体にて候へば何処迄とおもひきり。腹十文字に切死たりけり。去間後巻勢衆地田・伊丹・久々知・長例、尼崎へ引籠たり。然ば澄元方三好筑前守之長。難波へ陣取給ふ也。此外小屋・富松・生嶋・七松・浜田・新田へ陣取。同十六日に。一万七千余騎にて尼崎・長州へ取懸合戦あり。大物北の横堤には高国方香西与四郎打出。三好孫四郎と渡合。大刀打して双方名を上られたり。その日は暮。雨もふりければ。両方互に引たり。然る間高国叶はじと思召。城々へ仰合せられ其夜中に一同に京へ上給ふ。かやうに成行事は。正月十日は西宮の神事御かりなり。居籠とて人音をもせざる日。取かけ給ひし御罰と

人々申なり。然ば落武者のかなしさは京にもいらせ給はずして。近江国へ落行給ふ。(後略)

【三好長康裁許状写】

弘治三年(一五五七)

芦屋市若宮町
吉田雅一所藏

三好長康、蘆屋庄と本庄との山論に裁許を下す

袋表書

三好日向守様御奉書巻通

三好日向守様御奉書巻通

池田紀伊守様御奉書巻通

摂津国兔原郡打出村

芦屋村

蘆屋庄

今度、蘆屋庄拝領之山ヲ従本庄新儀ニ押領申済付而蘆屋之者共致迷惑、逐電申候、然処、従松永、蘆屋庄之者被召、直々如前之山ヲ身体仕候へと被仰付候て可給之由、被申候間、早々罷直柴木ヲ取可申候、右之押領之堺目書物、悉反古ニ成申候、若於後々従本庄不謂儀を申候者、以此書物可申分者也

弘治三年 三好日向守

二月十一日 長康御書判

蘆屋庄 名衆百姓中

【細川両家記】

弘治三年（一五五七）

『群書類從』卷第三八〇
十三輯 合戦部

一、同三年丁巳八月廿六日、始東風吹て、後南風吹高汐上り、尼崎・別所・難波・鳴尾・今津・西宮・兵庫・明石の間浦々へ上る。取分尼崎にて六十一人流死すると云也。仍之、里々堤は平等に成也。むかしこの浦、高潮の上る事八十三年に当る也。依之、米売買、金壹両に五斗なり。

【三好長康裁許状】

永禄三年（一五六〇）

芦屋市若宮町
吉田雅一所藏

永禄三年十一月廿一日

東方一

（挨拶表）

三好日向守様御奉書挾

摂州兔原郡芦屋庄打出村善吉

永禄三年十一月廿一日

（挨拶見込）

三好日向守様御奉書通

摂州兔原郡芦屋庄打出村善吉

（挨拶表）

摂州兔原郡芦屋庄

打出村善吉

以上

三好長康、芦屋庄と西宮との山論に裁許を下す

今度、蘆屋庄拝領之山ヲ從西宮押領仕付而、蘆屋庄之者共逐電仕候、就其從松永、西宮之者押領之山ヲ悉被掃置蘆屋庄之者共山ヲ如前々身体仕候へと被仰付候て可給之由被申候間、皆々罷直、無相違柴草ヲ可仕候、右之押領之堺目者、反古ニ成申候、於後々西宮ヨリ不謂儀申候者以此一札可申分者也

永禄参年 三好日向守

十一月廿一日 長康（花押）

蘆屋庄

名衆百姓中

あしやの里

【原本信長記】

天正六年（一五七八）

内閣文庫所藏

（前略）去程に在々所々百姓等悉かぶと山へ小屋あかり仕候、御理をも不申上、曲事ニ被思食堀久太郎・万見仙千代被仰付、諸手之乱妨人山くをさかし、或切捨、或兵糧其外思々取来事際限無之

滝川左近・惟住五郎左衛門兩人さし被置、西宮・いはら・住吉・あしやの里・雀松原・ミかけの宿・滝山辺所々放火候て、生田森に陣取、御敵荒木志摩守花熊に楯籠候人数を以而推置、山手を通り兵庫へ打入、堂塔伽藍佛像経巻不残一字、一時ニ雲上之煙となし、須磨・一谷迄相働放火候キ（後略）

池田忠勝、蘆屋と本庄との山論に裁許を下す

【池田忠勝裁許状写】

天正十年（一五八二）

芦屋市若宮町吉田雅一所藏

今度蘆屋本庄山内之出入仕候処ニ、双方召出聞届申候、先年三好日向守悉究被出候迄者本庄押領と存候、如前々山を蘆屋之庄ニ身体可仕者也

池田紀伊守 忠勝御書判

天正拾年

十二月十二日

蘆屋庄

名主百姓中

【豊臣秀吉禁制】

天正十一年（一五八三）

西宮市弓場町吉井良尚所藏

摂州

本庄

蘆屋郷

山路庄

定

- 一 对百姓不謂儀申懸族、一錢切たるへき事
- 一 田畠作毛あらずへからさる事
- 一 石持者共不可宿借事
- 右条々違背輩在之者、速可加成敗者也
- 仍下知如件

天正十一年八月廿九日 筑前守（花押）

豊臣秀吉、石材採取・運搬に関わる者、本庄・蘆屋郷・山路庄内における不法行為を禁じる

【豊臣秀吉朱印状】

天正十三年（一五八五）

〔西宮市史〕四巻
から転載

豊臣秀吉、加藤嘉明に、尼崎・西宮・芦屋からくり石を搬送することを命じる

（包紙） 小出甚左衛門
「加藤孫六殿森三右衛門 渡口」
徳永石見

其方知行船有次第召連相越、尼崎・西之宮・蘆（蘆屋之）より十日之間、くり石至于大坂可相届候、何も撰州なだめに在之くり石届候間、可得其意候也

（天正十三年）
十月廿三日

（朱印）
加藤孫六とのへ

【芦屋川水日数定写】

天正十七年（一五八九）

芦屋市月若町 猿丸吉左エ門所蔵
本文書はかなり後世の写である。

芦屋村、芦屋川用水の日数定を規定する

- 一 今度芦屋川水出入候処、山路庄中御年寄衆為御扱、川西川東之水之日数相定申事
- 一 川西市之井手へ三十日に付て拾三日に参申
- 一 川東二之井手三の井手へ三十日に付て十七日に参申
- 一 右三ヶ井手の中よりほうぞ井手へ一日ニ付て二反水づゝ上申、同一日ニ付二反水づゝ年寄ニ給水ニ入申候、同一の井手の山水も同水ニ相究申事

右是ハ、芦屋之年寄同下百姓迄相談仕候て相定申、此上ハ少もいらん有間敷候、為後日状如件

天正拾七年五月十七日

芦屋村年寄中

- 左京介 花押
- 山路庄御年寄 猿丸太夫 花押
- 畑弥右衛門殿 太郎右衛門 与左衛門
- 横田又左衛門殿 源左衛門 花押
- 畑 市太夫殿 住吉藤次介殿

右御扱衆上申跡書

【芦屋川水之割】

天正十七年（一五八九）

芦屋市月若町 猿丸吉左エ門所蔵

芦屋村、芦屋川用水の番割を規定する

- 一 蘆屋川水之割之事
- 一 市ノ井手壱ヶ月ニ水参候日数
- 一 一番ニたうノいてへ参候其月朔日 十四日 廿七日
- 二 番ニ中ぞへ参候 同四日 十七日 廿八日

- 三番ニかいちミそへ参候同六日 十九日 廿九日
- 四番ニ北ミそへ参候 同九日 廿二日
- 五番ニかいもりへ参候 同十一日 廿四日

一 二ノ井手壺ヶ月ニ水参候日数之事
 一番ニ八田へ参候 其月ノ二日ニ

- 二番ニ石つかへ参候 同五日ニ
 - 三番ニ打出あれちへ参候同八日ニ
 - 四番ニふなとへ参候 同十二日ニ
 - 五番ニ打出野田へ参候 同十六日
 - 六番ニちおとへ参候 同廿日
 - 七番ニ北ふなとへ参候 同廿三日
 - 八番ニ打出山ノ口へ参候同廿五日
- 一 三ノ井手壺ヶ月ニ水参候日数之事
 一番ニけかゝねへ参候其月ノ三日ニ
 二番ニきしノウへ参候 同七日ニ

- 三番ニ田中へ参候 同十日
 - 四番ニちゝつかへ参候 同十三日
 - 五番ニいノしりへ参候 同十五日
 - 六番ニおさきへ参候 同十八日
 - 七番ニたてはらへ参候 同廿一日
 - 八番ニけれうへ参候 同廿六日
- 右三ヶ井手之水之内ガすべ水参候覚
 其井手へ一へん水入渡シ、二へん参候時其所々にてすへ水入申候
 一 川西にてハはいはらノ田地へすべ水参候
 一 川東ニ而すべ水之事

- 一番ニたつミへ参候
 - 二番ニ山かとへ参候
 - 三番ニミやつかへ参候
 - 四番ニもちうへ参候 蘆屋庄年寄中
- 天正拾七年五月廿七日

蘆屋に高札を建
る

【徳川実紀】 慶長十年（一六〇五）
撰州蘆屋。本庄。山路。都賀。撫水。坂坂。広芝。須屋へ高札を建る。

『新訂国史大系』三十八卷（台徳院殿御実紀卷三）
増補国史大系

【伊丹後書状】

元和元年（一六一五）

芦屋市若宮町
吉田雅一所藏

（表書）
「宗運まゐる」

以上

熊々令啓候、然者打出領之内にて高野悉地院石塔被申付ニ夕、愈々馳走之由、奉行之坊迄被申候、大夫□拙者宿坊之事ニ候間、相応之用所馳走候て可給候、恐々頓首

伊丹後

三月晦日（花押）

【元和二年蘆屋庄打出村宗運文書】

元和二年（一六一六）

吉井良秀氏著「武庫の川千鳥」所引抄録による。もと元治元年（一八六四）打出村西田花居稿「蘆の浦風」所載、文中割弧は良秀氏の付記。

五十九年巳前、天文年中（弘治三年の誤）越水城主、三好修理太夫長慶様と申候、其節西宮兵庫

屋何某と申者、佳娘を被持候を被聞召、御寵愛不浅、其上御内に松永彈正と申、悉皆人御座候、是も野間右兵衛殿、斎藤新八郎殿と御兩人を以て、偏頼被申候、左様に候へば、上下彼方を御最負被成候に付、何たる不結儀を申掛候ても苦かるましきと存候か、此方の拜領新義にかさ押に、山へ人を入れられ申候を、此方より鎌を取り、追払申候へは、山にては異儀に不及候て理不尽に二千三千の人数を対度と被掛候に付て、小在所の御事に御座候へは迷惑仕候、惣別蘆屋庄と申は、柴を仕其日々々の身命を次申御事に御座候に付、迷惑に存御奉行所へ申上、芥川と申所にて裁許仕候て三問答ながら勝申候事

右裁許の勝負に不構、又右如申上、無理押領を被仕掛、何を以在所に堪忍可仕様も無之、一人も不残在所を逃敷仕候事

五年亡庄仕候へは、五年目の霜月に、三好日向守様と申は、下郡（島下郡也）の郡代にて御座候を、松永彈正殿と申か御頼被成候て、蘆屋庄を早く被召直、如前々山を身体可仕由、被仰候に付て罷直り候、夫より以来山を仕候、其節の向州様の御使者には、坂東大炊助殿・金子市之丞殿と被申候、是は右向州様御内兩殿の御年寄にて御座候

五ヶ年以前此方山の内より銀子出申候に付、其砌片桐主膳正殿、西宮の御代官にて御座候へは、又彼方（本庄村に也）より忝成義を被申掛候所に、則主膳正様へ御願申上候へは御檢使被下候、

五ヶ年以前、閏十月十四、目山にて様子御尋被成候間罷出只今銀子出申候は此方の山内に御座候由申上候に付、別儀無御座被仰付候事、去年春、高野山悉地院と申御寺より、此方の山にて石塔御切被成候所、此方より裁判仕候へは、其刻西宮の御代官、大野修理殿御持被成候に付又彼方(木庄村カ)より、忝成義被申掛候処、則修理殿へ此方より御頼申上候へは、無別儀如前々被仰付、此方より道を造り石塔出し申候之間、何を以彼方より山の義に付、被申分は御座有間敷候事

元和二年丙辰九月十一日

蘆屋庄打出村宗運

別篇 参考文献

【文献解題】

吉岡昭とその遺稿について

第一篇(考古篇)には、近年の発掘調査による成果以外に、過去の在野の研究者の地道な業績が各所で紹介されている。その一人に吉岡昭があげられる。彼は『考古小録』を残した紅野芳雄のように、広範な地域にわたって遺跡を踏査し、長期間遺物を収集したわけではないが、こと芦屋地域に限っては、当時の遺跡・遺物の散布などの克明な記録を作成している。宅地造成など都市化の著しく進んだ本市域にあつては、今日知ることのできない遺跡分布の実態を窺い知る唯一の記録として注目されるものである。

吉岡昭は、昭和二年十一月十九日、大阪市港区八幡屋宝町三丁目で生まれ、同八年以降は母つたとともに芦屋市親王塚町(当時精道村)に居住している。兄と二人兄弟である。祖父は吉岡哲夫(陽峰)といい、泰西学館・内村鑑三の後を引継ぎ、大阪の教育界で活躍された人であるが、昭和十一年没してい

る。彼は精道村立岩園尋常小学校を卒業後、甲陽中学校へ進学。その後、京都美術専門学校(現京都市立芸術大学美術学部)へ進み、日本画を専攻、その傍ら考古学研究に没頭した。

昭和十七年頃より、主として芦屋市内の遺跡踏査を地道に続け、石器を中心とする多くの遺物を採集、同十八年、十六歳にして『考古学日誌』を執筆する。この日誌は平素、上甲子園で電車の敷設工事・土木機械工事など勤勞奉仕に励み、当時は紙も不足がちであったが、ローソクの灯下、毎夜黙々と書き綴られたと伝えられている。当時祖父の号の一字をとり、蘆峰とも称していた。

こうした吉岡昭の芦屋における考古学研究の業績は『撰津国芦屋郷土石器時代研究』及び『考古随録』に集約される。前者は昭和十九年十月十一日、後者は同年十二月十六日脱稿の和綴墨書の冊子で、いずれも第二次世界大戦のまっただ中に書かれたものである。

『撰津国芦屋郷土石器時代文化研究』(第二章写真8参照)は、当時若年十六歳の氏が到達し得た学問的水準で草された論考で、地元芦屋における石器・土器・古墳及び古墳時代遺物につ

いて、発見地・分布地図・遺物図を挿入した文を叙述し、加えて石器時代文化全般についての私見を書き記している。目次は次の通りである。

撰津国芦屋郷土石器時代文化研究 目次

- 第一章 日本民族の根源
- 第二章 趣味の郷土考古学研究法
 - 第一節 遺跡へ行くまで
 - 第二節 遺物の整理保存
- 第三章 芦屋における石器遺跡及び遺物
 - 第一節 石器
 - 第二節 土器
 - 第三節 古墳及び古墳時代遺物
- 第四章 芦屋における石器時代文化叢考
 - 一、芦屋における先住民族
 - 二、芦屋における石器時代居住地
 - 三、芦屋発見の石鏃から
 - 四、笠ヶ塚発見石廂丁様石器
 - 五、阿保親王塚西側にて発見せる石斧片状石器
 - 六、芦屋発見の石錐

第五章 考古学研究図書
第六章 徳川時代の石器時代文献

遺物の挿入図(第二章写真37参照)や付された五枚の遺跡地図(第二章写真42・第三章図150参照)は、今日のごとき正確な実測図ではないけれど、デッサンを得意とした彼の筆使いがみごとに描き出されたものであり、現在でも貴重な資料として意義をもつものである。

『考古随録』(別篇写真128参照)は前述した『郷土石器時代文化研究』を文語調に別の観点から書き改めたものであり、誤りを正し、不足した点を一部補っているか所がみられる。と同時に、石鏃を初めて採集した時の思い出や研究に対する姿勢など学問として志された氏の考古学への情熱が各所ににじみでている。目次は次の通りである。

- 考古随録 目次
- 僕が最初の矢の根発見の事
- 岩ヶ平諸々の事
- 芦屋天神附近諸々の事
- 古墳略考

- 一、阿保親王塚附近の古墳
 - 二、打出字岩ヶ平群集古墳
 - 三、法恩寺跡の石棺使用古墳
 - 四、三条字寺之内の古墳
 - 五、その他諸々の古墳の事
- 古文書に見ゆる芦屋の事
法恩寺跡の古瓦が事
打出浜が事
打出親王寺、その他諸々の事
「和名類聚抄」に見ゆる芦屋が事
「延喜式」及び「駅路通」に見ゆる芦屋が事
「伊勢物語」に見ゆる芦屋が事
「道ゆきふり」に見ゆる芦屋が事
城山、鷹尾城跡が諸々の事
「撰陽群談」に見ゆる鶴塚が事
藤栄屋敷跡が諸々の事
芦屋出土土器
- 一、須恵器
 - 二、土師器

- 古代日本人が神に対する心の事
- 古代日本人が独創力の事
- 考古学研究

これら二編の著作は、第二次世界大戦の最中という、考古学が未発達の不祥な環境のもとに書かれたため、刊本には至らなかったが、こと本市域の考古学研究においては、非常に重要な文献といえる。

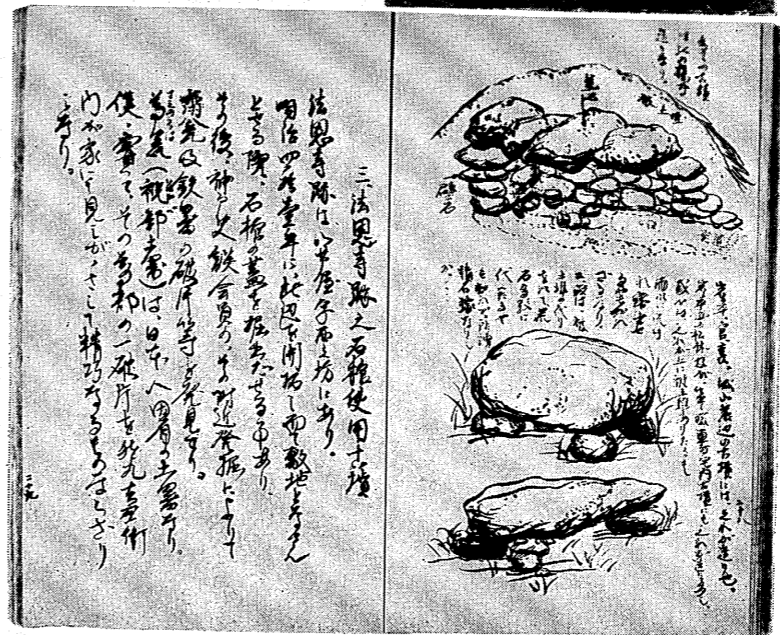
彼はその他、自作の詩四十七編を「青蛙」と題したノートに書き連ねるなど執筆活動に余念なかったが、病におかされ、昭和二十三年七月二十六日、惜しくも逝去された。若干二十一歳である。

この残された二編の遺稿は、現在、母堂つたが採集された遺物とともに保管している。以下、これを第一篇の参考文献として抄録しておきたらう。



写真128 吉岡 昭「考古随録」表紙

写真129 「考古随録」に描かれた
吉岡 昭のスケッチ



第三篇 文献資料

1 「撰津国芦屋郷土石器時代

文化研究」(抄録)

吉岡 昭 遺稿
昭和十九年十一月十三日

第三章 芦屋に於ける石器時代遺跡及遺物

第一節 石 器

一、石鏃、発見し得た出土地は岩ヶ平を筆頭に天神山裏笠ヶ塚、城山麓等で、少しではあるが岩ヶ平東方、同東南方、同南方、同西方、天神山北方、その谷の流域、上流、下流、笠ヶ塚東方、西方、さらに城山麓の西方等殆んどあらゆる処から発見されているが実散布地としてはやはり前記の所で少量出土地のは單なる当時の狩猟者の足跡程度のものである。又実散布地の内でも殆んど出土性は少なくなり将来性のあるのは、岩ヶ平の西北の大部を占める松林中、及び、天神山裏、宮川上流の谷か

らそれより約一町西方の松林までの地域、及び、笠ヶ塚山麓部、城山中腹以下の山腹位の所である。……(中略)……石質には讃枝岩(サヌカイト)製のが九十九%を占めるが時々黒曜石製のもある。

二、石匙は丸型、横型、縦型、各種が発見されるが、数は私の知り得た範囲では四箇のみである。散布地は岩ヶ平、笠ヶ塚、城山麓の各一部地域に限られているといつてよい。黒曜石製品が一つ私が発見した中にある。

三、石斧、三条出土例二箇、城山麓出土例、岩ヶ平出土例が私の知り得た範囲であるが一箇が出所不明で或る人の所に所蔵されている。可成り昔しの出土であるらしい。此の石斧は、まだ出土の可能性が多い。

四、次に私が発見したもので石庖丁様有孔(単孔)両面石器と有孔石斧状石器の破片とがあるがそれについての詳説は次章に於て之を行う。

五、尚阿保親王塚北辺附近から銅鏢、銅鏡と共に玉類(曲玉・管玉・切子玉)類捨簡が出土した相である。その一部を私も見たが、可成り精巧を原史時代製品と見えた。

六、又石錘らしきものが、岩園小学校北辺から、石棒らしき

ものが岩ヶ平の朝日ヶ丘中部からそれぞれ発見されたと聞くが
実物はまだ見てないし収蔵者氏名も不詳なので、ただ「聞い
た」とだけ書いておく。

以上が私が知り得た石器時代遺物であるが、第二圖の石鏃集
成図は多くの発見石鏃中典型的なる物のみを記したのであるか
ら決してあれだけが全出土品ではないわけだ。又小玉等が三条
から出た事もあるらしい。

第二節 土 器

一、朝鮮土器は(編者註、須恵器のこと)……(中略)……出
土地は主に岩ヶ平全部、笠ヶ塚、その東側の谷側の森林地帯出、
及び三条方面で城山麓からは此の種の土器は殆んど出ない。
阿保親王御墓東北側の地からも少々は出る。芦屋出土の七割は
此之土器が占めて居る。

二、弥生式土器は……(中略)……弥生式及び祝部式土器は
主に城山麓から発見されるが其の他の所にも往々破片が見受け
られる。

三、昭和三年五月、三条寺の内、西村磯右衛門氏所有地にて
発掘されたる古墳二箇からは多量の朝鮮土器と共に、珍らしい

素焼き甕形土器を出した。それは嘗て西宮史談会が、城山麓
から掘出したものと同種類のものである。……(後略)

第三節 古墳及び古墳時代遺物

(前略)……さて芦屋に於ける古墳の位置は大体打出阿保親
王塚附近、岩ヶ平―主に北部―芦屋天神山、笠ヶ塚、城山麓、
三条山手、芦屋法恩寺址(山芦屋字西之坊)以下等之古墳につ
いて略説をする。

一、阿保親王御墓附近の古墳、打出にある阿保親王塚附近か
ら銅鐸が出て居る。之が発見されたのは元禄年間(約二百数年前)
で、その時一諸に漢鏡四面、及び石帯が伴出したとの事であ
る。これらは今打出の親王寺に宝物として残っているが、そ
の漢鏡は、波文帯式四神四獸鏡で支那の漢代より六朝に至頃の
製作品である。いづれにしても可成り古い時代にかなり立派な
古墳がこの附近にあったに違いない。享保の撰津志の記す所に
依ると「阿保親王塚附近に荒墳六」とある。又阪急電鉄が夙川
から芦屋に抜ける為阿保親王御墓の北部を掘り抜けた時その
土礫の間に多数の土器片があった事を記憶している。此の辺
は、第三期層の高台で当時の居住地としては最良のものであ

たに違いない。

二、打出字岩ヶ平群集古墳、現在岩ヶ平附近、苦楽園に至る
道に沿って原形を止めている古墳は、五六に過ぎないが、古墳で
あったと認められるものは数多く存在する。撰津名所図会にも
「八十塚、打出打の北、岩ヶ平の山中にあり、数の多きより名
とす。」と書かれている事よりしても、嘗ては古墳群のあった
事が知られる。此れ等の古墳から出る土器は殆んど全部が朝鮮
土器である。此の辺の地形、即ち谷の入り込んだ所は甲東村仁
川、中山寺谷、桜井谷等の様に、よく群集古墳が発見される。

三、報恩寺跡の石棺使用古墳、法恩寺跡は山芦屋字西の坊に
ある。明治四十一年四月に、この辺を開拓して敷地となさんと
した際に、石棺の蓋を掘り出した事がある。その後神戸史談会
が其の附近を発掘して、祝部及び鉄器の砂片等を発見した。私
はその祝部の一破片を猿丸吉左衛門家に於いて見たが、あまり
精巧なものではなかった。芦屋附近では朝鮮土器は多く発見さ
れるが、祝部はあまり発見されない。又どの古墳も石室を持つ
円墳であるが、ここには石棺がじかに埋められていた様であ
る。その点でこの古墳は一寸めずらしいのである。又当時発掘
に従事した神戸の福原潜次郎氏の記す所に依れば埴を発見した

とある。埴とは今日の練瓦に相当するもので支那の古墳にはよ
く使用されるが、日本に於ては殆んど使用されず見出されない
もので、果してそれが埴であるかどうかは判明しないが、とに
かく珍しい事である。

以上の諸点で此の古墳は、他の古墳と異ってそれより少し古
いものである様に思われるのである。

四、三条字寺の内古墳、ここからは前節に記した甕形土器が
二箇の古墳を発掘した時多数の朝鮮土器と共に発見した処であ
る。この古墳はめずらしく全然土中に埋って残っていたため、
多くの古墳が内部を荒されて居るに反して、完全に内部の埋蔵
物を全部今日まで保存していたのである。

即ち、土器には皿、杯、高杯、罍、提瓶、埴等が沢山ある。
又小玉、渡金せる馬具等があった。

四、其の他の古墳以上の他、天神山には猿丸境内に完全なる古
墳が現存している。その北及び西方の笠ヶ塚にも三、四古墳の
跡らしきものがある。又城山麓には、二、三現存する他、附近に
は古墳があつた様に思われる。鳥塚附近にも古墳群がある様で
ある。更に三条には、字名として塚穴があるし山本右衛門氏所
有の竹林中に完全なのが一箇ある。之等古墳は皆埋蔵物は已に

無いのでそれについては云々出来ない。けれど当時その附近には確かに人々が住んでいたものであることが知られるのである。

第四章 芦屋に於ける石器時代文化叢考

私が多く芦屋の山麓を踏査して今までに発見し得た、石器時代、原史時代遺跡、遺物につき得た拙考を述べる事とする……(中略)……

二、芦屋に於ける石器時代居住地

芦屋市中で石器時代遺物が発見される所は、皆山手に限られている。又、そして石器散布地、包含地は主として谷間か山腹にあるのは當事の人々海岸に近い——といっても当時の海岸は相当山際に接してあったと考えられるが——所よりも、山懐などに居住していたらしい。又発見遺物の中に石鏃が圧倒的に多いのは当時の人々が狩猟を主な生業としていたと考えられる。

三、芦屋発見の石鏃から

芦屋に於て発見される石鏃の型は、色々な種類のものがある。……(中略)……石鏃と一番多く発見しているのはやはり岩ヶ平で特に、小学校の北約三百米にある高台状土地の畑では、そ

こ一ヶ所でその数表に三十数箇を自分が発見した。そこはサヌカイト片が非常に多く、おそらく石器製造跡ならんと思うが黒曜石片は、全然発見せぬので黒曜石の鏃は多分、他地方から運び込まれたものであると思う。又、黒曜石製石鏃は同じく岩ヶ平から一箇、笠ヶ塚から二箇を発見した。又、黒曜石製石鏃も一箇、笠ヶ塚から発見したが笠ヶ塚も、岩ヶ平と同様、サヌカイト片のみで黒曜石片は発見されない。……(中略)……

四、笠ヶ塚発見石砲丁様石器

普通に、笠ヶ塚という地名を以て呼ばれているのはその住宅街附近であるが此処でいうそれは、住宅街北方約五百五十米附近の赤土露出裸山部の事であり、石鏃等の出土するのはその裸山の麓部、即ち、住宅街北側に広さ約百二、三十米の奥行を有する森と、その裸山との境の道より少々北よりの地域である。しかし此の石砲丁様有孔石器発見地点附近から多数の土器片を見つけたが、それはさておき、その石器の用途、及び種類の如何が問題なのである。……(中略)……どのようにして使ったものか、両刃になっている所を見れば刃物に使った事を考えさせられる。又穴が単孔であるが一端は挟込みであるから若しかしたら上図の様に使ったかも知れぬ。又は、元はもっと長くて

複孔であったのが破損した為、一方の孔跡を体裁よく磨って丸くしたのかも知れぬ。或いは左下の様に元石斧であったのが折損した為同じく体裁よく磨いたものかも知れぬ。若しそうだとすれば元は石斧だったか、又は少し大げさだが石剣の折れの磨変形品とも考えられぬ事はない。何故なれば鏃のある事や、支那等にその例の多い事がしからしむる。又単に、玉用小形石斧と同じく、装飾用石器であったかも知れない。石質は粘板岩製である。扶入部には磨跡が遺っている。

五、阿保親王塚西側にて発見せる石斧片状石器

単孔らしくこれも前の石砲丁様石器と同様孔を通る折損部を少しではあるが磨いた形跡がある。大半は欠失しているが、石斧片と思われるが又石鏃(石のおもり)であったかも知れぬ。石質は安山岩製である。あまり興味深い代物ではないと思われる。

六、芦屋発見の石鏃

その数は非常に少なく、私の知れるものでも四、五箇に止まる。発見地は主に二、三は岩ヶ平、一、四は笠ヶ塚の森林中である。西日本に少ない石鏃が、而も形に於ても各種あるのは、やはり石鏃の各種形式を有すると関係があるのだろうか。石質

はサヌカイト製である。一風変わった事に、之等の石鏃には多共地方色があつて、多くは、一樣にその突出部が湾曲せる事である。故は不詳だが気が附いたから附加しておく。

2 「考古随録」(抄録)

吉岡 昭遺稿
昭和十九年十一月

岩ヶ平諸々之事

岩ヶ平と一言にして云えばそれのみに止まるも、さしてせまき地ならず。僕の今までに研究し得た遺跡地数も東、西、南北、さらに、相隣せる朝日ヶ丘とその左右を論ずべからざるもの数甚だ多し。六麓荘道を宮川に沿いて上る。阪急を越え程なく小学校に至る。さらに補装道路を上る。小学校裏手に当りて道路二つに分れ、一は補装のままにて東北に上り、一は裸道となりて幅広きまま北方に上る。右手の補装道路は、やがて大きく彎曲し、円弧をなして北方へ上り、左手の裸道は分崎岐点北方約式拾間にして、二つに分かれ、一はそのまま真直ぐに北方に上り、一つは分岐して朝日ヶ丘の方へ西北方へ向い、下り坂となる。道は略に同じ、されど真直ぐに北上する裸道は程

なく右方、即ち東北方から東方に大きく円弧をなして彎曲し、やがて前の補装路と交わる。此の交点附近、及び、その裸道東沿いの少々南部に甚だしく石鏃を出土せる地あり。その附近は、松林が茂り、その所々を開耕せしが如き地形なれば、その畑地に於て多く見出すべく、さらに一考を進むれば、その附近は謂所第参期層の高台にて、当時の居住地としては、最適の所ならんか。岩ヶ平にても最も多く石器及び石器片を出す所なり。尚、岩ヶ平にて発見せる黒曜石製鏃も此の畑にて発見せるなり。前にもどり、補装道を交点よりさらに北方に上る。約五拾間余にて四ツ角をなせる十字路あり。そこに至りて補装道路より離れ、右方、即ち東北に入る。約二百歩にて尽くるを北方に上り東に曲り古風な建築物の間を抜けて畑に開け前方に森を有する高台に出づ。台麓には森林これあり。稍を通りて西宮の方を見下ろさる。此の附近も亦石器散布地ならんか。多くの石鏃を発見す。前方に見えし森、即ち岩ヶ平の通称「宮さん」なり。狭かれど可成り立派な境内に入り拜殿にぬかずきて拜す。拜殿の左手より廻りて裏に出づ、荒墳跡二有り。荒石四を脚とし、上に巨石を以て蓋せる物なり。附近ノ土器片出土頻々たり、発掘すれば尚多くの土器類出土の可能性多し。出土土器

は、種類は朝鮮土器にして大皿多く、内面に波紋……錢波紋……を有しロクロを使用して製したるものなり。小皿、杯等も多し。「宮さん」出でてもとの道を北方に上る。附近畑多し、いづれも石器時代遺物出土多し、土器片等もしかりなり。僕が最初に石鏃を発見せしも、此の附近の畑なり。その道約一丁余にして前の補装路の十字路北方にて再び東方に彎曲し来れるに交わる。即ち補装路はその附近にて三度北方に円彎しつつ進み、今宮さん方面より来たる道はその補装路と交さしてそれを過り、補装路西北側の松林中に、西北に向かい入る。その松林は、毎年秋来れば松茸山とされる松林なり。その松林内こそ、岩ヶ平に於ける最大の土器出土地帯にして、発見、未発見古墳共に多し、土人その地一帯を称して八十塚というも故あるなり。墳及び土器に止まらず、石器も亦、少数ながら出土す。さらにその道を進み、西方に少しづつ曲りながら行く。程なくして山より下り来れる尾根に合ひ、峠状に一段と上り坂となり直ちに背を越ゆれば坂は急に下る。その尾根の背を、道から離れて左手、即ち南に下れば、一番最初の小学校北側の朝日ヶ丘と岩ヶ平の分岐道路附近の高台を目前に見下ろして、向つて右手即ち西方及び西南方に朝日ヶ丘を、左手即ち東方、東南方に、

岩ヶ平を望む尾根の切れる地点に出る。その丁度高台の端に当り古墳あり。長年の風雨と出張りたる地形条件により荒れ、それが内部に蔵せる土器類を多く散布し、その得し種類も非常に多かりきなり。以上歩き来れるすが、岩ヶ平遺跡地帯の中心部で、さらにその周辺に於て多くの石器、土器、古墳類を発見するは勿論、さらに北方に至りて、より多く、より一步を進めて研究する必要を深く感ず次第なり。

若屋天神附近諸々之事

若屋天神は「つつじ」で名^{つじ}き処なり。天神山猿宮の境内には山つつじが密集し花期には一せいに花をうけ、附近の山つつじとは異り背が高く、且つ密集し居る為、紅の海かとうたがうばかりなり。その若屋天神の拜殿前を西方に入ると、一つの古墳あり水神社という。若屋天神裏手に小径あり、つたいて東北方に行くに、やがて土地は裸山とされるあり。目前に西側に城山をひかえ眺望すこぶる良けれど水に不便なれば現在居住地としては不満なり。されど、古代としては、やはり第参期層の高台で海は山際近くまで入り込んで居りしならん故近く、すこぶるの好適地たりしならん。その附近並びにその南側の松林内にて

は多く石器類を出土し土器片の出土等可成り多数に上れり。以後の出土、亦有望なり。稱して笠ヶ塚遺跡地帯と云う。さらに、若屋天神裏を谷の方へ下り、谷の中なる、雨水に依りて出来たる細路を伝へ上る。約四、五丁ばかりなる上流地帯よりかの天神社裏附近に至るまでの間、及び、その東方に朝日ヶ丘まで続ける松林内には時々なれども石器、土器の破片等を見出す事あり。特に石鏃は多数発見せり。なお、かの松林内には古墳多く存し、未発掘のもの多かりせば、それ等の古墳の発掘による土器等の出土量は、相当多数にのぼるものと考え得るものなり。此の附近は背もさして高からざる松のまばらに生えたる間に巨岩石突出し、往々荒墳跡とまがうものあるにつき、特に注意を要するなり。又此処にて発見し得る土器は殆んど朝鮮土器にして形は種々あるも皿、杯、高杯、罍、卍等に限らる。笠ヶ塚遺跡地帯に於て発見せる土器も略々同じ。尚、笠ヶ塚に於ては、南部の松林内に於て黒曜石製石匙一個、裸山部に於て黒曜石製石鏃二個を発見せり。

古墳略考

(前略)……若屋に於ける古墳の位置は体を略して左の如き

ものなり。

打出、阿保親王塚附近

打出、宇岩ヶ平（岩出手）

芦屋、天神山及びその北方裏

芦屋、城山麓

三条、高手

芦屋、法恩寺跡（山芦屋字西ノ坊）

一、阿保親王塚附近之古墳

（前略）……又、阪急の夙川上り芦屋に抜けむが為、阿保親王塚北方を掘り抜きたる時に、その土礫が間に数多の土器片のありし事、今尚氣憤し居れるなり。此れが附近も亦、前に記せるが如く第参期層の高台なり。

二、打出、宇岩ヶ平群集古墳

現在岩ヶ平附近、苦楽園に至る道に沿って、原形を止むる古墳は、その数、わずか三、四に過ぎずとは云へど、古墳なりしならむと認めらるるもの及び、形はくずれたりとは謂へ、たしかに古墳ならむと思わるるものに至りては実に数多く存在するなり。……（中略）……

此の辺の如き地形、即ち谷の入り込みたるが如き場所は、甲

東村仁川、中山寺谷、桜井各村が如くに、よく群集古墳の発見

さるるなり。すべて芦屋に於て見る古墳の形式は、殆んどが、横穴、石室式古墳にして、使用せる石材も荒石を、そのまま使われたるが多く、切石を材とせるものは、阿保親王塚、天神社境内之古墳、等に止まれるなり。

三、法恩寺跡之石棺使用古墳

（前略）……僕、嘗って、その前部の一破片を猿丸吉左衛門が家にて見しが、さして精巧なるものならざりしなり。又、いずれが古墳にても、石室を持つ円墳なるに、ここに於ては、石棺の埋没しありしが如く、その点に於て、此れが古墳は、他に異り、可成り目ずらしきものなり。

四、略

五、其の他、諸々の古墳之事

以上の他、前にも述べたるが如く天神山には、猿の宮境内に完全なる古墳の現存せるあり。又、城山麓に於ては、二、三、現存する他、附近に古墳のありしなむ如く思われる物多し。鳥塚附近にも群集古墳のあるが如き模様なり。さらに、三条にては、字名として塚穴あり。山本右衛門氏所有が竹林中に於て完全なるもの一個確認せり。……（後略）

あとがき

新修芦屋市史編集作業は芦屋市長（渡辺万太郎、のち松永精一郎）の委嘱をうけて武藤誠・有坂隆道・末中哲夫・村川行弘の四編集委員で担当し、当初は市民部の所管業務として昭和四十四年度に発足し、芦屋市民会館内に市史編集室が設けられた。本篇刊行後の昭和四十七年度からは教育委員会事務局（教育長 道盛正、参事 田中忠雄、のち参事 大江一男）の社会教育室（主幹 岩本昌三）所管業務として資料篇編集の作業が継続された。昭和五十年には編集事務は教育長（芝田暉治）の特命事項となって現在に至っている。

この間、編集委員の研究調査を補助するため、昭和四十六年十一月から松原弘宣（昭和四十八年四月から松本直樹と交替）、昭和四十七年一月から内田淑子が編集事務嘱託となった。昭和四十九年二月から上田祥子、同年五月から田中豊の二名が編集事務嘱託となり現在に至っている。また、昭和四十九年度には社会教育室文化財担当の森岡秀人が市史編集業務を兼任している。

史料調査は編集委員が中心となり、それぞれの専門分野を担当し、更に研究事項については編集委員のほかに専門研究者に調査と執筆を依頼した。資料編全体の総括・監修は武藤誠委員が担当し、編集は武藤・有坂・末中・村川委員が担当し、事務局の岩本・田中・上田・森岡が協力した。最終校正は武藤・村川委員と事務局で担当した。

執筆に際しては度々編集委員会を開いて芦屋市地域の特性と問題点を討議し、さらに各分野での分科会を開いて、資料の採訪と編集方法を討議した。執筆は編集委員会の方針に従ってなされた。

総説は村川委員、第一編考古篇の第一章旧石器・縄文時代は藤井裕介が執筆し、村川委員が補筆した。第二章弥生時代は村川委員・森岡秀人が執筆し、橋爪康至が協力した。第三章古墳時代は藤岡弘・勇正人が執筆し、村川委員が補筆した。実測図・図版には藤川祐作・古川久雄・松田和義・小島周二・岩橋信幸ら芦の芽グループの協力をうけた。第四章歴史時代は村川委員が担当し、図版は森岡秀人・渡辺昇が協力した。

第二篇の古代は松原弘宣が執筆し、武藤・村川委員が補筆し、上田祥子が協力した。中世は有坂委員・高橋隆博が担当し、末中委員・田中豊・松本直樹が協力した。参考文献は若林泰・武藤委員・村川委員・森岡秀人・上田祥子が担当した。

資料篇出版に際し協力をうけた左記の方々をはじめ、記載し得なかつた多くの方々に深い謝意を表したい。
(順不同・敬称略)

国立公文書館・東京大学史料編纂所・宮内庁書陵部・山口県文書館・京都大学考古学研究室・関西学院大学史学研究室・関西大学考古学研究室・奈良国立文化財研究所・兵庫県史編集室・兵庫県教育委員会・西宮市教育委員会・西宮市行政資料室・尼崎市教育委員会・神戸市教育委員会・伊丹市行政資料室・伊丹市立博物館・篠山鳳鳴高校郷土室・兵庫県立芦屋高校・水戸彰考館・箕面市勝尾寺・神戸市太山寺・京都市北野神社・親王寺・神井建設工業株式会社・芦の芽グループ、田岡香逸・辰馬悦蔵・吉井良尚・猿丸吉左エ門・猿丸義也・左博・若林泰・吉岡つた・朝比奈貞雄・斉藤英二・藤田和夫・吉田雅一・小林行雄・藤沢一夫・樋口清之・鎌木義昌・都出比呂志・石野博信・福沢邦夫・安田博幸・小野忠照・岡田保造・丹治康明・深井明比古・高島信之・西本雅人・尼崎貞子・尼崎恵美子・鈴木富登・福井英治・喜谷美宣・前田義人・和島恭仁雄・島田竜雄・兼康保明・三宅正容
おわりに、本書の印刷に際し、終始積極的に作業をすすめていただいた凸版印刷株式会社の担当職員諸氏のご

誠意に対し、厚くお礼申し上げます。

昭和五十一年三月

芦屋市史編集委員

武藤 誠
有坂 隆道
末中 哲夫
村川 行弘

変化	281	表65	吉岡昭採集資料	430
表43 各遺構・発掘地点別の主要 器種組成	283	表66	若林泰所蔵資料	432
表44 後期鉢形土器の型式別出土 量	287	表67	山手町21番地出土資料	435
表45 後期鉢形土器の型式組成	287	表68	六麓荘町181番地出土資料	435
表46 後期高杯形土器の型式別出 土量	288	表69	神井建設工業株式会社所蔵 資料	436
表47 後期高杯形土器の型式組成	288	表70	三条町240番地出土資料	437
表48 石器・鉄器出土地点別組成 表	290	表71	鈴木富登所蔵資料	439
表49 会下山遺跡における河内系 土器出土数	295	表72	旭化成寮内出土資料	440
表50 分析試料土器に関する資料	299	表73	室崎政次郎寄贈資料	440
表51 分析試料土器の分析値	299	表74	篠山鳳鳴高校所蔵資料	440
表52 他遺跡出土土器の分析値	300	表75	県立芦屋高等学校所蔵資料	441
表53 西摂津地域における畿内第 V様式土器編年試案表	319	表76	八十塚群集墳構成一覽表	451
【第3章】		【第4章】		
表54 芦屋市における古墳時代研 究の文献一覽	324	表77	芦屋廃寺址出土瓦個数表	463
表55 県下の大型円墳	334	表78	遺瓦の時期と種類	464
表56 調査記録及び報告書一覽	362			
表57 周辺地域における外区列石 を付設する古墳	410			
表58 西摂地域周辺における陶棺 出土表	413			
表59 西摂地域周辺における耳環 出土の古墳	414			
表60 八十塚群集墳土器型式表 (須恵器)	415			
表61 西宮市・辰馬悦蔵資料(駒 塚古墳出土遺物)	426			
表62 城山南麓出土甕形土器	427			
表63 三条字寺之内出土甕形土 器	427			
表64 朝比奈貞雄所蔵資料	428			

写真123 中世の石垣列と東川用水路	462
写真124 各種の埴	474
写真125 土甕と脚足	477
写真126 面子・古銭	478
写真127 土錘	478
【参考文献】	
写真128 『考古随録』表紙(吉岡つた所蔵)	612
写真129 『考古随録』に描かれている吉岡昭のスケッチ(同上)	612

本文表目次

【第1章】

表1 放射性炭素による年代測定(旧石器時代)	12
表2 放射性炭素による年代測定(縄文時代)	22
表3 旧石器時代石器一覧表(39年・48年)朝日ヶ丘遺跡	34
表4 出土石器一覧表(昭和39年調査) No. 1	43
" No. 2	44
" No. 3	45
" No. 4	46
表5 出土石器一覧表(昭和48年調査) No. 1	55
" No. 2	56
" No. 3	57
表6 B地点出土石器の層位的分類表	60
表7 石鏃重量表	69
表8 石鏃計測表	70
表9 昭和48年調査出土剥片計測表	71
表10 "	72
表11 昭和48年調査出土剥片個数表	72
表12 昭和48年調査出土剥片形態グラフ	73
表13 吉岡昭採集の芦屋市内出土石器一覧表	74
表14 西宮市所有の芦屋市内出土石器一覧表	76
表15 朝比奈貞雄所有の市内出土	

石器一覧表.....76

【第2章】

表16 C地区遺構一覧表	102
表17 E地区遺構一覧表	104
表18 F地区遺構一覧表	106
表19 J地区遺構一覧表	108
表20 L地区遺構一覧表	110
表21 X地区遺構一覧表	112
表22 N地区遺構一覧表	114
表23 S地区遺構一覧表	116
表24 Q地区遺構一覧表	118
表25 U地区遺構一覧表	120
表26 M地区遺構一覧表	122
表27 焼土塚遺構一覧表	125
表28 石器器種別出土数一覧表	126
表29 石器材質表	127
表30 石鏃の型式別出土量	129
表31 石鏃の長さとの比率	130
表32 不定形刃器観察表	132
表33 会下山遺跡出土鉄斧の分析	141
表34 会下山遺跡出土石器新資料一覧表	151
表35 打出岸造り遺跡遺物採集記録一覧表	184
表36 芦屋市内主要弥生遺跡存続年代表	200
表37 桜ヶ丘出土銅鏢所見一覧表	230
表38 桜ヶ丘出土銅鏢の高さ・重さと型式との関係	231
表39 会下山遺跡における地点別土器様式出土量・主要種組成	275
表40 各遺構・発掘地点別の土器様式別出土量	277
表41 土器様式別にみた器種組成変化	280
表42 中期から後期への器種組成	

写真39 弥生式土器出土のトレン チ(D-I)…………… 180	写真61 生駒銅鐸出土の遠景…………… 221
写真40 芦屋廃寺下層遺跡出土弥 生式土器(1)…………… 181	写真62 生駒出土の銅鐸…………… 223
写真41 芦屋廃寺下層遺跡出土弥 生式土器(2)…………… 182	写真63 荒神山遺跡の現状…………… 224
写真42 吉岡昭作成の『岩ヶ平遺 跡地図』…………… 186	写真64 渦ヶ森出土銅鐸(『歴史と 地理』33巻から)…………… 227
写真43 岩ヶ平遺跡出土の磨製石 剣…………… 188	写真65 桜ヶ丘銅鐸出土の遠景…………… 228
写真44 岩ヶ平遺跡出土の石斧(吉 岡つた所蔵)…………… 188	写真66 桜ヶ丘出土の銅鐸・銅戈 (森昭撮影・神戸市教育 委員会提供)…………… 229
写真45 有孔石器…………… 192	写真67 伯母野山遺跡遠景…………… 233
写真46 「阿保親王御廟詮議」記 載の堂ノ上出土銅鐸の図 (山口県文書館所蔵)…………… 194	写真68 伯母野山遺跡牛小屋山東 麓第1号住居址…………… 234
写真47 堂ノ上出土銅鐸とその細 部(親王寺所蔵)…………… 197	写真69 伯母野山遺跡出土土器(若 林泰・斎藤英二所蔵)…………… 235
写真48 保久良神社境内の磐境…………… 205	写真70 伯母野山遺跡出土土器 (同上)…………… 236
写真49 保久良神社遺跡出土土器(1) …………… 206	写真71 伯母野山遺跡出土鉄器 (同上)…………… 236
写真50 " (2)…………… 206	写真72 有樋式磨製石剣 (同上)…………… 237
写真51 " (3)…………… 207	写真73 五ヶ山遺跡第2号住居址…………… 250
写真52 " (4)…………… 207	写真74 溝状遺構…………… 250
写真53 保久良神社遺跡出土土器…………… 208	写真75 五ヶ山遺跡遺構…………… 251
写真54 金鳥山遺跡A地点の半堅 穴状平坦面遺構…………… 210	写真76 甲山銅剣出土の遠景…………… 257
写真55 金鳥山遺跡出土土器…………… 211	写真77 甲山出土の銅剣(西宮市 教育委員会提供)…………… 257
写真56 坂下山遺跡より市街地と 大阪湾を望む…………… 212	写真78 岡田山遺跡の現状(西宮 市教育委員会提供)…………… 260
写真57 坂下山遺跡出土土器…………… 214	写真79 越水山遺跡採集の土錘 (山田博雄所蔵)(伊丹市 立博物館提供)…………… 266
写真58 坂下山遺跡出土土器(1)…………… 215	写真80 津門出土銅鐸…………… 272
写真59 " (2)…………… 215	写真81 会下山遺跡出土器より抽 出された河内地方の土器…………… 296
写真60 森北町遺跡出土土器…………… 219	写真82 F地区住居址床面土器出 土状態…………… 303
	写真83 会下山遺跡L地区住居址

一括遺物出土状況…………… 307	写真101 八十塚A号墳石室…………… 369
写真84 田能遺跡6Y調査区第2 溝一括土器出土状態(尼 崎市教育委員会提供)…………… 315	写真102 八十塚C号墳石室…………… 372
写真85 中ノ田遺跡第1・2溝一 括出土状態(尼崎市教育 委員会提供)…………… 316	写真103 八十塚E号墳石室…………… 380
【第3章】	写真104 八十塚12号墳所在地(藤 川祐作提供)…………… 386
写真86 「阿保親王御廟詮議」毛 利家文庫(山口県文書館 提供)…………… 323	写真105 八十塚13号墳石室(藤川 祐作提供)…………… 387
写真87 大正時代の絵はがきにみ られる城山南麓の古墳…………… 326	写真106 八十塚14号墳石室(藤川 祐作提供)…………… 391
写真88 金津山古墳遠景(藤川祐 作提供)…………… 334	写真107 八十塚15号墳石室(藤川 祐作提供)…………… 393
写真89 「摂津名所図会」に見る 金津山…………… 337	写真108 劔谷1号墳石室…………… 395
写真90 阿保親王塚古墳遠景(藤 川祐作提供)…………… 341	写真109 苦楽園1号墳2号墳石室 (西宮市教育委員会)…………… 398
写真91 「阿保親王御廟詮議」有 来之図(山口県文書館提 供)…………… 342	写真110 苦楽園5号墳石室(西宮 市教育委員会)…………… 404
写真92 「阿保親王御廟詮議」修 理後の図(山口県文書館 提供)…………… 343	写真111 苦楽園7号墳石室(西宮 市教育委員会)…………… 408
写真93 「阿保親王御廟詮議」鏡 鑑図(同上)…………… 344	写真112 苦楽園8号墳石室(西宮 市教育委員会提供)…………… 409
写真94 陳孝然作三角縁神獸鏡…………… 344	写真113 苦楽園1・2号墳(西宮 市教育委員会提供)…………… 411
写真95 鞍塚の跡…………… 348	写真114 苦楽園5号墳(西宮市教 育委員会提供)…………… 411
写真96 斧塚石碑…………… 349	写真115 宝塚長尾山古墳群(宝塚 市教育委員会提供)…………… 412
写真97 元塚石塔…………… 351	写真116 旭塚列石…………… 412
写真98 四ツ塚「兵庫阿保親王御 廟所図」(山口県文書館 所蔵)…………… 354	写真117 朝日ヶ丘町257番地須恵 器出土当時の状況…………… 423
写真99 旭塚古墳石室発掘前…………… 357	写真118 三条町240番地遺物出土 当時の状況…………… 424
" 発掘後…………… 357	【第4章】
写真100 芦屋神社境内古墳…………… 359	写真119 昭和11年の調査地域(藤 沢一夫撮影)…………… 456
	写真120 芦屋廃寺址塔心礎…………… 457
	写真121 B地区焼面…………… 458
	写真122 D地区の瓦層…………… 460

吉岡昭採集資料実測図	
図182 吉岡昭採集資料	446
若林泰所蔵資料	
図183 若林泰所蔵資料	447
山手町21番地出土資料	
六麓荘町181番地出土資料	
神井建設工業株式会社所蔵資料	
図184 神井建設工業株式会社所蔵資料	448
三条町240番地出土資料	
図185 鈴木富登所蔵資料	449
旭化成寮内出土資料	
室崎政次郎寄贈資料	
篠山鳳鳴高校所蔵資料	
県立芦屋高校所蔵資料	
【第4章】	
図186 昭和11年当時の薬師堂跡の実測図(武藤誠記録による)	456
図187 薬師堂址・C地区トレンチ実測図	458
図188 全域実測図と調査場所	459
図189 中世石垣列と東川用水路址	461
図190 土師質壺実測図	464
図191 出土瓦の拓本	465
図192 " "	466
図193 " "	467
図194 出土瓦実測図	468
図195 " "	469
図196 " "	470
図197 各種の埴実測遺図	475
" 198 " "	476
図199 文字刻埴拓影	477
図200 瓦器碗の実測図	477

「本書に掲載した地図は建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号) 昭51総 複、第700号」

本文写真目次

【第1章】	
写真1 兵庫県多紀郡藤岡山遺跡出土尖頭器	13
写真2 朝日ヶ丘遺跡出土石鏃	26
写真3 昭和39年調査当時の朝日ヶ丘遺跡	27
写真4 昭和48年調査当時の朝日ヶ丘遺跡	48
写真5 W-Xグリッド(ボルダ一の状態)	58
写真6 岩ヶ平出土のナイフ形石器	77
【第2章】	
写真7 毛利家文庫「兵庫親王寺銅鐸之図」表紙(山口県文書館提供)	82
写真8 「摂津国芦屋郷土石器時代文化研究」表紙(吉岡つた所蔵)	83
写真9 会下山遺跡より東方の平地を望む	88
写真10 E地区住居址溝の切合い状況	91
写真11 F地区住居址検出状況	92
写真12 Q地区祭祀址溝内遺物出土状況	93
写真13 J地区住居址検出状況	94
写真14 C地区住居址検出の屋内V字溝	95
写真15 M地区土城墓検出状況	96
写真16 N地区住居址平石ピット発掘状況	97
写真17 S地区住居址遺物出土状況	98
写真18 柱状片刃石斧	135
写真19 砥石	136
写真20 石鏃	137
写真21 石弾・叩石	138
写真22 三翼鏃(内蒙古包頭出土・島村孝三郎寄贈)(京都大学考古学研究室提供)	143
写真23 球形土製品と面子	145
写真24 指紋・靱痕のみられる土器	146
写真25 会下山西斜面の緊急調査か所	147
写真26 昭和48年実施の発掘調査風景	148
写真27 Q-F地区間東方斜面を望む	149
写真28 壺形土器(昭和42・48年会下山遺跡出土)	154
写真29 甕形土器(同上)	159
写真30 高杯形土器(同上)	162
写真31 鉢形土器、器台形土器、その他脚台部など(同上)	165
写真32 底部(同上)	166
写真33 回転台形土器細部	169
写真34 城山遺跡遠景	171
写真35 第5号トレンチの柱穴状ピット	172
写真36 城山遺跡出土土器	174
写真37 芦屋発見石斧の図(吉岡昭『摂津国芦屋郷土石器時代文化研究』P.40~41から)	176
写真38 城山南麓遺跡採集資料(吉岡つた所蔵)	177

図94 巨石分布図(樋口清之「摂津保久良神社遺跡の研究」から)…………… 203	図114 東山遺跡包含層(小林行雄「考古学」から)…………… 243
図95 銅戈出土状況…………… 204	図115 東山遺跡出土土器実測図(1)(小林行雄『考古学』4巻4号)…………… 244
図96 保久良神社遺跡出土銅戈実測図…………… 208	図116 東山遺跡出土土器実測図(2)(同上)…………… 245
図97 金鳥山遺跡出土土器拓影…………… 211	図117 東山遺跡出土土器実測図(同上)…………… 246
図98 坂下山遺跡出土土器拓影…………… 214	図118 河原遺跡出土土器実測図…………… 247
図99 森北町遺跡遺物包含層略測図(鈴木富登の記録から)…………… 217	図119 河原遺跡出土土器実測図…………… 247
図100 森北町遺跡出土土器実測図…………… 218	図120 熊野遺跡竪穴実測図(小林行雄『考古学』4-4)…………… 248
図101 荒神山遺跡位置図…………… 244	図121 五ヶ山周辺遺跡位置図…………… 249
図102 荒神山遺跡出土土器実測図(兵庫県教育委員会提供)…………… 225	図122 五ヶ山遺跡第1号住居址実測図…………… 252
図103 桜ヶ丘銅鐸出土位置図…………… 228	図123 五ヶ山遺跡第2号住居址実測図…………… 253
図104 伯母野山遺跡位置図…………… 232	図124 五ヶ山遺跡出土遺物実測図…………… 254
図105 篠原遺跡出土土器実測図(1)(小林行雄「摂津国神戸市篠原遺跡に就いて」から)…………… 238	図125 上田市周辺遺跡位置図…………… 258
図106 “ (2) (同上)…………… 239	図126 上田市遺跡基本土層模式図…………… 259
図107 “ (3) (同上)…………… 239	図127 上田市遺跡出土土器実測図…………… 259
図108 篠原遺跡出土土器拓影(1)(同上)…………… 240	図128 岡田山周辺遺跡位置図…………… 261
図109 “ (2) (同上)…………… 240	図129 六軒山遺跡出土土器実測図(西宮市教育委員会提供)…………… 262
図110 布引丸山遺跡位置図…………… 241	図130 柏堂遺跡位置図…………… 263
図111 布引丸山遺跡出土土器実測図(1)(小林行雄「神戸市布引丸山の弥生式土器」から)…………… 242	図131 越水山周辺遺跡位置図…………… 265
図112 布引丸山遺跡出土土器実測図(2)(同上)…………… 242	図132 越水山遺跡西田地区採集の土器実測図…………… 267
図113 東山周辺遺跡位置図…………… 243	図133 越水墓地南方遺跡出土の石器実測図…………… 268
	図134 西宮神社社頭遺跡出土土器実測図(西宮市教育委員会所蔵)…………… 270
	図135 F地区住居址床面一括出土土器実測図…………… 304

図136 L地区住居址一括土器群出土状況実測図…………… 306	図161 八十塚A号墳出土遺物実測図…………… 376
図137 L地区住居址一括出土土器実測図(1)…………… 308	図162 八十塚B号墳出土遺物実測図…………… 377
図138 “ (2)…………… 310	図163 八十塚C号墳出土遺物実測図…………… 378
図139 会下山遺跡出土土器実測図…………… 311	図164 八十塚E号墳石室実測図…………… 382
【第3章】	図165 八十塚E号墳出土遺物実測図…………… 383
図140 芦屋市周辺古墳分布地図…………… 330	図166 八十塚12号墳地形実測図…………… 385
図141 金津山周辺古墳位置図…………… 333	図167 八十塚13号墳地形実測図…………… 388
図142 金津山古墳墳丘実測図…………… 335	図168 八十塚14号墳地形実測図…………… 390
図143 昭和7年精道村明細図に記された金津山…………… 336	図169 八十塚15号墳石室実測図…………… 394
図144 阿保親王塚古墳位置図…………… 340	図170 劔谷1号墳石室実測図…………… 396
図145 阿保親王塚古墳実測図(宮内庁書陵部提供)…………… 341	図171 劔谷1号墳出土遺物実測図…………… 397
図146 駒塚・四ツ塚位置図…………… 353	図172 苦楽園1号墳石室実測図(西宮市教育委員会提供)…………… 400
図147 城山南麓古墳分布図(吉岡つた所蔵)…………… 355	図173 苦楽園2号墳石室実測図(西宮市教育委員会提供)…………… 401
図148 旭塚古墳位置図…………… 356	図174 苦楽園1号墳出土遺物実測図(西宮市教育委員会提供)…………… 402
図149 旭塚古墳石室実測図(京都大学考古学研究室提供)…………… 356	図175 苦楽園2号墳出土遺物実測図(西宮市教育委員会提供)…………… 402
図150 笠ヶ塚古墳分布図(吉岡つた所蔵)…………… 358	図176 苦楽園5号墳石室実測図(西宮市教育委員会提供)…………… 405
図151 八十塚群集墳支群分布図…………… 361	図177 苦楽園5号墳出土遺物実測図(西宮市教育委員会提供)…………… 406
図152 朝日ヶ丘支群位置図…………… 363	図178 苦楽園7・8号墳地形実測図(西宮市教育委員会提供)…………… 407
図153 朝日ヶ丘1号墳石室実測図…………… 364	図179 駒塚古墳出土遺物実測図(辰馬悦蔵提供)…………… 442
図154 朝日ヶ丘2号墳石室実測図…………… 365	図180 城山南麓出土甕形土器実測図(京都大学考古学研究室所蔵)三条寺之内出土甕形土器実測図(京都大学考古学研究室所蔵)…………… 443
図155 朝日ヶ丘1号墳出土遺物実測図…………… 366	図181 朝比奈貞雄所蔵資料実測図…………… 445
図156 朝日ヶ丘2号墳出土遺物実測図…………… 367	
図157 劔谷、岩ヶ平、苦楽園、老松町支群位置図…………… 370	
図158 八十塚A号墳石室実測図…………… 371	
図159 八十塚B号墳石室実測図…………… 373	
図160 八十塚C号墳石室実測図…………… 374	

本文図版目次

【第1章】

図1 剥片名称……………15

図2 石刃の整作順序(『兵庫県史』第1巻から)……………16

図3 瀬戸内技法(『図説世界文化史大系』から(鎌木義昌原図による))……………18

図4 細石器の着装……………19

図5 昭和48年調査当時の朝日ヶ丘遺跡平面図……………28

図6 朝日ヶ丘遺跡出土の旧石器時代の石器実測法……………29

図7 “ ”……………30

図8 “ ”……………31

図9 “ ”……………32

図10 朝日ヶ丘遺跡出土の石器実測図(昭和39年調査)……………36

図11 “ ”……………37

図12 “ ”……………38

図13 “ ”……………39

図14 “ ”……………40

図15 “ ”……………41

図16 “ ”……………42

図17 朝日ヶ丘遺跡出土の石器実測図(昭和48年調査)……………50

図18 “ ”……………51

図19 “ ”……………52

図20 “ ”……………53

図21 “ ”……………54

図22 F・G・H・Iグリッド東側断面図(昭和48年調査)……………59

図23 J・K・L・Mグリッド東側断面図(昭和48年調査)……………59

図24 X・Wグリッド東側断面図(昭和48年調査)……………59

図25 縄文土器底部実測図(昭和39年調査)……………66

図26 縄文土器拓影(昭和39年調査)……………67

図27 吉岡昭採集の芦屋市内出土石器実測図(1)(吉岡つた所蔵)……………75

図28 “ ”(2)(吉岡つた所蔵)……………76

図29 岩ヶ平出土のナイフ形石器(西宮市教育委員会所蔵)……………77

図30 西宮市内出土石器(西宮市教育委員会所蔵)……………77

図31 朝比奈貞雄採集石器実測図(朝比奈貞雄所蔵)……………78

【第2章】

図32 会下山遺跡遺構配置図と同断面図……………89

図33 予察調査出土の土器……………90

図34 C地区住居址出土土器実測図……………102

図35 C地区住居址出土土器実測図……………103

図36 E地区住居址実測図……………104

図37 E地区住居址出土土器実測図……………105

図38 F地区住居址実測図……………106

図39 F地区住居址出土土器実測図……………107

図40 J地区住居址実測図……………108

図41 J地区住居址出土土器実測図……………109

図42 L地区住居址実測図……………110

図43 L地区住居址出土土器実測図……………111

図44 X地区住居址実測図……………112

図45 X地区住居址出土土器実測図……………113

図46 N地区住居址実測図……………114

図47 N地区住居址出土土器実測図……………115

図48 S地区祭祀址実測図……………116

図49 S地区祭祀址出土土器実測図……………117

図50 Q地区祭祀址実測図……………118

図51 Q地区祭祀址出土土器実測図……………119

図52 U地区廃棄場址実測図……………120

図53 U地区廃棄場址出土土器実測図……………121

図54 M地区土塚実測図……………122

図55 M地区土塚出土土器実測図……………123

図56 I号焼土遺構実測図……………124

図57 II号 “ ”……………124

図58 焼土出土土器実測図……………125

図59 打製石鏃実測図……………128

図60 石鏃実測図……………131

図61 不定形刃器実測図……………133

図62 磨製石鏃実測図……………136

図63 異形石製品……………139

図64 鉄器実測図……………140

図65 漢式三翼銅鏃実測図……………142

図66 三稜鏃実測図(奏都威陽都城址出土)(『考古』所収)……………144

図67 ガラス小玉実測図……………145

図68 会下山遺跡出土弥生式土器実測図(1)……………152

図69 “ ”(2)……………156

図70 “ ”(3)……………158

図71 “ ”(4)……………161

図72 “ ”(5)……………165

図73 “ ”(6)……………167

図74 回転台形土器実測図……………169

図75 会下山遺跡、城山遺跡、城山南麓遺跡、笠ヶ塚遺跡位置図……………171

図76 城山遺跡出土土器実測図……………174

図77 城山南麓遺跡出土土器実測図(吉岡つた所蔵)……………177

図78 城山南麓遺跡採集石器実測図(兵庫県立篠山鳳鳴高校郷土室所蔵)……………178

図79 芦屋廃寺下層遺跡、三条岡山遺跡、西良寺遺跡位置図……………179

図80 芦屋廃寺下層遺跡弥生式土器包含層……………180

図81 芦屋廃寺下層遺跡出土土器実測図……………181

図82 打出岸造り遺跡、打出地造り遺跡位置図……………183

図83 打出岸造り遺跡基本土層模式図(紅野芳雄著『考古小録』から)……………184

図84 打出岸造り遺跡出土土器文様(『考古小録』から)……………185

図85 岩ヶ平遺跡採集石器実測図(1)(西宮市教育委員会提供)……………187

図86 岩ヶ平遺跡採集石器実測図(2)(村川行弘提供)……………188

図87 藤ヶ谷遺跡位置図……………189

図88 三条岡山遺跡出土土器実測図……………191

図89 西良寺遺跡出土石器の図(『考古小録』から)……………191

図90 堂ノ上銅鐸出土土器位置図……………195

図91 堂ノ上出土銅鐸実測図……………196

図92 芦屋市域弥生遺跡分布図……………199

図93 保久良神社周辺遺跡位置図……………202

新修芦屋市史 資料篇 1

昭和51年3月5日 印刷
昭和51年3月26日 発行

編集者 芦屋市史編集委員
代表 武 藤 誠
発行者 芦屋市長
松永精一郎
印刷所 大阪市福島区海老江3丁目22番61号
凸版印刷株式会社
発行所 芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所

新修芦屋市史資料篇1 図版・写真・表目次

巻頭図版

1 陳孝然作魚帯文四神二獸博山爐鏡	21 会下山遺跡出土土器 (2)
2 朝日ヶ丘遺跡出土の石器 (1)	22 会下山遺跡出土石器 (1) 打製石族
3 " (2)	" (2)不定形刃器
4 " (3)	23 会下山遺跡出土鉄器・青銅器・石器
5 朝日ヶ丘遺跡昭和39年調査出土	(1)鉄器 (2)漢式三翼鏃・銅鏃・磨製
石器 (1)	石鏃
6 " " (2)	24 会下山遺跡復原住居 (1)復原住居の
7 " " (3)	構築過程 (2)復原住居全景
8 " " (4)	25 八十塚A号墳石室全景
9 " " (5)	26 八十塚C号墳 "
10 " " (6)	27 市内出土の古墳時代遺物 (1)
11 朝日ヶ丘遺跡昭和39年調査出土土器	28 " (2)
12 朝日ヶ丘遺跡昭和48年調査出土	29 " (3)
石器 (1)	30 " (4)
13 " " (2)	31 " (5)
14 " " (3)	32 芦屋廃寺址出土遺瓦 (1)
15 " " (4)	33 " (2)
16 空からみた会下山遺跡	34 " (3)
17 会下山遺跡住居址群発掘風景	
18 会下山遺跡住居址検出状況 (1)	
<1> E地区住居址	
<2> F地区住居址	
19 会下山遺跡住居址検出状況 (2)	
<1> X地区住居址	
<2> N地区住居址	
20 会下山遺跡出土土器 (1)	

